

# 九重町地域防災計画

(風水害等対策編)

令和8年2月

九重町防災会議



# 九重町地域防災計画（風水害等対策編）

## 目 次

<b>第1部 総 則</b> .....	<b>- 1 -</b>
第1章 計画の目的 .....	- 1 -
第1節 計画の目的 .....	- 1 -
第2節 計画の性格と内容 .....	- 1 -
第3節 計画の理念 .....	- 2 -
第4節 計画の位置づけ .....	- 3 -
第5節 計画の修正 .....	- 4 -
第6節 計画の周知 .....	- 4 -
第2章 九重町の地勢及び気候 .....	- 6 -
第1節 地形及び地質 .....	- 6 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方 .....	- 10 -
第3節 気候 .....	- 12 -
第3章 九重町における災害とその特性 .....	- 14 -
第1節 豪雨災害・台風 .....	- 14 -
第2節 その他の気象災害等 .....	- 17 -
第4章 被害の想定 .....	- 18 -
第1節 豪雨災害・台風 .....	- 18 -
第2節 火山災害 .....	- 19 -
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	- 20 -
<b>第2部 災害予防</b> .....	<b>- 22 -</b>
第1章 災害予防の基本方針等 .....	- 22 -
第1節 災害予防の基本的な考え方 .....	- 22 -
第2節 災害予防の体系 .....	- 23 -
第2章 災害に強いまちづくり .....	- 25 -
第1節 被害の未然防止事業 .....	- 26 -
第2節 災害危険区域の対策 .....	- 29 -
第3節 防災施設の災害予防管理 .....	- 30 -
第4節 地域の防災環境整備 .....	- 31 -
第5節 建築物の災害予防 .....	- 32 -

第6節	農林水産物の災害予防.....	- 34 -
第7節	防災調査研究の推進.....	- 35 -
第8節	水災防止対策の実施.....	- 35 -
第9節	減災対策協議会.....	- 36 -
第3章	災害に強い人づくり.....	- 37 -
第1節	自主防災組織.....	- 39 -
第2節	防災訓練.....	- 43 -
第3節	防災教育.....	- 47 -
第4節	消防団・水防団・ボランティアの育成、強化.....	- 51 -
第5節	要配慮者の安全確保.....	- 53 -
第6節	帰宅困難者の安全確保.....	- 58 -
第7節	地域ごとの避難計画の策定.....	- 59 -
第8節	町民運動の展開.....	- 60 -
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置.....	- 62 -
第1節	初動体制の強化.....	- 64 -
第2節	活動体制の確立.....	- 67 -
第3節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実.....	- 72 -
第4節	救助物資の備蓄.....	- 77 -
第5章	その他の災害予防.....	- 78 -
第1節	災害対策基金の確保.....	- 78 -
<b>第3部</b>	<b>災害応急対策.....</b>	<b>- 79 -</b>
第1章	災害応急対策の基本方針等.....	- 79 -
第1節	災害応急対策の基本方針.....	- 79 -
第2節	町民に期待する行動.....	- 80 -
第3節	災害応急対策の体系.....	- 82 -
第2章	活動体制の確立.....	- 83 -
第1節	組織.....	- 83 -
第2節	動員配備.....	- 91 -
第3節	通信連絡手段の確保.....	- 97 -
第4節	気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等.....	- 99 -
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達.....	- 107 -
第6節	災害救助法の適用及び運用.....	- 111 -
第7節	広域的な応援要請.....	- 118 -

第8節	防災ヘリコプターの要請体制の確立	- 120 -
第9節	自衛隊の災害派遣体制の確立	- 121 -
第10節	他機関に対する応援要請	- 125 -
第11節	技術者、技能者及び労働者の確保	- 126 -
第12節	ボランティアとの連携	- 127 -
第13節	帰宅困難者対策	- 129 -
第14節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	- 129 -
第15節	交通確保・輸送対策	- 130 -
第16節	広報活動・災害記録活動	- 136 -
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	-140 -
第1節	風水害に関する情報の収集・住民への伝達等	- 140 -
第2節	火災に関する情報の収集・伝達	- 141 -
第3節	水防	- 143 -
第4節	避難の指示及び誘導	- 157 -
第5節	救出救助	- 167 -
第6節	救急医療活動	- 169 -
第7節	消防活動	- 170 -
第8節	二次災害の防止活動	- 171 -
第4章	被災者の保護・救護のための活動	- 173 -
第1節	避難所運営活動	- 173 -
第2節	避難所外被災者の支援	- 179 -
第3節	食料供給	- 180 -
第4節	給水	- 181 -
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	- 183 -
第6節	保健衛生活動	- 184 -
第7節	廃棄物処理	- 185 -
第8節	行方不明者の搜索、遺体の取り扱い及び埋葬	- 207 -
第9節	住宅の供給確保等	- 208 -
第10節	文教対策	- 209 -
第11節	義援物資の取り扱い	- 213 -
第12節	被災動物対策	- 213 -
第5章	社会基盤の応急対策	- 215 -
第1節	電気、ガス、水道、通信の応急対策	- 215 -
第2節	道路、河川、公園、鉄道の応急対策	- 215 -
第3節	農林水産業に関する応急対策	- 216 -

<b>第4部 災害復旧・復興</b> .....	<b>- 221 -</b>
第1章 災害復旧・復興の基本方針 .....	- 221 -
第2章 公共土木施設等の災害復旧 .....	- 222 -
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 .....	- 223 -
第4章 激甚災害の指定 .....	- 225 -
第1節 激甚災害指定の手続き .....	- 225 -
第2節 特別財政援助 .....	- 225 -
<b>第5部 火山災害対策</b> .....	<b>- 226 -</b>
第1章 火山災害予防 .....	- 226 -
第2章 火山災害応急対策 .....	- 231 -
第3章 火山災害復旧・復興 .....	- 247 -



第1部 総 則





## 第1部 総 則

### 第1章 計画の目的

#### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、九重町における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって町土の保全と町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

#### 第2節 計画の性格と内容

この計画は、前線や台風等に伴う大雨や火山の噴火をはじめとする風水害等に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び九重町並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

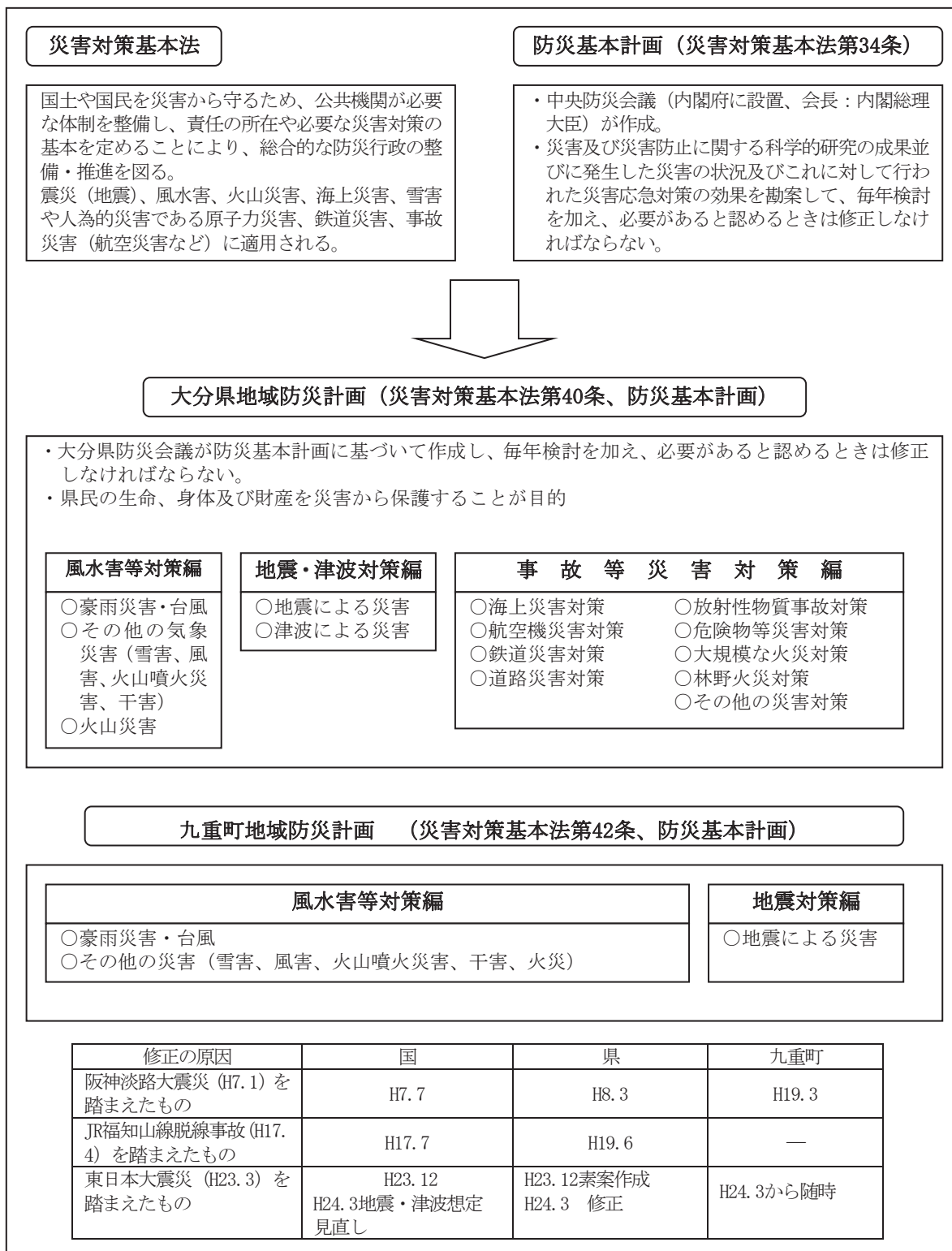
- (1) 町の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

### 第3節 計画の理念

「町民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標(理念)を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

- 1 町民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
  - (1) 災害に強いまちづくり
  - (2) 災害に強い人づくり
  - (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
- 2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施
  - (1) 活動体制の確立
  - (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
  - (3) 被災者の保護及び救援のための活動の展開
  - (4) 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 3 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



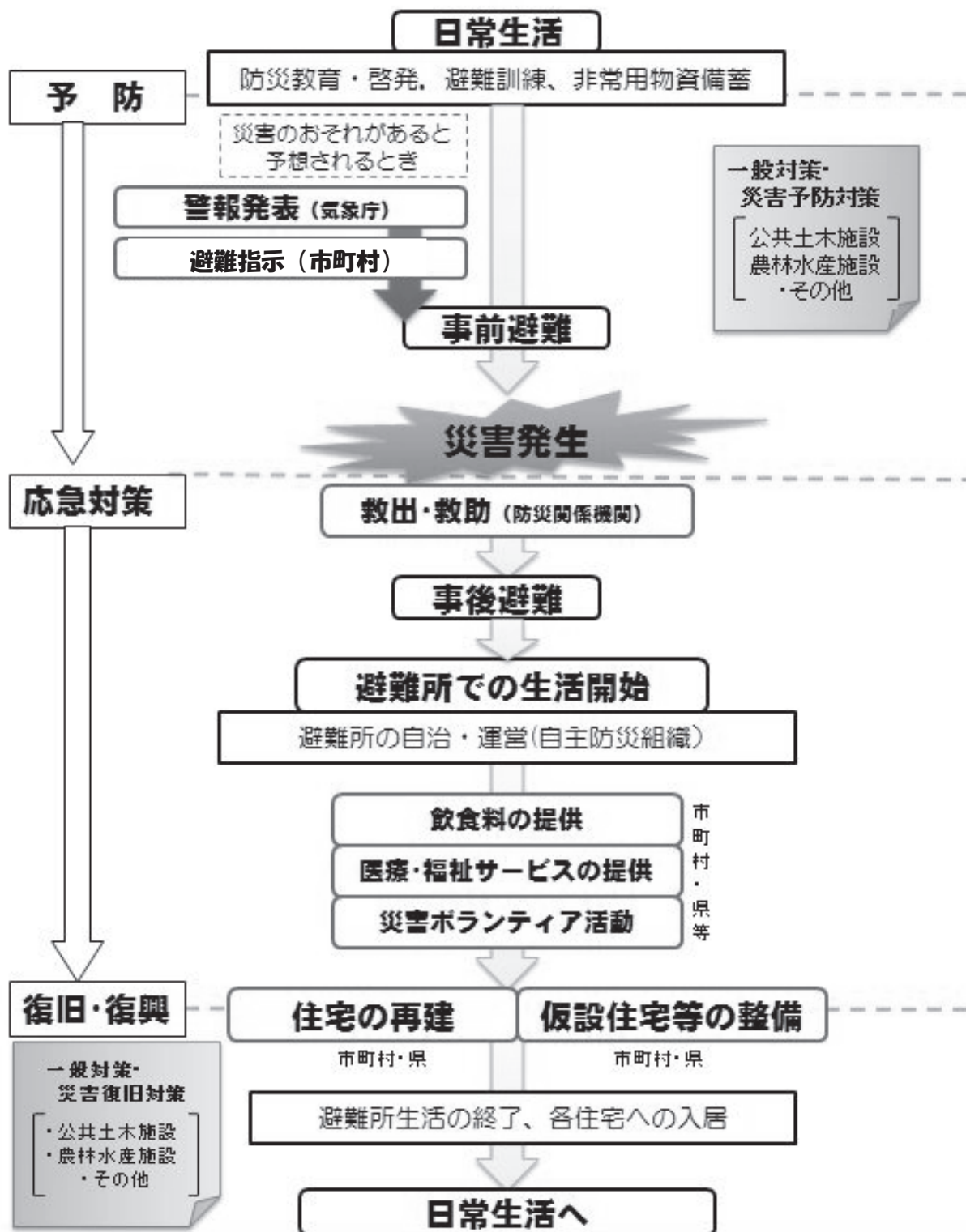
### 第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

### 第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については町民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】 災害発生時等の基本的な行動



〔九重防災〕

## 第2章 九重町の地勢及び気候

### 第1節 地形及び地質

大分県は瀬戸内海と豊後水道に面した九州東岸に位置し、地形、地質、気候、植物、動物、温泉、水などすべてにおいて豊かな自然をもっている。それは本県の複雑な地質構造と地形に深く関係している。

県内には、松山－伊万里構造線、大分－熊本構造線、臼杵－八代構造線などよばれる大規模な構造線が通過する。臼杵－八代構造線より北方の地域は領家帯とよばれ、花崗岩類と変成岩類で特徴づけられる。一方、その南方の地域は秩父帯、四万十帯で、プレート運動により付加帯として形成された地質である。秩父帯には石灰岩層がはさまれ、津久見のセメント工業の基礎をなすとともに、多くの鍾乳洞を発達させる。

これらの古い時代の地質を基盤として、新しい時代の火山活動がみられる。新生代新第三紀から続く火山活動により、現在の火山地域を構成する多くの火山が形成された。国東半島の両子火山群、別府地域の由布岳、鶴見岳を主峰とする由布・鶴見火山群、久住山、大船山、黒岳などの成層火山や溶岩ドームからなる九重火山群などがそれである。一方、カルデラが形成された阿蘇火山などの周辺には広大な火砕流台地が形成されている。

海岸部では第四紀の海水準変動と地殻変動の結果としての海岸地形がみられ、豊後水道域は国内屈指のリアス式海岸を形成している。

別府湾は、その最深部が湾奥にあり構造的な湾入であることを示している。別府湾の海底には多くの活断層が分布し、1596年の慶長豊後地震はこの断層の活動によって引き起こされた。これらの活断層は中央構造線の延長部にあたり、地震はその活動性を示すと考えられる。

大分平野は、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野であり、他方、中津・宇佐の平野は耶馬溪地域からの堆積物供給による扇状地が広がる地域である。

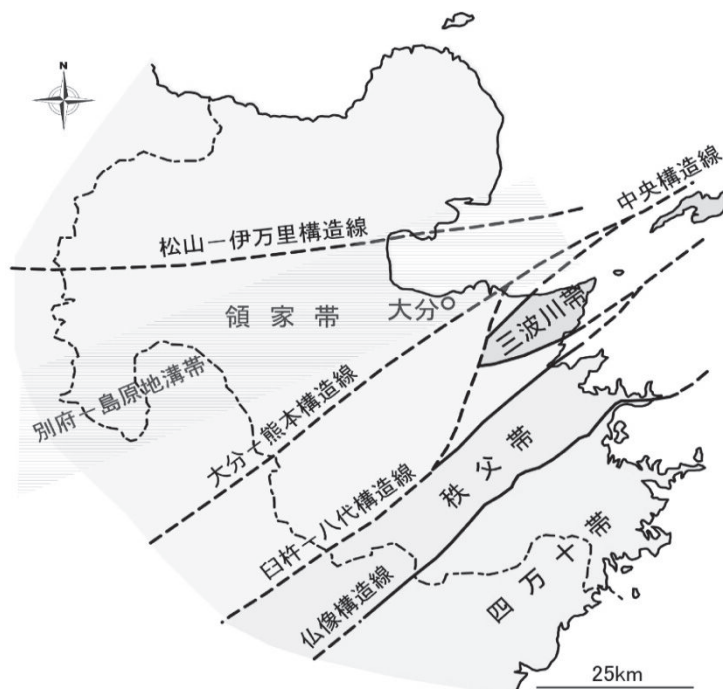
本県の地形と地質は、このように複雑な地球の歴史を反映したもので、それが県内の地域を作る基盤となっている。

このような中九重町は、本県の南西部に位置し、東は由布市、竹田市に、北西は玖珠町に、南西は熊本県阿蘇郡に接している。

町の中央部を筑後川の上流玖珠川が東西に走り、西側に田畑、山林等が開け、東南方には久住山、大船山、三俣山等10有余の800m～1,762mに達する九州の屋根というべき九重山群に囲まれている。また、大部分は山林・原野に覆われており、気候は変化が激しく、東北から九州を内包しているといえる。更に地熱資源をはじめ豊富な資源と豊かな自然を有している。

町内は、領家帯とよばれる地域に属し、主として花崗岩類と変成岩類で形成された地質構造を基盤

としている。



大分県の地質構造図

## 1 地形

### (1) 山地と火山

県内の山地は、500m、1,000m、1,500m前後の三つの高度の山地に分けられる。500m前後の山地は佐賀関山地、大野山地、南部の佩楯（はいだて）山から場照山にかけての山地などがあり、いずれも中生代以前の古い地質からなっている。1,000m前後の山地は耶馬溪地域、津江地域などの県北部から西部を占め、釈迦ヶ岳、英彦山、犬ヶ岳など高度1,200m程度の山峰で代表される。いずれも主に新第三紀に形成された古い火山地域である。高度1,500m前後の山地は祖母傾山地に代表される宮崎県との県境部にそびえるものである。ここも新第三紀の火成活動による山地で、急峻な山岳景観と藤河内溪谷に代表される清冽な谷の景観で特徴づけられる。

第四紀の火山は、姫島から両子山、鶴見岳、由布岳、久住山へと北東から南西方向へ連なる山陰系火山が典型である。この地域は豊肥火山地域と呼ばれ、新第三紀より活動の場を縮小しながら火山活動が連続してきた。そこでは耶馬溪火砕流、阿蘇火砕流、飯田火砕流などの多くのカルデラ噴出物が火砕流台地を形成し、玖珠盆地周辺では溶岩台地が広く分布する。また成層火山や溶岩ドームは九重火山群や由布・鶴見火山群に多くみられる。

山 岳（標高1,000m以上の著名なもの）

順位	名 称	呼 び 名	標 高
1	星 生 山	ほっしょうざん	1,762m
2	三 俣 山	みまたやま	1,744m
3	黒 岩 山	くろいわさん	1,503m
4	涌 蓋 山	わいたさん	1,500m
5	獺 師 山	りょうしさん	1,423m
6	合 頭 山	ごうとうさん	1,384m
7	泉 水 山	せんすいさん	1,296m
8	崩 平 山	くえのひらやま	1,288m
9	一 目 山	いちもくざん	1,287m
10	横 山	よこやま	1,037m
11	鹿 伏 岳	かぶしだけ	1,024m
12	平 家 山	へいげざん	1,023m

【資料：国土交通省国土地理院】

(2) 平野と盆地

県内の平野は、県北の中津平野、県央の大分平野、県南の佐伯平野などが比較的規模の大きい平野である。また内陸には日田、玖珠、由布院、竹田などの盆地がある。これらの平野と盆地はそれぞれ特徴的な地形を持っている。中津平野は主として扇状地性の平野であるが、中津市街地は山国川河口部の三角州上に形成されている。大分平野は大分川、大野川の中下流部の氾濫原、河口部の三角州とそれらの間の海岸平野から成り立っている。佐伯平野は番匠川河口部の三角州に発達しており、リアス式海岸における平野として位置づけられる。内陸の盆地は火山活動と関係があり、過去に火砕流による埋積とその後の河川による浸食拡大の作用を繰り返し受けている。

(3) 川と滝

県内には、山国川、駅館川、大分川、大野川、番匠川などの河川があり、周防灘、別府湾、豊後水道に注いでいる。

一方、筑後川上流部の大山川、玖珠川は日田盆地で合流し、三隈川となり、西流しながら筑紫平野を涵養して有明海に注いでいる。また、北川水系に属する中岳川は南流し、延岡で五ヶ瀬川と合流した後に日向灘へ注いでいる。これらの河川は、それぞれの流域の地質や地形により特徴的な流れや滝などを作っている。山国川や駅館川は耶馬溪地域より流下するため、奇岩・奇峰などの特徴的な地形や多くの滝を展開する。大野川は阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や盆地部にかかる滝などがみられる。

## 河 川 (河川延長10,000m以上)

水 系	河 川	級	起 点	終 点	県内流路延長
筑 後 川	玖 珠 川	1 級	九 重 町	日 田 市	60,100m
筑 後 川	野 上 川	1 級	九 重 町	九 重 町	15,450m
筑 後 川	町 田 川	1 級	九 重 町	九 重 町	10,000m

【資料：R4大分県統計年鑑】

## 瀑 布 (主要なもの)

名 称	所 在 地	落 差
震 動 の 滝	飯 田	83m
竜 門 の 滝	東 飯 田	20m

【資料：H18大分県統計年鑑】

## 2 地質

県内には、臼杵一八代構造線などの構造線が分布している。臼杵一八代構造線は九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川帯とが分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

これらを基盤として、新生紀新第三紀以降の火山活動により形成された多くの火山が分布する。九重火山群や由布・鶴見火山群は、別府一島原地溝帯に沿って分布しており、この地溝帯には火山岩が厚く堆積し、基盤岩は深く陥没しており、数多くの東西方向の正断層が分布している。

別府湾一日出生(ひじょう)断層帯(約76km)は、豊予海峡付近から玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の北側が相対的に隆起する断層である。別府湾一日出生断層帯は、過去の活動から、豊予海峡付近から別府湾にかけての海底に分布する東部と、陸上部に分布する西部に区分される。

大分平野一由布院断層帯(約40km)は、大分市から玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の南側が相対的に隆起する断層である。大分平野一由布院断層帯は、過去の活動から、東部と西部に区分される。

野稻岳(のいねだけ)一万年山断層帯(約30km)は、由布市湯布院町から日田市大山町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の北側が相対的に隆起する断層である。

崩平山(くえのひらやま)一亀石山断層帯(約34km)は、由布市庄内町から日田市大山町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の南側が相対的に隆起する断層である。

このほか、周防灘沖には周防灘断層群が分布し、同断層群(主部)(約44km)は、山口県防府市の南方沖から国東半島北西沖にかけての、概ね北北東一南南西方向に延びる断層帯で、北西側隆起の成分を伴う断層である。

平成26年度から京都大学が中心となつて行われた「別府－万年山断層帯（大分平野－由布院断層帯東部）における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推進本部が平成29年12月に「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山－崩平山断層帯の長期評価（第一版）」の公表を行った。

これにより、従来の「別府－万年山断層帯」を「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡－由布院区間）」（上記「大分平野－由布院断層帯」、「別府湾－日出生断層帯（東部）」に豊予海峡セグメントを追加に相当）、「日出生断層帯」（上記「別府湾－日出生断層帯（西部）」に相当）及び「万年山－崩平山断層帯」（上記「野稻岳－万年山断層帯」、「崩平山－亀石山断層帯」に相当）の3つに再編成して再評価がなされた。

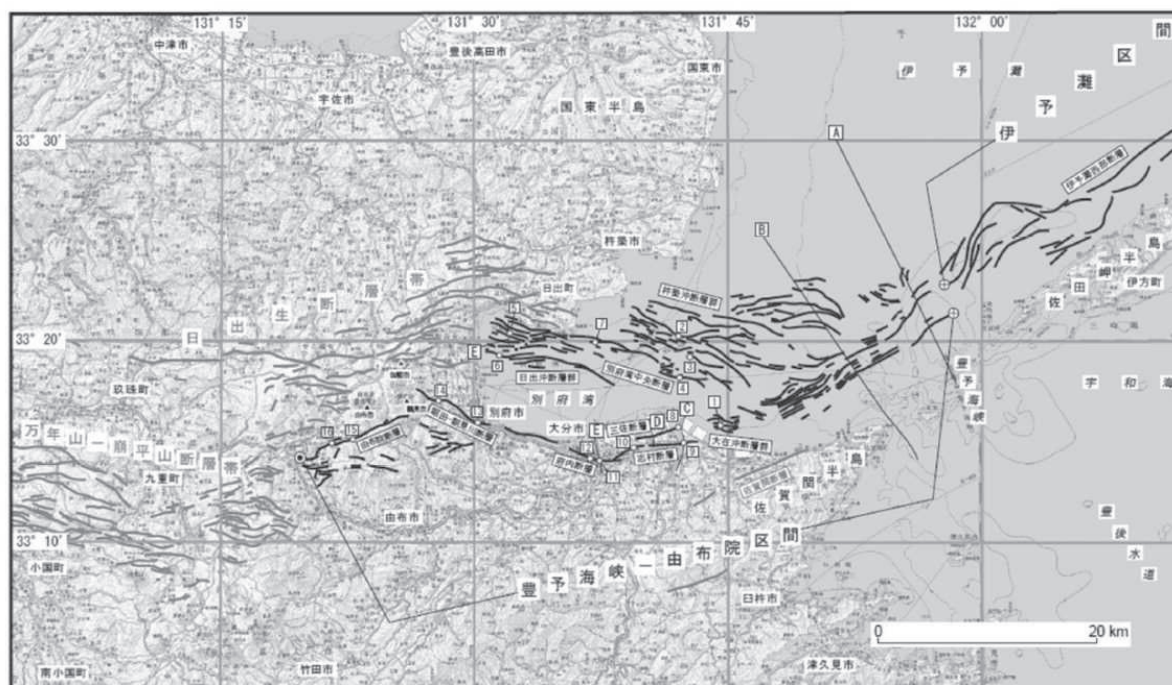


図2-4 中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点

## 第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

### 1 災害の素因と誘因

#### (1) 災害の素因（地盤環境）

ア 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

〔九重防災〕

イ 災害に対応する場合は、特に自然から見た県土の理解が非常に重要になってくる。県南から県北、県東部から西部まで、素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

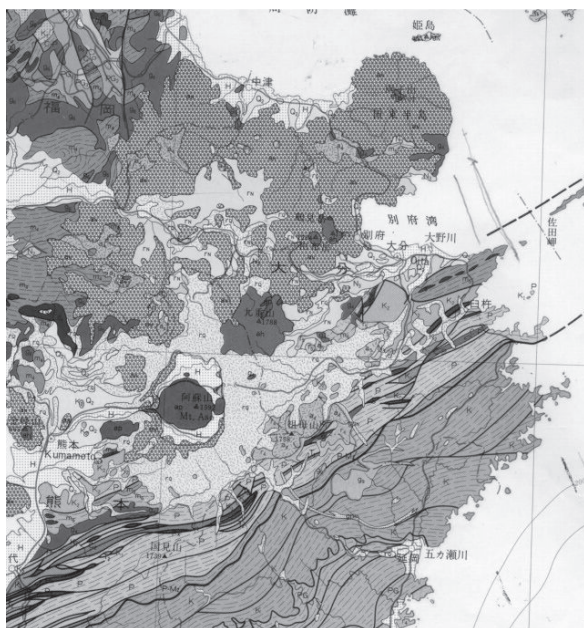
（基本的な視点の例）

（ア）地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。

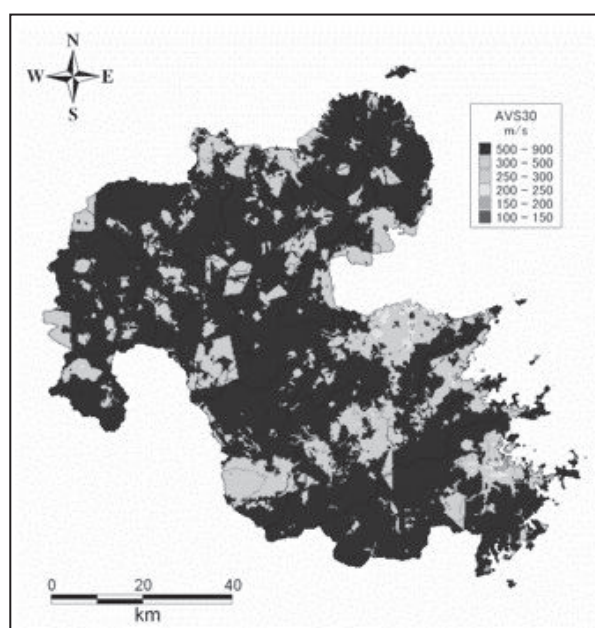
（イ）物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダム等の基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。

（ウ）水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。

（参考関連図）

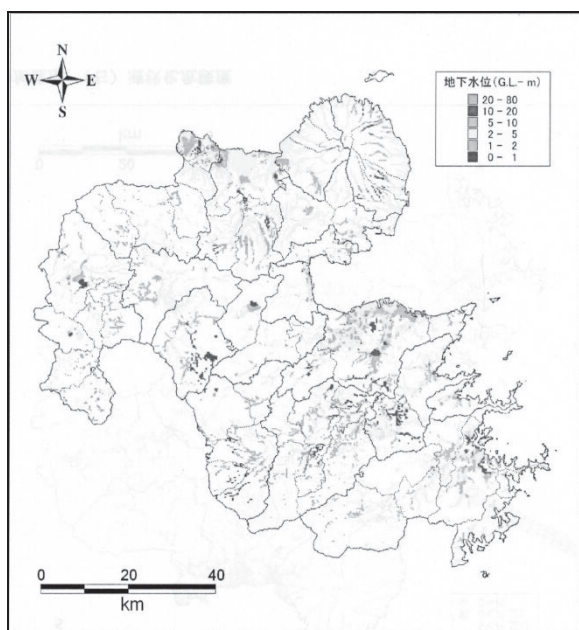


大分県の地質図



表層地盤モデル（AVS30）図

（AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる）



地下水位の状況

(2) 災害の誘因（地震環境）

ア 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

2 災害に対する基本的な考え方

(1) 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や町土を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、町民全体がそれらの認識を持つことが重要である。

(2) 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めているような影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

### 第3節 気候

九州は緯度からみれば日本の中では比較的低緯度地方にあり、一般に暖かく降水量も多い。しかし、県内でも地方によって大きな違いがあり、ことに九重町は内陸で山地のため気候は複雑である。

風は全般的に弱く年平均2～3m/sで、冬は北西、夏は南西の季節風が多い。特に、夏から秋にかけては、台風の通過によって著しい被害を受けることがある。

〔九重防災〕

気温と降水量を主とし、天気分布などを参考にして県内を次の5気候区に分けた。なお、九重町は山地型気候区に属する。

(1) 内海型気候区

別府湾と臼杵湾に臨み、冬季は比較的晴天の日が多く、年平均気温は15℃前後、年間降水量は2,000mm前後である。

(2) 準日本海型気候区

周防灘に臨む地域では、冬期は比較的雪が多い。年平均気温は15℃前後、年間降水量は、1,500～2,000mmである。

(3) 南海型気候区

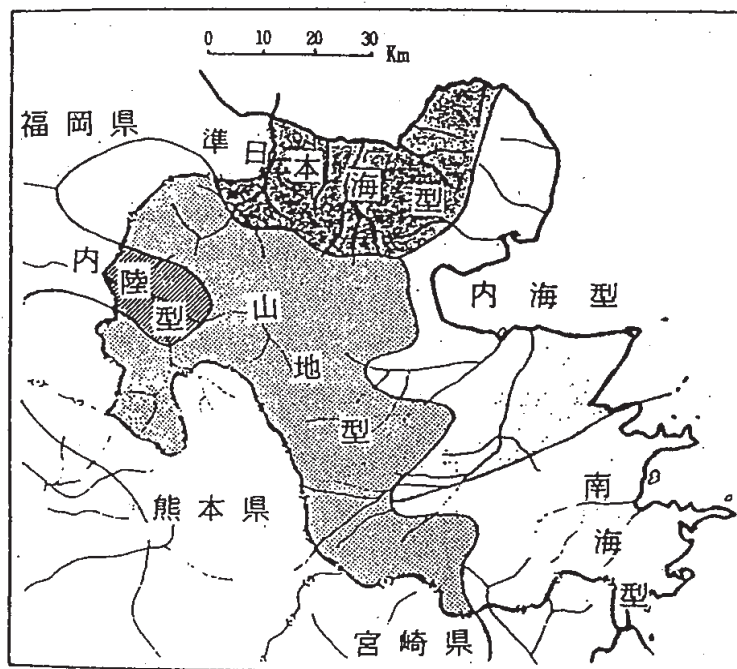
津久見以南で豊後水道に臨み、温暖多雨。年平均気温は15～17℃、年間降水量は、2,000～2,400mmである。

(4) 山地型気候区

英彦山、九重山、祖母山系などを含む海拔300～400m以上の高地では、冬は気候の変化が激しく降水量が多い。年平均気温は、11～14℃、年間降水量は1,800～2,800mmである。

(5) 内陸型気候区

日田盆地を中心とする地域で、年平均気温は15℃前後であるが、寒暖の差が大きい。年間降水量は2,000mm内外である。



大分県の気候区

### 第3章 九重町における災害とその特性

#### 第1節 豪雨災害・台風

##### 1 気象災害の概要

県下の主な気象災害は下表のとおりである。気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧(前線)によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して県下に大きな被害を及ぼしてきた。県下の気象災害の約9割はこれらの大雨による水害・土砂災害であるが、県下の主要河川は改修が進んだため氾濫は少なくなっている。近年では中小河川の氾濫あるいは崖崩れが目立っている。

気象災害発生件数(2011～2020年)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風					1	2	5	7	8	10			33
梅雨						8	14						22
低気圧(前線)				1			2	2	3	3			11
強風	2			2									4
干ばつ													0
ひょう													0
霜害		1											0
雪害・凍害	1												2
落雷													0
暴風雪												1	1
計	3	1	0	3	1	10	21	9	11	13	0	1	73

(大分県災害年報による)

##### 2 大雨の特徴

大雨の原因は、前線に伴うものが多く、次いで台風に伴うものである。特に、令和2年7月豪雨では、県の西部や中部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警戒が呼びかけられ、線状降水帯が多数発生し、記録的な大雨となった。

また、大雨は梅雨期から台風期にかけて多く発生している。大雨の季節的特徴を以下に示す。

大雨の季節的特徴

4～5月 (春期)	主に中国大陸の南部や台湾付近で発生した低気圧が発達して、九州南岸を通過する時に大雨となることが多い。降水量は県南部と南西部及び国東半島の山間部に多く、北部や東部の沿岸部では少ない。
6～7月 (梅雨期)	梅雨前線が九州中部から北部に停滞し、東シナ海から小低気圧が接近する時に、南西からの湿った空気が山地に沿って上昇しやすい地域は大雨となる。特に県西部地方での降水量が多い。
8～9月 (台風期)	台風の経路によって、沿岸部が大雨になったり、内陸部が大雨になったりする。いずれの場合でも県南部に降水量の多い地域がでる。また本州の南岸に前線が停滞している場合は、台風はるか南方海上を西進しても、宮崎県北部から県南部にかけては東よりの風による雨雲が流入し、地形効果も重なって局地的に大雨の降る地域がある。
10～11月 (秋期)	本州の南岸に前線が発生し、低気圧が前線に沿って九州の南岸を通過する場合、県南東部に雨量が多くなる。その他の地域では大雨にはならない。

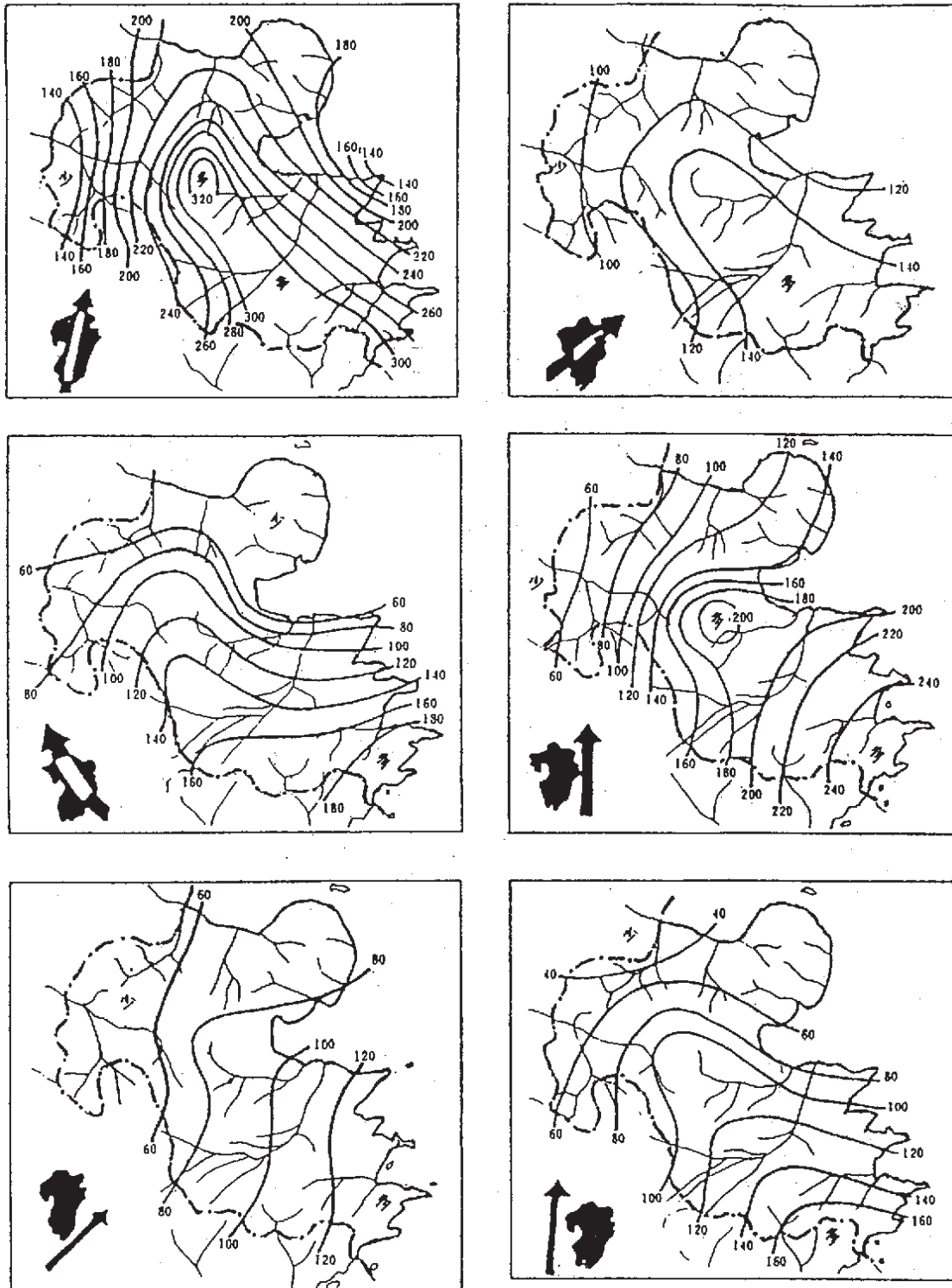
3 梅雨の特徴

梅雨期には大災害には至らない場合でも、長雨や豪雨によって局地的な水害等が発生している。九重町における平年の梅雨入りは6月4日頃、梅雨明けは7月19日頃となっている。

梅雨初期では県の南部と西部に多雨域があり、梅雨が進行するにつれてしだいに県中部から西部に移る。6月下旬の最盛期から7月中旬の末期にかけては、西部を中心に雨量が多くなる。特にこの期間中、台風が接近すると南海上から湿潤な空気が流れ込み、大雨となることがある。また、県東部には梅雨期による災害は少ない傾向にある。

4 台風の特徴

大分県は全域が台風の常襲地帯に指定されており、年平均約数個の台風が大分県に接近、または通過している。



台風経路と大分県の雨量分布

## 第2節 その他の気象災害等

### 1 雪害

九重町の降雪期間は12月～3月であり、まれに大雪のために農林業・電力施設や交通機関等に大きな被害を及ぼすことがある。過去の事例から大きな雪害は、数年に1回の割合で発生している。

県下で大雪となる気圧配置は次の2つの場合である。

#### (1) 冬型の気圧配置(主として12～1月)

低気圧が日本海や北日本で発達し、大陸の寒気が季節風とともに西日本に進入してくる型である。積雪は県の北部と西部に多く、平野では一般に数cm程度であるが、特に寒気が厳しいときは15～30cmに達し、飯田付近では50～100cmも積もることがある。

#### (2) 南岸低気圧(主として2～3月)

台湾付近や東シナ海南部から低気圧が発達しながら九州南岸付近を通過する型。始めは雨で途中から雪に変わる。積雪が深いのは飯田、久住、由布岳付近で、50cmを越えることもあり南部でも積雪がみられる。雪質が湿性のため、電線への着雪をはじめ、交通、農林業など広い範囲に被害が発生する。

### 2 風害

風害は突風によるものと季節風によるものに分けられる。季節風は10月から4月の間で多く発生する。

突風は春に多く発生し、次いで冬、秋の順で夏にはほとんど発生しない。災害の規模も小さく、農作物の被害が目立つ程度である。

### 3 火山噴火災害

活火山は、火山噴火予知連絡会により「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」として定義されており、県内では九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳が活火山とされている。また、これらの活火山のうち、九重山及び鶴見岳・伽藍岳については、常時観測火山(今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山)に選定されている。県内に影響を及ぼす活火山として熊本県の阿蘇山、鹿児島県の桜島がある。

九重山のうち硫黄山が平成7年10月に噴火し、その後も火山活動を続けている。平成26年以降、硫黄山付近での噴気孔群地下の温度上昇を示唆する全磁力の変化が見られ、平成29年6月頃からはB型地震が時折発生していることから、わずかに火山活動が高まっている可能性があるとされている。硫黄山が噴火した場合には、噴石、降灰、土石流、火山ガスの滞留が想定されている。また、大船山が噴火した場合には、噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流の発生が想定されている。

### 4 干害

異常気象によって梅雨期や台風期に雨が少なく、飲料水や農業用水の不足によって町民生活、農作物への被害が発生する可能性がある。

## 第4章 被害の想定

### 第1節 豪雨災害・台風

近年九重町に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。

- ① 昭和55年(1980年)7月の梅雨前線による九州及び山口県の大雨
- ② 昭和57年(1982年)の7月豪雨
- ③ 平成2年(1990年)6月29日～7月2日の梅雨前線豪雨
- ④ 平成3年(1991年)9月27日の台風第19号(日田の最大瞬間風速44.4m/s)
- ⑤ 平成5年(1993年)台風第13号(大分の日降水量414mm、最大1時間降水量81.5mm)
- ⑥ 平成9年(1997年)台風19号(宇目の降水量415mm)
- ⑦ 平成11年(1999年)台風18号(日田の最大瞬間風速45.0m/s)
- ⑧ 平成17年(2005年)7月の梅雨前線による大雨(椿ヶ鼻の総降水量500mm)
- ⑨ 平成17年(2005年)台風第14号(湯布院の総降水量726mm)
- ⑩ 平成24年(2012年)6月30日～7月4日の梅雨前線による大雨(耶馬溪の最大1時間降水量91.0mm)
- ⑪ 平成24年(2012年)7月11日～7月14日の豪雨(：「平成24年7月九州北部豪雨」)  
(期間降水量(4日間)：日田市462.0mm、竹田市402.0mm)
- ⑫ 平成29年(2017年)7月の九州北部豪雨(期間降水量：日田市402.5mm)
- ⑬ 平成29年(2017年)台風第18号(期間降水量：臼杵市465.5mm、佐伯市447.0mm)
- ⑭ 令和2年(2020年)7月6日～7月8日の「令和2年7月豪雨」(期間降水量：玖珠町504mm、湯布院439mm、椿ヶ鼻813mm)

平成元年以降、県が災害対策本部を設置した事例は34回、市町村に災害救助法を適用した事例が11回、死者を伴った事例は31回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。

また、これらの災害による人的被害(死者)は、概ね1～2人程度、最も多いもので平成5年(1993年)の台風第13号と令和2年(2020年)の7月豪雨でそれぞれ6人となっている。大分県において、これら既往の風水害に加え、近年では、線状降水帯などの局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。

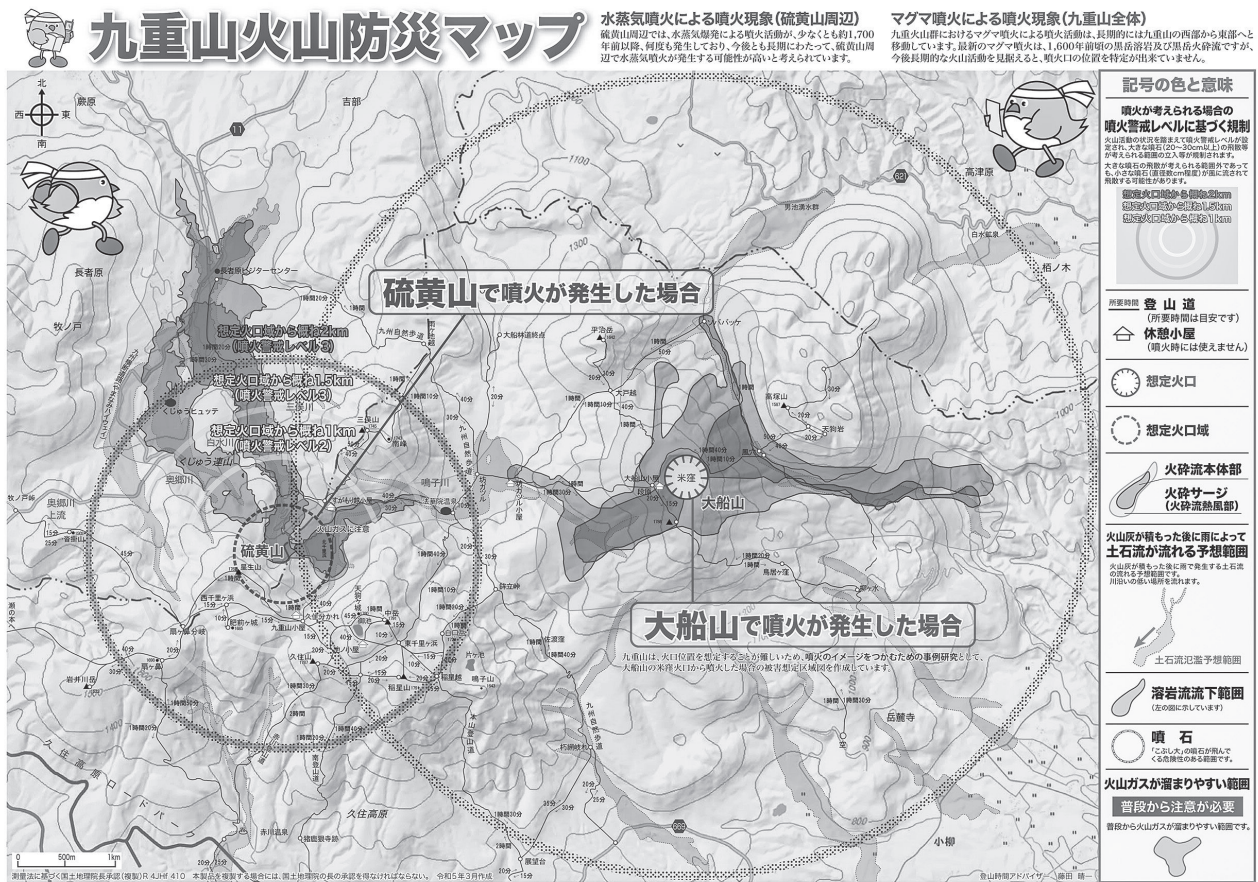
なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までにいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、

〔九重防災〕

必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

## 第2節 火山災害

九重山に属する硫黄山及び大船山で過去2,000年程度の間に発生した噴火活動に基づいて、「九重山系火山防災マップ」によって噴火規模が想定されている。したがって、これに基づき、本計画の想定災害と位置づけるものとする。



〔九重防災〕

## 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 町

町は、第1段階の防災関係機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 九重町防災会議に関する事。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関する事。
- (5) 被害状況の調査報告に関する事。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関する事。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難指示に関する事。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (11) その他防災に関し、町の所掌すべき事。

### 2 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

機 関 名 及 び そ の 連 絡 の 窓 口	処 理 し な け れ ば な ら ない 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J A 大 分	(1) 共同利用施設の災害応急対策に関する事。 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせんに関する事。 (3) 被災者に対する融資又はそのあっせんに関する事。 (4) 公共団体の行う災害対策への協力に関する事。
九 重 町 商 工 会	(1) 物価安定についての協力、徹底に関する事。 (2) 被災者に対する融資又はそのあっせんに関する事。 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせんに関する事。
一 般 運 輸 業 者	緊急輸送に対する協力に関する事。
社 会 福 祉 協 議 会	被災生活者困窮者に対する世帯更生資金の融資に関する事。 ボランティアセンターに関する事

〔九重防災〕

寺院、神社等	(1) 被災者の一時収容処置についての協力に関する事。 (2) 応急教育処置についての協力に関する事。
危険物関係施設の管理者	危険物の保安処置に関する事。
プロパンガス取扱い業者	(1) プロパンガス施設の防災管理に関する事。 (2) プロパンガスの供給に関する事。
アマチュア無線愛好者	無線通信の協力に関する事。
九重町建設業協会	(1) 災害時における道路啓開に関する事 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関する事





## 第2部 災 害 予 防





## 第2部 災害予防

### 第1章 災害予防の基本方針等

#### 第1節 災害予防の基本的な考え方

九重町において、風水害等から町民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置するべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

#### 1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため本項でいう「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

#### 2 災害に強い人づくりのための対策

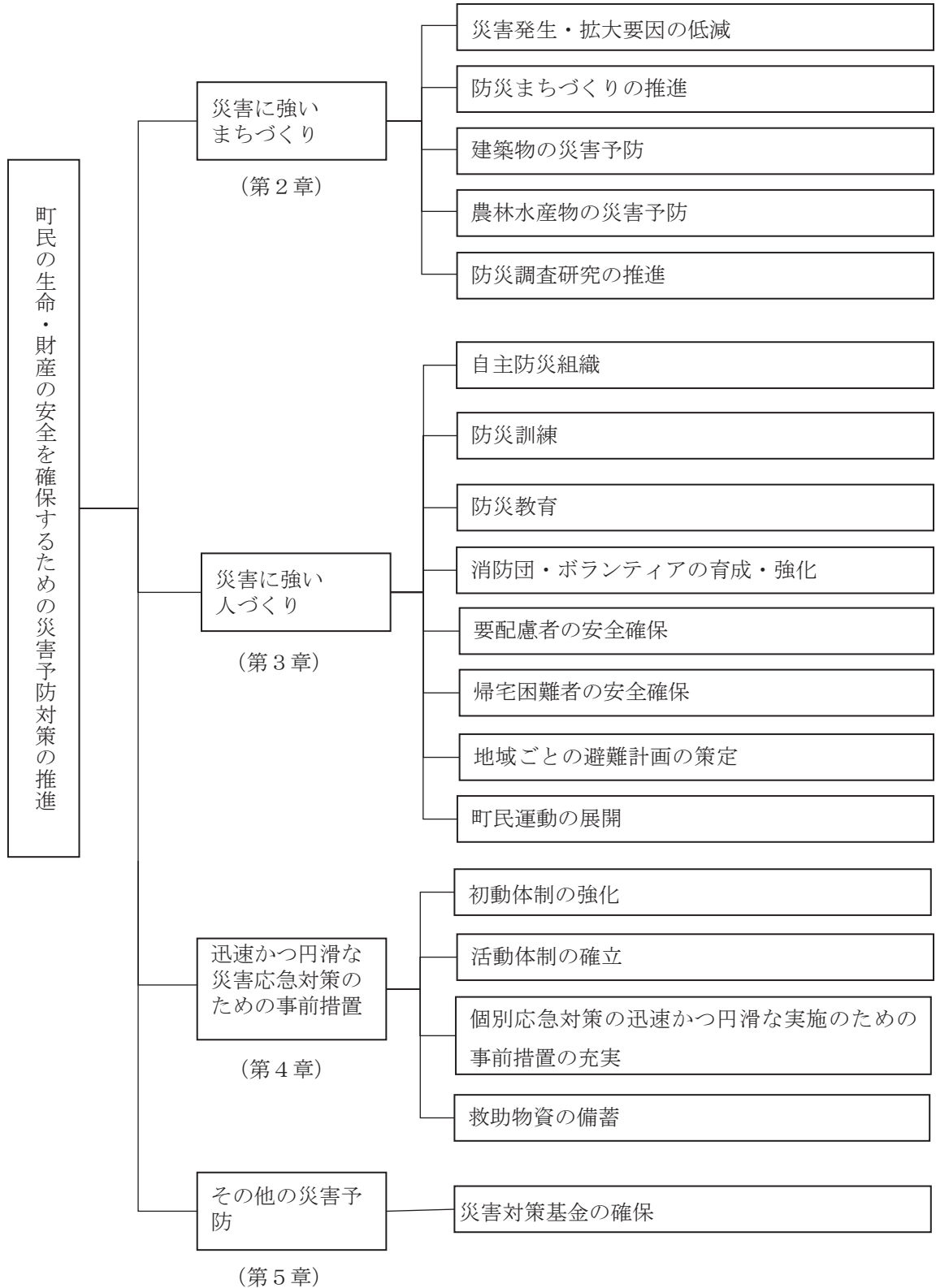
防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や町民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育

- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
  - (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策含む。）
  - (6) 帰宅困難者の安全確保
  - (7) 地域ごとの避難計画の策定
  - (8) 町民運動の展開
- 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
- 迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。
- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
  - (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
  - (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
  - (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

## 第2節 災害予防の体系

第2章～第4章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。



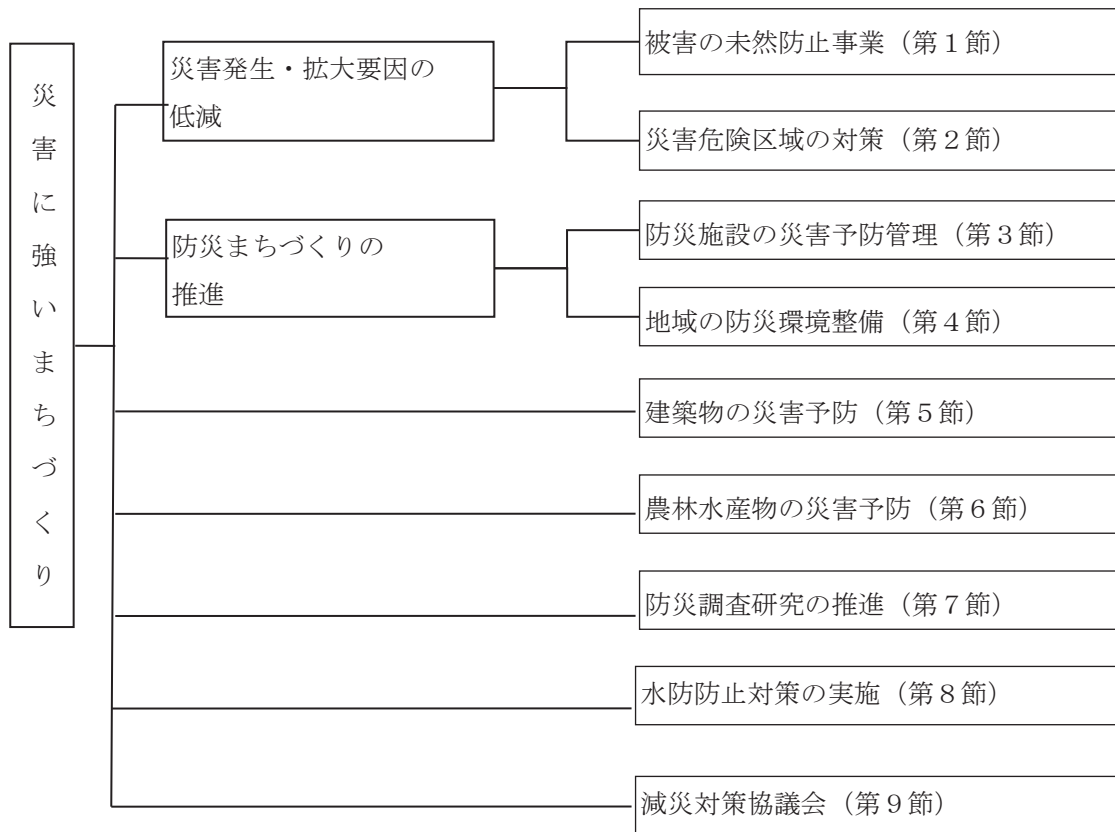
〔九重防災〕

## 第2章 災害に強いまちづくり

### 【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の町土保全事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



## 第1節 被害の未然防止事業

風水害等から町土を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施するものとする。

### 1 治山事業

町は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力のある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に積極的に推進する。

### 2 土砂災害防止事業

#### (1) 土砂災害防止事業の基本方針

町は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は比較的多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。さらに、土砂災害のおそれがある所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策に努める。また、盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法による一定規模以上の盛土等の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続き県を通じてこれら法令や制度による指導・監督に努める。

#### (2) 土砂災害防止事業の促進

ア 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に促進する。

イ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に促進することにより、災害に備える。

ウ 治山事業に係る崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に促進し、特に、流木災害が発生する恐れのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することにより災害に備える。

エ 急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備に努める。

オ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等について県を通じて安全措置に努める。

### 3 河川改修事業

河川の改修事業は、治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ改修事業を実施するものとする。また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

#### 4 砂防関係事業

##### (1) 砂防関係事業の促進

土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から住民の生命や財産を守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図り災害防止に努める。

#### 5 道路整備事業

##### (1) 町道の整備事業の促進

道路は町民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送、その他災害応急対策上重要な役割を有するため、地域住民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な道路から逐次整備改良事業を推進する。

##### (2) 低地部、山間部における道路において次の防災事業を推進する。

ア 側溝をさらえ、水切りをよくし、路面の整備、勾配を整正すること。

イ 暗きょ等呑口が閉塞しないようさらえとともに流木塵芥等の防止措置をとること。

##### (3) 橋りょうの防災事業を推進する。

町は、所管の道路、橋りょうをパトロールし、通行に危険が予想される箇所については立札、道路標識によって表示し通行又は重量の制限を行う。

#### 6 農地防災事業の促進

##### (1) 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

##### (2) ため池の維持補修

浸水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃、修理を行い、豪雨予報の前には、灌漑に支障のない程度の貯水量まで放流し、余裕を大きくしておく。また土俵等を常に準備する。

##### (3) 頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、出水を防止するよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土溜工等による補修を行う。

なお、断面の大きい水路にあつては応急用木材、土俵等を準備し、護岸に備える。

#### 7 総合的な土砂災害対策

##### (1) 土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れがある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性

〔九重防災〕

が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律による指定を促進し、総合的な土砂災害対策を推進する。

ア 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。

イ 土砂災害警戒区域等の周知等

(ア) 県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、町の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 町は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

ウ 土砂災害警戒情報等の活用

(ア) 大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、町長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。

県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を関係市町村に提供する。

(イ) 町は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。

(ウ) 県及び町は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえで、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

エ 住宅の移転の促進

町は、人命を土砂災害から保護するために住宅の移転が必要と考えられる場合は、各種制度を活用できるよう、関係部局で緊密な連絡、調整を行う。

オ 情報の収集、伝達、防災意識の普及

町は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、住民に周知する。

(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、県及び町は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

## 第2節 災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

### 1 災害危険区域の調査

町は、災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、地すべり、噴火災害その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

町が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

#### (1) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地である。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域である。

#### (3) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

#### (4) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域である。

#### (5) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区域である。

#### (6) 保安林及び保安施設地区

森林法第25条及び第41条に基づく指定区域である。

#### (7) 水防上重点をおくべき区域

第3部第3章第3節「水防計画」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流出による水防区域である。

#### (8) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき指定された区域である。

#### (9) 災害危険性が高い盛土

県及び町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

#### (10) その他災害危険予想箇所

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、九重町地域防災計画資料編のとおり

りである。このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。

## 2 災害危険区域等の対策

### (1) 災害危険区域の指定及び周知公表

県及び町は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果をカルテ化し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。

### (2) 事業の進捗の定期的点検

県及び町は、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

### (3) 警戒避難体制の整備等

県及び町が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。特に、町は、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

## 第3節 防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

### 1 水害予防管理対策

#### (1) 河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え各水防倉庫に土嚢、ロープ等の備蓄資材を補給しておく。

また、水門、樋門は特に門扉、捲上機等を巡視点検し、門扉の不良箇所は補修を行い諸機器の運転を容易にし、出水に備える。なお、必要な土嚢も準備しておくものとする。

その他の施設についても氾濫、決壊の原因とならないよう常に維持補修を実施する。

#### (2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、町において常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

#### (3) 農業用施設の維持管理

農道、ため池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて町、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

#### ア 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

イ ため池の維持補修

漏水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことでため池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

ウ 頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

(4) 農地保全施設の維持管理

ダム、排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて町、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

(5) 砂防施設等の管理

砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設は、その機能が適切に発揮できるよう、巡視点検を行い、必要に応じて施設の補修、改築を行う。また、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、砂防法等の各根拠法令に基づき、指定地内、区域内における行為の禁止、制限等を行う。

2 雪害予防管理対策

(1) 道路及び道路保護施設の維持管理

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。

(2) 電気、鉄道及び通信施設

降雪時における電気、鉄道及び通信施設は、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるものとする。

#### 第4節 地域の防災環境整備

安全な環境の実現と、住宅地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。

1 盛土等の災害予防対策

盛土等に伴う、災害の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び町は、

一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の適用を検討し、規制区域内における災害予防を促進する。

また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、県及び住宅金融公庫の宅地防災資金融資を斡旋する。

## 2 住宅地域の防災対策

総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な改善を図るため、次の事項を推進する。

### (1) 避難路の確保・整備

町内の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、町は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

### (2) 防災拠点の確保・整備

大規模災害時における広域防災拠点として、九重町活いきランドを位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の仕分け・搬送拠点機能、を配置し、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。

また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

併せて、町庁舎が被災し、使用できない場合の代替災害対策本部場所としての検討を行う。

## 3 所有者不明土地法に基づく措置の活用

県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

## 第5節 建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や次の融資制度の活用を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化をさらに促進するものとする。

#### (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく融資

- (2) 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づく融資
- (3) 産業労働者住宅資金融通法(昭和28年法律第63号)に基づく融資

## 2 特殊建物の防災環境の整備促進

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

### (1) 建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和25年法律第210号)第8条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。

なお、公用建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

ア 敷地等の衛生及び安全性の保持

イ 構造の安全性の確認

ウ 建築設備、附帯設備の完備

### (2) 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

ア 消防の用に供する設備の設置

イ 消防用水の確保と安全

ウ 消火活動上必要な設備の設置

エ その他災害予防上必要な設備の設置

### (3) 消防査察による指導

ア 火災発生危険の排除

イ 火災拡大危険の排除

ウ 自衛消防組織の確立

エ 消火設備の適正配置とその保全

### (4) 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内都管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置

イ 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備

ウ 利用者の避難誘導體制の確立

エ 定員の管理の厳守

オ 利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知

- カ 電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
  - キ 従業者等に対する防災教育及び訓練
  - ク 消防機関との連絡
- 3 文化財の災害予防対策
- (1) 文化財防災施設の設置促進
    - ア 建造物
      - 有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。
        - (ア) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工
        - (イ) 火災報知機の完備
        - (ウ) 消火器の完備
        - (エ) 防火用水そうの整備
        - (オ) 避雷針の完備
        - (カ) 電气的安全度の検査の実施
    - イ 彫刻、工芸品及び石造美術
      - (ア) 収蔵庫の建設
      - (イ) 岩盤補強、履屋建設
  - (2) 文化財防災施設の維持管理
    - ア 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する
    - イ 消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

## 第6節 農林水産物の災害予防

農産物、林産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

- 1 農産物の災害予防対策
- (1) 農産物の災害防止対策の推進
    - 農作物は、気象現象や火山の降灰等の影響を受けやすいため、被害が生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、町は、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全・その他の営農指導に努める。
  - (2) 防災営農指導体制の確立
    - 町は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や火山噴火、地震にともなう災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

## 2 林産物の災害予防対策

### (1) 有害鳥獣等の防除対策

近年はシカによる植栽木等の被害が各地で発生している。このため、捕獲を推進することにより、早期に適正頭数へ誘導し、被害の軽減に努める。

### (2) その他の対策

気象災害に対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止について万全を期するものとする。

## 第7節 防災調査研究の推進

町が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

### 1 防災調査研究の目的・内容

町の風水害及び火山噴火災害等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊、地すべり、土石流、火山噴火等の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

### 2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

## 第8節 水災防止対策の実施

国土交通省、県及び町は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取り組みを行う契機となるように努める。

### 1 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 2 洪水ハザードマップの作成・普及

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

## 第9節 減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、大分地方気象台等）は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再認識し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。

### ① 筑後川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

### 第3章 災害に強い人づくり

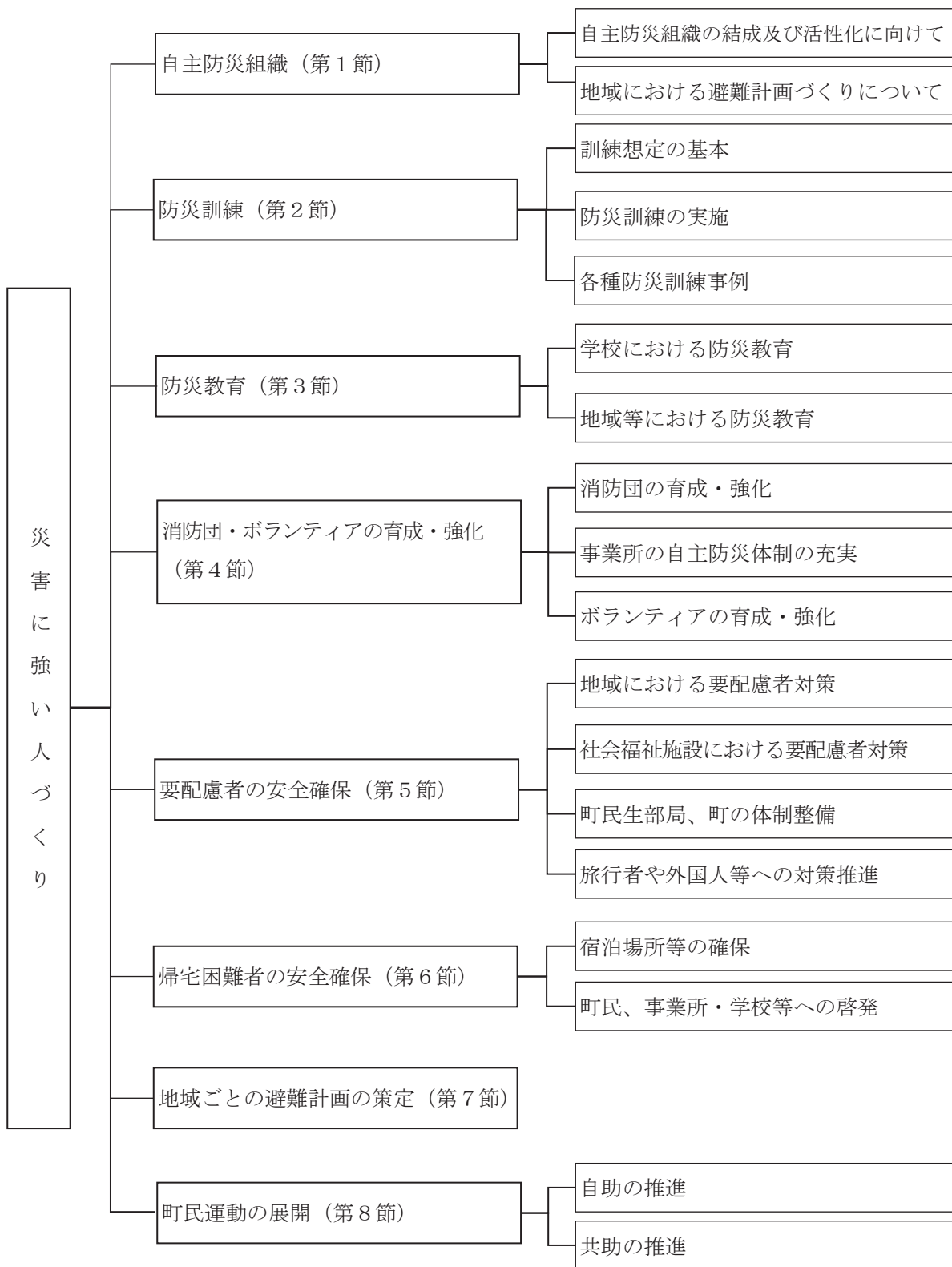
#### 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、町、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに町民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、町・消防機関並びに防災関係職員及び町民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、町民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



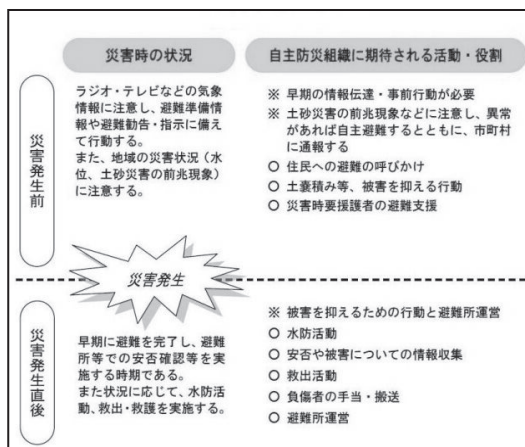
〔九重防災〕

## 第1節 自主防災組織

### 1 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）



### 2 九重町の現状と課題

九重町における自主防災組織の数は令和2年4月1日の時点で、135組織、組織率100%である。また、防災訓練の実施状況は、徐々に訓練のテーマを設定して実施する組織も見受けられるが、全般的に活動は低調である。今後は、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

### 3 自主防災組織の果たす役割と活動

#### (1) 行政と地域住民との架け橋

平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、県内において避難勧告・避難指示（最大時：約5千2百世帯）を発令する際に、自治委員（行政区長）等からの情報に基づき、判断せざるを得ない事態が生じた地域もあった。

今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

#### (2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや行政区の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、防災士等の多様な主体との連携を通じて災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は町の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は町の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、町の民生部局や九重町社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、行政区、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における行政区や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。行政区や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員、福祉委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 町の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を県と一体となり推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成講座の継続実施（女性防災士養成の推進）
- ・防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

- (2) 自主防災組織と行政区、消防団等との連携に向けた防災啓発の促進
  - ・防災アドバイザー派遣の実施
  - ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用
  - ・自主防災組織と消防団等の連携強化研修の実施
- (3) 自主防災組織が活動ノウハウを取得するための支援
  - ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
  - ・活動先進事例などのデータベースの構築と公開
  - ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
  - ・県・町の防災訓練への参加促進
  - ・避難・救助活動用具購入への支援
- (4) 行政と自主防災組織、防災リーダー間の情報共有連携強化
  - ・情報伝達手段の多様化、多重化への支援
- (5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進
  - ・自主防災組織や九重町社会福祉協議会等を対象とした研修会の実施
  - ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

#### 5 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、町や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意すること。

#### 6 自主防災組織の単位

地域の自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保共同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行えるものであることに留意するものとする。

- (1) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 地理的状況・生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域とし、一体性を有する規模であること。

#### 7 自主防災組織の組織づくり

既存の行政区の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりをするものとする。

- (1) 行政区等既存の自治組織に、町内活動の一環としての防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。
- (3) 地区協議会、婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を柱として自主防災組織として育成する。

#### 8 緊急避難場所及び避難所

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

#### 9 地区防災計画

- (1) 町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけられるよう町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、町防災会議において、必要があると認められるときは、町地域防災計画に地区防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 防災訓練

町及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には町民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めること。
- 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

### 1 訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練とする。

### 2 総合防災訓練の実施

町は、県及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実践的な訓練を実施すること。

### 3 図上訓練の実施

町はおおむね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合防災訓練を補完するとともに、より実地的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施するものとする。

#### (1) 実施場所

町内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

#### (2) 実施時期

訓練は台風期の前、火災多発期の前又は総合防災訓練において実働訓練とあわせて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

#### (3) 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

#### (4) 実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。

#### (5) その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

### 4 単独訓練の実施

町及びその他の防災機関はおおむね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、毎年積極的に単独訓練を実施するものとする。

#### (1) 実施時期

訓練は個々の防災機関ごとに、実働、図上又は机上のいずれか、又はこれらを併用して実施するものとする。

#### (2) 実施項目

- ア 災害対策関係職員の非常招集
- イ 災害対策本部等の設置
- ウ 災害情報の収集伝達
- エ 非常無線通信措置
- オ 職員の災害現場への緊急出動
- カ 緊急避難措置
- キ 水防活動
- ク 消防活動
- ケ 搜索救出活動
- コ 医療救護活動

- サ 救助活動
  - シ 応急復旧活動
  - ス 庁舎等防護活動
  - セ その他
- (3) その他

その他訓練の想定等必要な事項は、個々の防災機関が別に定めるものとする。

5 各種防災訓練例

訓練名		内 容
図 上 訓 練	地区実態把握のための訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討</li> <li>○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討</li> </ul> <p>等を行う図上訓練。</p>
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が住居区ごとに班(1班20名程度)を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等)や、これらの災害(土砂崩れ、倒木)が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難(待機)場所(できる限り複数)等について地図を使って検討する図上訓練。</p> <p>(検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。)</p>
	情報収集・集約訓練	<p>進行管理者(コントローラー)が断片的な被災情報を訓練参加者(プレイヤー)に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。</p>

	<p>孤立可能性地域の想定訓練</p>	<p>浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。(図上演習)</p> <p>具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMA Tへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。</p>
<p>実働訓練</p>	<p>資機材取扱い訓練</p>	<p>道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署(団)の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢(袋詰め、土嚢積み)、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。</p>
	<p>集団避難訓練</p>	<p>上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。</p> <p>実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。</p>
	<p>福祉施設相互の避難(受入れ)訓練</p>	<p>災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難(受入れ)訓練。</p> <p>実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。</p>
	<p>ヘリコプター運用による救出訓練</p>	<p>土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練(総合オペレーション訓練)、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。</p>

### 第3節 防災教育

#### 1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて町土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

#### 2 学校等における防災教育

##### (1) 基本方針

ア 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や災害に係る対応マニュアルの整備、町の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

##### (2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

##### ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

##### イ 小学生

## (ア) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

## (イ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

## (ウ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

## ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

## エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

## オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

## (3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

## ア 九重町における災害の歴史

## イ 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

## ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

## エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

## オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

## カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

## キ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから町の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようになる。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般町民に対する防災教育

町は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、町民に対する防災教育を実施する。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、町民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①避難時に使用する道路状況を確認すること、②安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、③避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、④警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識

オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

キ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

ク 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

町は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心

となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

町は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

町は、防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

(7) 防災対策要員（町職員等）に対する防災教育

町職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブズとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、町民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。また、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

#### 第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化

消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織（事業所）等の育成及び強化については、この節に

定めるところによって推進する。

## 1 消防団の育成・強化

### (1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

### (2) 消防団の育成・強化策の推進

町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

#### ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置付けられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力の環境づくりを進める。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

#### イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

#### ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

## 2 水防団・水防協力団体の育成・強化

町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を実施し、水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

## 3 事業所の自主防災体制の充実

- (1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア 防災訓練、消火設備等の維持管理
- イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ 防災要員の配備
- エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

(2) 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

#### 4 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者一人ひとりの状況に応じた支援活動が重要であり、町など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、県・町及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）大分県社会福祉協議会大分県ボランティア・市民活動センターや災害中間支援組織、被災者援護協力団体などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築することで、災害時にボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークや災害中間支援組織が実施する情報共有会議等に参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。

なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### 第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者いう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人

- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
  - ・要介護の高齢者
  - ・日本語の理解が不十分な外国人 など
- ② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

## 1 地域における要配慮者対策

### (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

ア 町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。

イ 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

オ 町は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要

に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

カ 町は、避難支援等関係者に平時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

キ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ク 町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

## (2) 避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、町は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

## (3) 福祉避難所の指定

町は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう

努めるものとする。

【福祉避難所について】

ア 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

イ 福祉避難所への入所対象者の把握

町は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把握しておく。

ウ 福祉避難所として利用可能な施設の把握

町は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

エ 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、町は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

町は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員・福祉委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、町は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

ア 町は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 町は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、町、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 町は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 要配慮者対策における町民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、町においては、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

(1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の確保、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。

(2) 災害援助協定を締結している市町村に対し、速やかに応援を要請すること。

(3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。

(4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における町の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。町は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保

(1) 基本方針

観光地を多くかかえる九重町の特性を考慮し、町、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、

土地勘のない旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

## (2) 実施内容

町及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- ア 町は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。
- イ 町及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

## 6 外国人の安全確保

### (1) 基本方針

町は、国際化の進展に伴い、町内に居住し、又は来町する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

### (2) 実施内容

町及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- ア 町は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- イ 町、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ウ 町は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。
- エ 町は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

## 第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、道路網の寸断や交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

#### 1 宿泊場所の確保

町は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

#### 2 町民、事業所・学校等への啓発

##### (1) 町民への啓発

町は、町民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

##### (2) 事業所への要請

町は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・児童・生徒等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、町は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようにトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

### 第7節 地域ごとの避難計画の策定

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、町の協力を得ながら、住民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定に当たっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するに当たっては、きめ細やかな地域情報に精通した住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要であることから、住民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入するものとする。

#### 1 ワークショップの目的

災害が発生した時に、住民等が安全に避難できるための避難計画を作成する。そのためには、

それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民自らが計画づくりに参加する必要がある。

また、住民が避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、地域の自主防災リーダーとして自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

## 2 ワークショップのメンバー

地域住民、民生委員・児童委員、町防災担当職員・福祉担当職員、町社会福祉協議会職員、必要に応じて県防災担当職員・福祉担当職員、学識経験者とする。

なお、地域住民等の代表を選出するに当たっては、住民のみならず、地域の民間企業、ボランティア等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることも考慮する。

## 3 ワークショップの役割

住民等は、主体的にワークショップを開催し、地域ごとの避難計画を作成する。町は、住民等に対して、ワークショップの開催を促すとともに、ワークショップの運営に参加する。

### (1) 町

#### ア ワークショップ参画・支援

(ア) ワークショップ参加の住民への呼びかけ

(イ) ワークショップで必要な資料・用品の準備

イ ワークショップにおいて住民等から提案のあつた防災対策への支援

### (2) 住民等

#### ア ワークショップの運営

イ 住民等に対してワークショップへの参加の呼びかけ

ウ 地域ごとの避難計画の策定

エ 地域ごとの避難計画を地域の住民等に周知

## 第8節 町民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は町民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

### 1 自助の推進

(1) 町民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び町民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への町民の参加を促進す

るため必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 町民は、自らが生活する地域において、町、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 町民は、災害の発生に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

## 2 共助の推進

- (1) 町民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、町、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

## 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

### 【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

以下において、町における事前措置について示すが、防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

#### 1 町

- (1) 町防災会議は、九重町地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、事前に整備しておく。また県の事前措置に準じた措置を講じる。

#### 2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

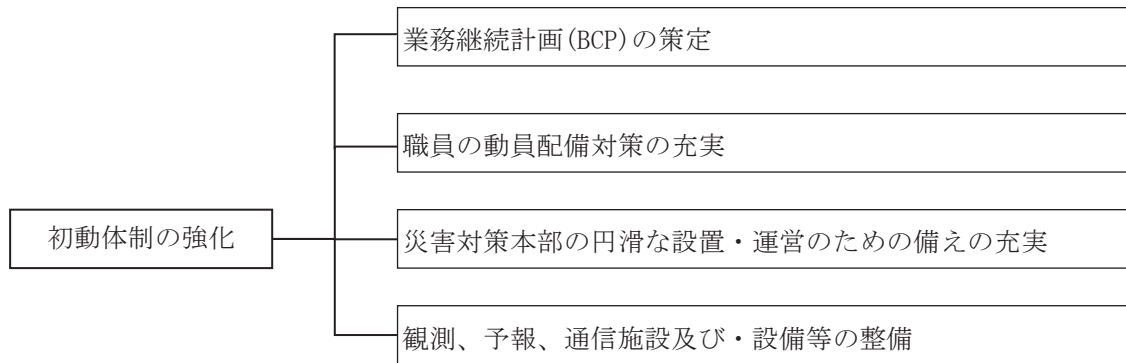


### 第1節 初動体制の強化

町は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、町としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

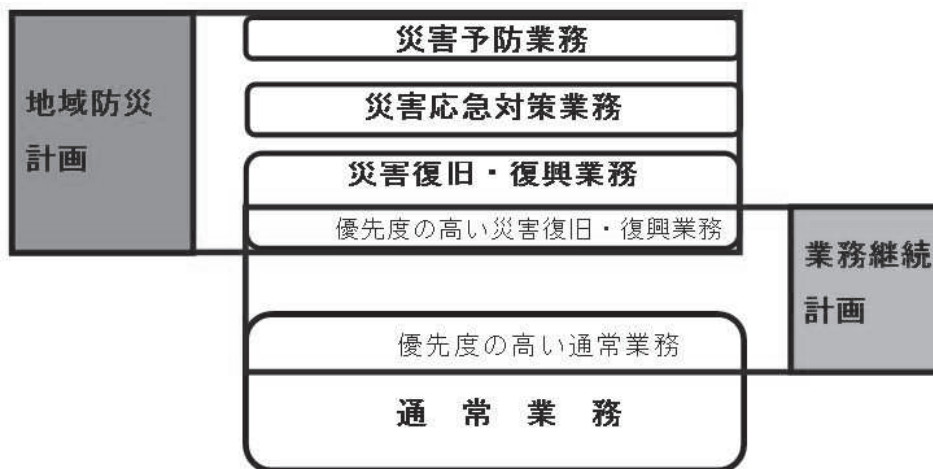


#### (1) 業務継続計画 (BCP) (Business Continuity Plan) の略) の策定

町は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画 (BCP) を活用する。

この業務継続計画は、災害時における町役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するためには、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

○地域防災計画と業務継続計画



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

(2) 受援計画の策定等

町は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やWEB会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

(3) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、町職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 災害対策職員用携帯電話の拡充

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

〔九重防災〕

イ 職員参集・安否確認システムの導入

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムの導入を検討する。

ウ 24時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等と宿直者の連絡体制を確立する。

エ 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取り組み

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

オ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用伝言板（web171）」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、町民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

ア 気象観測施設及び設備の整備

県下の各種気象観測所における観測機器の現状は、必ずしも十分とはいえないので、今後これらの設置機関において積極的に老朽機器の更新はもちろん、各種気象観測機器（気象庁の検定又は経済産業省の比較検査の合格品）の整備充実を図るよう求める。

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平時から構築する。

- ・Lアラートによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ・町ホームページ、SNS、ケーブルテレビによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ・県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ・民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト（Yahoo等）、携帯事業者（緊急速報メール）等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

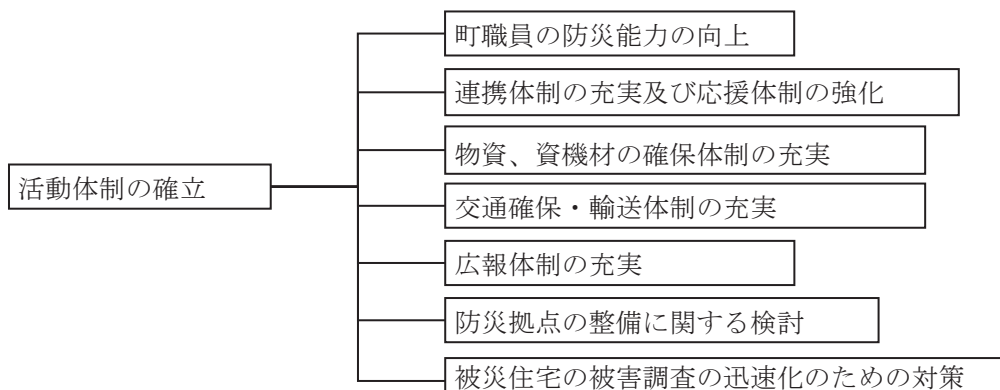
(イ) 通信手段の連携

- ・Lアラートによる迅速な情報連携を図るため、報道機関等についてLアラートへの加入促進を図る。

## 第2節 活動体制の確立

多岐にわたる町の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



### 1 町職員の防災能力の向上

一般に、町職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

#### (1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

#### (2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

#### (3) 町職員災害対応ガイドブックの作成

町職員災害対応ガイドブックの作成に努め、平時から、災害対策本部設置等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

#### (4) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、町災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的実施する。

#### (5) 防災連絡員の育成

防災連絡員は町の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 国・県等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ 被災した市町村への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ウ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。

### 2 連携体制の充実及び応援体制の強化

被害が甚大で町において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要があり、今後とも以下の対策を講じることによりなお一層応援体制の強化を図ることとする。

(1) 地域における連携体制の充実

平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」が設置されたことから、今後は、関係機関の災害対応能力の向上が図られるよう、以下の対策を講じていく。

- ア 町対策本部と県地区対策本部との連携
- イ 防災対策に関する専門研修等の実施
- ウ 図上訓練等の実施により連携体制の強化
- エ その他

(2) 町内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 町内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、町内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

イ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平時に県振興局や市町村、市町村社協等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」へ参加する。

(4) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

現在、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、市町村、消防本部間の協定締結は完了している。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、訓練等を通じて連携強化を図る。

(5) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

町外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット(町ホームページ)を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(6) 重要施設の非常用電源の確保

重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 3 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

#### (1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、行政区の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア 行政区に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
- エ 町立施設における救出救助用資機材の整備促進

#### (2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、行政区の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 行政区に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

#### (3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は、災害発生時極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるようにする。

#### (4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品の確保体制の充実

他の自治体からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品（以下「生活用品」という。）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保ができるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発
- イ 町における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ウ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進
- エ 公的備蓄ネットワーク（町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築
- オ 学校プールや災害時協力井戸などの事前把握

### 4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 輸送拠点（緊急輸送基地）の選定

町において、輸送拠点（緊急輸送基地）を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

(2) 緊急輸送道路の整備等

ア 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

イ 道路情報板等の整備

道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備を行うとともに、道路利用者へのカメラ映像の提供を行う。

ウ 道路啓開等の計画策定

道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を策定する。

エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町が管内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保する。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、町からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に町からの情報が報道機関を通じて的確に町民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネット等を活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、町ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア 町ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線による迅速な災害情報の発信を行う。

イ 県民安全・安心メールの登録を促進する。

ウ おおいた防災アプリの利用を促進する。

エ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 防災拠点の整備に関する検討

大規模災害時における町の防災拠点として、九重町いきいきランドを位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の仕分・輸送拠点機能、を配置し、各機能に必要なとなる配備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

7 被災住宅の被害認定調査の迅速化のための対策

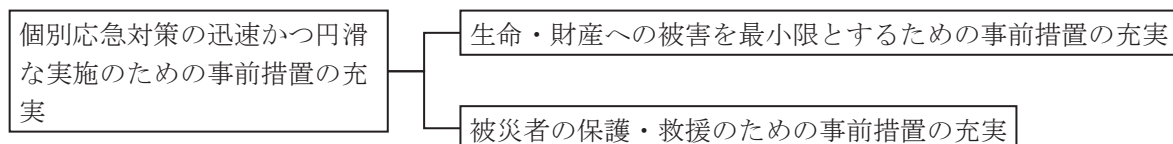
早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害認定が求められているため、定期的に県の開催による住家被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書等の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。また、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を図る。

さらに、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

**第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実**

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害や火山災害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

町は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（町ホームページや、SNS等）やケーブルテレビの活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

さらに、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を町、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 公共社会福祉施設、町立学校、その他公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ ハザードマップの作成

エ 内水浸水想定区域図の作成

オ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、町地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実を図られるよう、県より取組の支援を受ける。

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成し、当該計

画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

- イ 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②浸水の防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- ア 県、玖珠町、消防機関、警察、自衛隊等との凶上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む。）
- イ 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の補助

(5) 救急医療対策の充実

大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者に加えて、保健・福祉関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

- ア 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
- イ 医療救護班（日本赤十字大分県支部及び郡市医師会等が編成する救護班をいう。）及び災害派遣医療チーム（大分DMAT）が消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

(6) 消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、町としては以下の対策を推進していくこととする。

- ア 町消防防災施設・設備の充実強化
  - 町消防防災施設・設備の充実を図るため、消防ポンプ及び消防水利等の増設を推進するものとする。
- イ 民間消防施設の整備
  - 民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導するものとする。
- ウ 消防団員の確保
  - 年々減少する消防団員の確保のため、町消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進するものとする。
- エ 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）

オ 自主防災組織用の初期消火用資機材等の整備への補助

カ 宅地の危険度判定体制の整備

豪雨により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人と命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、町は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努める。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

町は、風水害被害が予想される地域の防災関係機関は相互に連携して、避難誘導等の活動について、情報を共有できるようにする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 調理場の調理機能の強化

エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

オ シャワー室、和室の整備

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

ク トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、町内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 町における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難場所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食材、飲料水、常備薬、炊き出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーテーション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取り扱い等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を供給できるよう、プレハブ住宅関係団体や木造住宅団体など、多様な住宅供給団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県と連携し、災害発生時に迅速な供給が可能となるよう、平時から体制を整備しておくものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導及び文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前調査

要配慮者、災害により孤立する可能性のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、全市町村で統一した運用を図る。

#### 第4節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、町外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、新物資システム（B-PLo）を活用し、平時から、訓練等を通じて、施設ごとの物資の備蓄状況や運送手段等の確認・更新を定期的に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続の確認を行う。

町が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、大分県が定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。

町は、孤立が想定される地域について、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

町は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。

## 第5章 その他の災害予防

### 第1節 災害対策基金の確保

災害応急対策のための災害救助関係費用の財源にあてるための基金の確立、運用等は、この節の定めるところによって実施するものとする。

#### 1 災害救助基金の積立

町は、災害救助法の定めるところにより災害救助基金を積立てるものとする。各年度における積立最小額は、当該年度の前年度の前3年間ににおける地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五に該当する額とする。

#### 2 災害救助基金の管理運用

町の災害救助基金の管理運用は、次の方法による。

- (1) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- (2) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- (3) 災害救助に必要な給与品の事前購入

#### 3 家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、地震保険制度等の周知に努める。





# 第3部 災害応急対策





## 第3部 災害応急対策

### 第1章 災害応急対策の基本方針等

#### 第1節 災害応急対策の基本方針

##### 1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による町民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、町では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県、隣接市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

##### 2 被災地への支援要請

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては町が当たる。しかしながら、町の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は町行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合は、町が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、町は、災害発生後、早期に町の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等を受けるものとする。

##### 3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

町は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、町その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

##### 4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の町民生活安定のためには、町民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め町民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。町では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、防災行政無線、町ホームページ、ケーブルテレビ等多様な方法を用いて広報することとする。

## 第2節 町民に期待する行動

災害から町民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、町民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は、防災の原点である。町、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるため、町民に対して次のような行動を期待するものである。

### 1 家庭

#### (1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

#### (2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

#### (3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

#### (4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防署、警察署（駐在所）等の出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

#### (5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに町、消防署、警察署（駐在所）等の防災機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

### 2 地域（隣近所、行政区、自主防災組織）

#### (1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、町職員等に協力する。また、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、行政区や自主防災組織では、防災関係者ととともに指定緊急避難場所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこ

とが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防署、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近隣の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、町役場、消防署、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客を安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、行政区）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

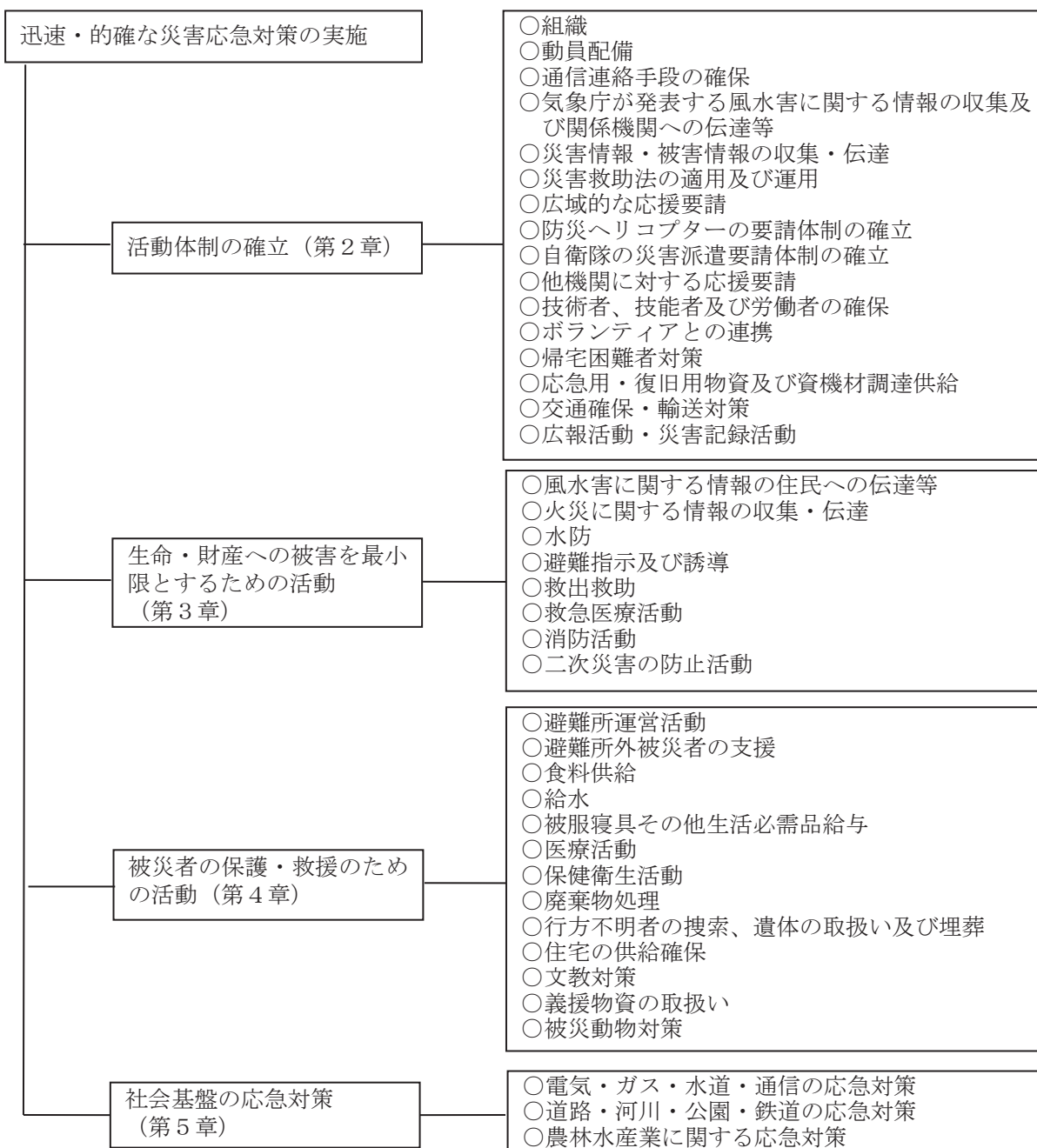
【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」、「災害用伝言板（web171）」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝

言板がわりに利用する方法)の実施

### 第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

#### 1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するために必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

町においては、本節に定めるほか個別具体的な事項は、「九重町災害対策本部条例（昭和37年九重町条例第29号）」等により確立する。

#### 2 災害発生時における町の組織体制

町長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

##### (1) 災害対策連絡室

###### ア 設置基準

- (ア) 大分地方気象台が警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）を発表したとき
- (イ) 福岡管区気象台が九重山に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警報レベル2又は3）を発表したとき
- (ウ) その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- (エ) その他、特に必要と認めるとき

###### イ 設置場所

九重町役場2階 危機管理・防災安全課内

###### ウ 組織・職制

室長	危機管理・防災安全課長
副室長・室員	危機管理・防災安全課職員、別に定める職員

###### エ 処理すべき主な事務

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 関係機関等に対する災害対策上の通報

オ 解散基準

- (ア) 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- (イ) 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

カ その他

各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

ア 設置基準

- (ア) 大分地方気象台が警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- (イ) 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき
- (ウ) その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- (エ) その他、特に必要と認めるとき

イ 設置場所

九重町役場2階 危機管理・防災安全課内

ウ 組織・職制

本部長	危機管理・防災安全課長
副本部長	総務課長

エ 処理すべき主な事務

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 関係機関等に対する災害対策上の通報
- (ウ) 関係部局の初動措置等の総合調整

オ 解散基準

- (ア) 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- (イ) 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- (ウ) 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(3) 災害対策本部

ア 設置基準

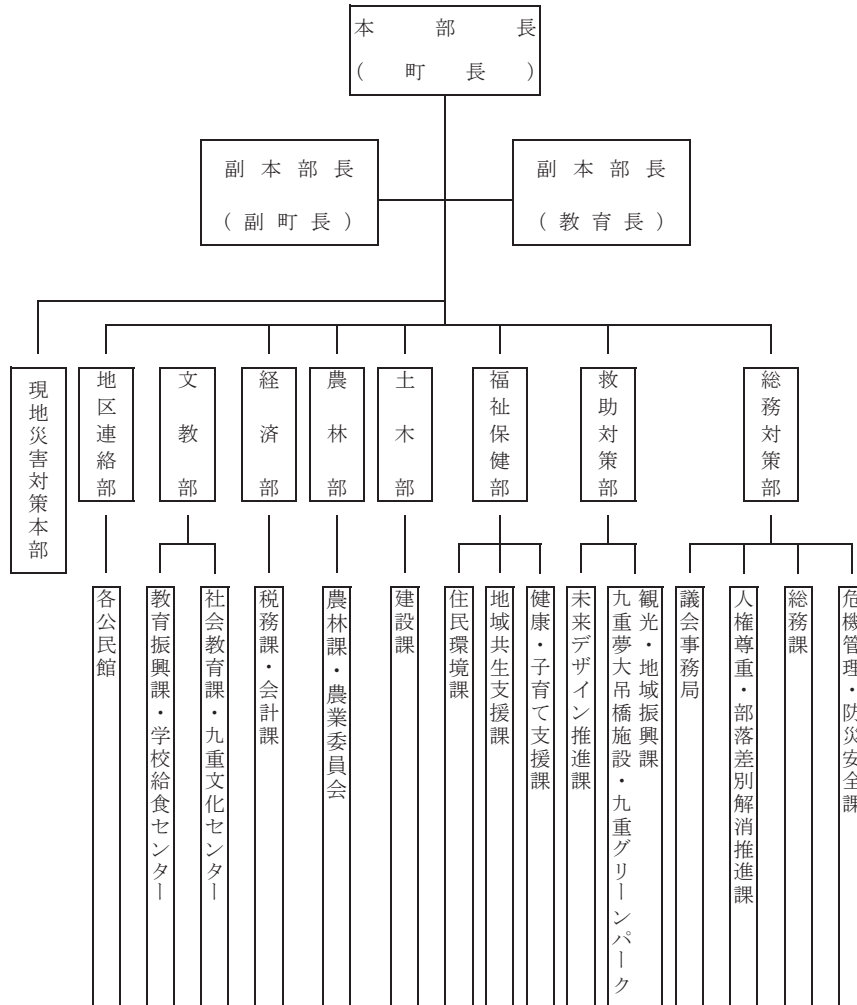
- (ア) 大分地方気象台が特別警報を発表したとき
- (イ) 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- (ウ) 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき
- (エ) その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき
- (オ) その他、特に必要と認めるとき

イ 設置場所

九重町役場庁舎内

ただし、九重町役場庁舎が被災し使用できない場合は、九重文化センター等に設置するものとする。

九重町災害対策本部組織図



本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員（部長）	対策本部の組織を構成する町長部局、教育委員会等の各課（局・室・館）長
部員	上記の職に充てられたものを除く職員

(ア) 本部長が不在等の場合は、副町長、教育長の順位でその責務を代行する。

(イ) 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。

(ウ) 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部を設置する。

本部長	副本部長	部編成	担当区分	担当部署
町長	副町長 教育長	総務対策部	部長	危機管理・防災安全課長
			副部長	総務課長、議会事務局長、人権尊重・部落差別解消推進課長
			部員	危機管理・防災安全課員、総務課員、人権尊重・部落差別解消推進課員、議会事務局員
		救助対策部	部長	観光・地域振興課長
			副部長	未来デザイン推進課長
			部員	観光・地域振興課員、九重“夢”大吊橋施設員、九重グリーンパーク員、未来デザイン推進課員
		福祉保健部	部長	健康・子育て支援課長
			副部長	地域共生支援課長、住民環境課長
			部員	健康・子育て支援課員、地域共生支援課員、住民環境課員
		土木部	部長	建設課長
			副部長	建設課GL
			部員	建設課員
		農林部	部長	農林課長
			副部長	農林課GL
			部員	農林課員、農業委員会員
		経済部	部長	税務課長・会計課長
			副部長	税務課GL・会計課GL
			部員	会計課員、税務課員
		文教部	部長	教育振興課長
			副部長	社会教育課長
			部員	教育振興課員、社会教育課員、学校給食センター員、九重文化センター員
		地区連絡部		各公民館員

エ 処理すべき主な事項

(ア) 本部会議の協議事項

- ① 災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
- ② 災害応急対策の進捗状況に関する事項
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関する事項
- ④ 広域応援要請に関する事項
- ⑤ 報道機関を通じた広報に関する事項
- ⑥ 災害弱者対策の進捗状況に関する事項

- ⑦ 効果的な組織編成に関する事項
  - ⑧ 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
  - ⑨ 県への要望事項に関する事項
  - ⑩ 関係機関、業界への要望に関する事項
- (イ) 各部の主な処理事項

**【総務対策部】**

- ・本部の庶務、財務及び情報等に関する事項
- ・本部会議に関する事項
- ・災害復旧連絡に関する事項
- ・消防団（出動）、自衛隊（災害派遣の要請）、警察等に関する事項及び広域的な応援の要請等に関する事項
- ・災害情報と避難勧告・指示の情報伝達に関する事項
- ・町議会に関する事項
- ・災害対策一般の企画、立案に関する事項
- ・他の対策部の分掌事務に属さない事項

**【救助対策部】**

- ・災害救助に関する事項
- ・避難所開設および非常用備蓄物資に関する事項
- ・応急食料の確保及び配給および非常用備蓄食料に関する事項
- ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援
- ・その他商工・観光関係で他の部の分掌事務に属さない事項

**【福祉保健部】**

- ・医療及び防疫に関する事項
- ・ボランティアに関する事項
- ・福祉避難所の開設に関する事項
- ・要援護者に関する事項
- ・廃棄物処理に関する事項
- ・消費生活相談所の開設
- ・こども園の園児の応急の教育に関する事項
- ・こども園の施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・その他福祉・保健衛生関係で他の部の分掌事務に属さない事項

**【土木部】**

- ・土木関係施設等の応急復旧に関する事項
- ・町管理河川の災害調査、応急対策並びに復旧計画に関する事項
- ・給水、水道復旧に関する事項
- ・その他土木関係に必要な応急対策に関する事項

【農林部】

- ・農林水産物に対する応急措置に関する事項
- ・農業施設等の応急対策並びに復旧計画に関する事項
- ・被害農家及び林業者等の融資に関する事項
- ・畜産関係の応急対策に関する事項
- ・農作物の被害調査並びに対策に関する事項
- ・その他農林関係に必要な応急対策に関する事項

【経済部】

- ・災害見舞金・義えん金に関する事項
- ・災害義えん物資に関する事項
- ・その他税務対策に関する事項

【文教部】

- ・町立学校の児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・町立学校の施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・社会教育施設、文化財施設の被害に関する事項
- ・その他教育関係に必要な応急対策に関する事項

【地区連絡部】

- ・地区の災害、情報の報告並びに連絡事項伝達
- ・その他必要な事項

オ 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、次の区分に従い必要な関係機関に通知するとともにその協力を求めることとする。

公表又は通知先	担当課等	方法
大分県防災会議	危機管理・防災安全課	電話
大分県防災対策企画課	危機管理・防災安全課	災害対応支援システム、一般電話、災害連絡用電話
防災会議構成機関	危機管理・防災安全課	電話
町の機関（庁内を含む）	庁内は危機管理・防災安全課 その他は各主管課	庁内は口頭又は電話、 広報車等
住民	危機管理・防災安全課	防災行政無線、広報車

カ 解散基準

気象情報や被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき

キ 災害対策本部解散の通知

災害対策本部を解散したときは、その旨をオに準じて関係機関に通知する。

(4) 現地災害対策本部の設置

ア 激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

イ 要員は町長が指名する。

3 防災活動組織

九重町における防災活動組織は、おおむね次のとおりである。



## 4 その他の町の災害対策組織

## (1) 水防本部

## ア 設置

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水による水災を警戒し、防御しかつその被害を軽減するため、大分地方気象台より大雨に関する警報が発表されたときから、危険が解消されるまでの間設置する。

なお、警報に切り変わる前の注意報が発令されたときは、準備体制をとる。

## イ 組織系統

水防本部（九重町役場危機管理・防災安全課）

## ウ 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置され、土木部が置かれたときは、土木部が水防本部の事務をあわせて処理するものとする。

## エ その他

その他必要な事項は、「第3章第3節 水防」に定めるところによる。

## 5 その他の機関の災害対策組織

その他の防災機関においても、それぞれ災害時の防災業務推進のために必要な組織を確立し、県及び隣接市町村その他の関係機関の災害対策組織と緊密な連携のもとに所掌の防災活動を行うものとする。

## 第2節 動員配備

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施するものとする。

## 1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災関係機関において必要な手続及び方法を確立しておくものとし、その実施にあたっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

## (1) 第一次体制（連絡室体制）

常時の災害対策事務は、危機管理・防災安全課、総務課職員が当たり、突発する災害に対し対処する。また、災害予防の広報活動を行う。

## (2) 第二次体制（警戒体制）

予想される災害の情報を収集し、災害の状況に応じて速やかに災害対策本部が設置できる体制とし、危機管理・防災安全課、総務課、建設課、未来デザイン推進課、農林課・農林委員会、観光・地域振興課及び教育振興課の職員数名を配置する（防災行政無線従事者を含む。）。

(3) 第三次体制（救助体制）

ア 災害に関する情報の収集及び伝達並びに緊急を要する災害予防及び災害応急対策を実施する。

イ 体制並びに総合的な防災を推進する体制として危機管理・防災安全課、総務課、建設課、未来デザイン推進課、農林課・農業委員会、観光・地域振興課及び教育振興課その他必要な職員を配置するとともに必要な場合は電話又は無線放送の利用により出動要請する。

(4) 第四次体制（非常体制）

ア 災害対策本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災を推進するための体制として、すべての本部要員を配置すると共に消防団に出動要請する。

イ 第四次体制の発令時にあつては全本部要員が定められた職務に従事する。

2 気象災害の配備体制

気象災害に関する配備時期の基準及び内容は、次のとおりである。

種 別	体 制 の 時 期 の 基 準	体 制 の 内 容
第一次体制 連絡室体制	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制	特に関係のある本庁の課職員のみで配備し、防災関係機関と連絡をとり、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。また、気象状況等により第二次体制に切り替える指示を行う。
第二次体制 警戒体制	比較的軽備な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となったときの配備体制	連絡室体制に加え、関係職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として状況により第三次体制に移行することができる体制とする。
第三次体制 救助体制	相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大するおそれがあるときの配備体制 災害救助法適用事態にある場合を含む。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替えることができる体制とする。

第四次体制	非常体制	町全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大なときの非常体制
		大規模な災害の発生が免れないと予想されるときに非常体制

3 その他の災害の場合

大規模な地震、火事又は爆発その他の重大な事故が発生した場合は、当該災害の対策主管課及び関係課をもって第二次体制に入るものとする。この場合、災害の状況によっては、町長は非常体制を命ずることがある。

4 配備要領

町役場職員及び消防（水防）団員の配備の要領は、次のとおりである。

(1) 町役場職員

体制	対策の別	配備課の一般的基準
第一次体制（連絡室体制）	風水害対策	危機管理・防災安全課
第二次体制（警戒体制）	風水害対策	危機管理・防災安全課 総務課 建設課 未来デザイン推進課 農林課・農業委員会 観光・地域振興課 教育振興課
第三次体制（救助体制）	風水害対策 大規模な災害、火事又は爆発その他の重大な事故	全職員 災害の事態に応じ応急処置を実施する課
第三次体制（非常体制）	災害対策本部設置基準による。	

(注) 配備職員 各課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

(2) 消防（水防）団員

体制	対策の別	配備の一般的基準
第一次体制	情報班体制	本部役員
	警戒配備体制	警戒地管轄の各分団
第二次体制	町の一部に被害が発生したとき	被害発生地管轄の各分団
第三次体制	全団員	

5 本部職員の勤務基準

(1) 常時体制

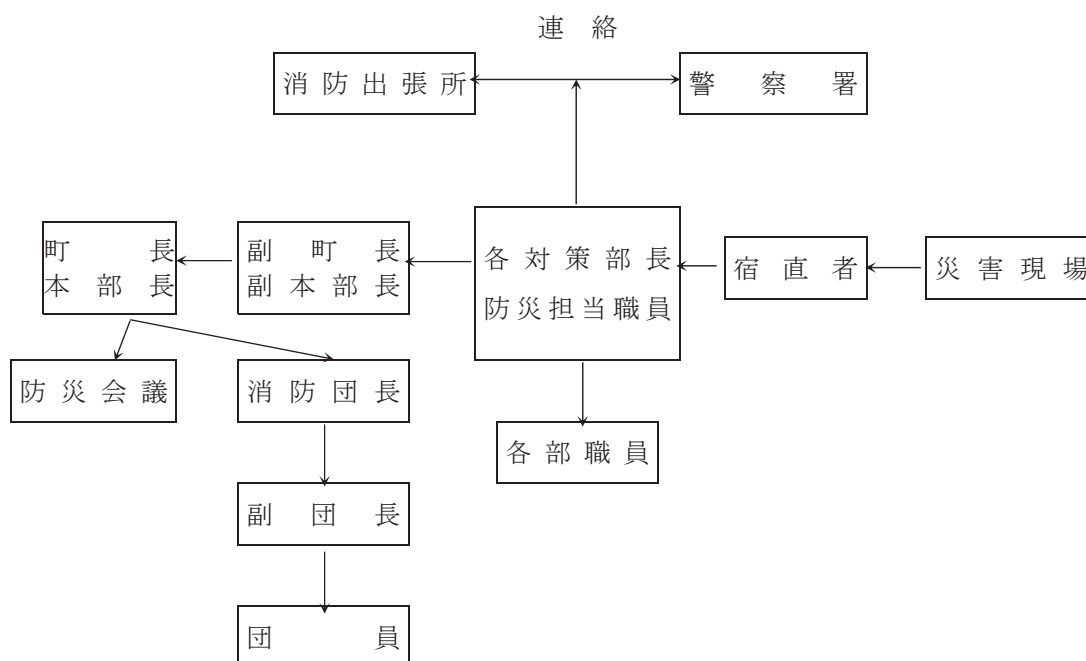
勤務時間中は危機管理・防災安全課職員が当たり勤務時間外は宿直者が災害に関し必要な連絡を実施する。

(2) 事前措置、本部設置前

ア 準備警戒体制

準備警戒体制の発令時に当たっては当該体制に応じて勤務すべき防災連絡員は定められた職務に従事し、また第一次体制に応じて勤務すべき防災連絡員は自宅、その他の場所に所在連絡方法を明らかにして待機するものとする。

イ 本部設置前の動員系統

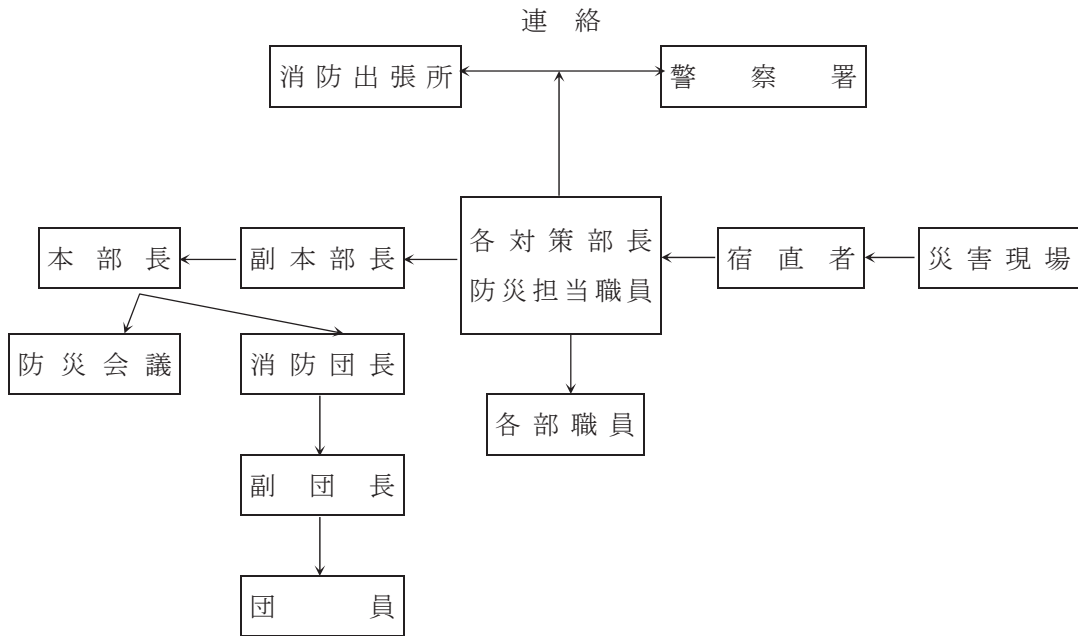


(3) 本部設置

ア 第一次体制（連絡室体制）

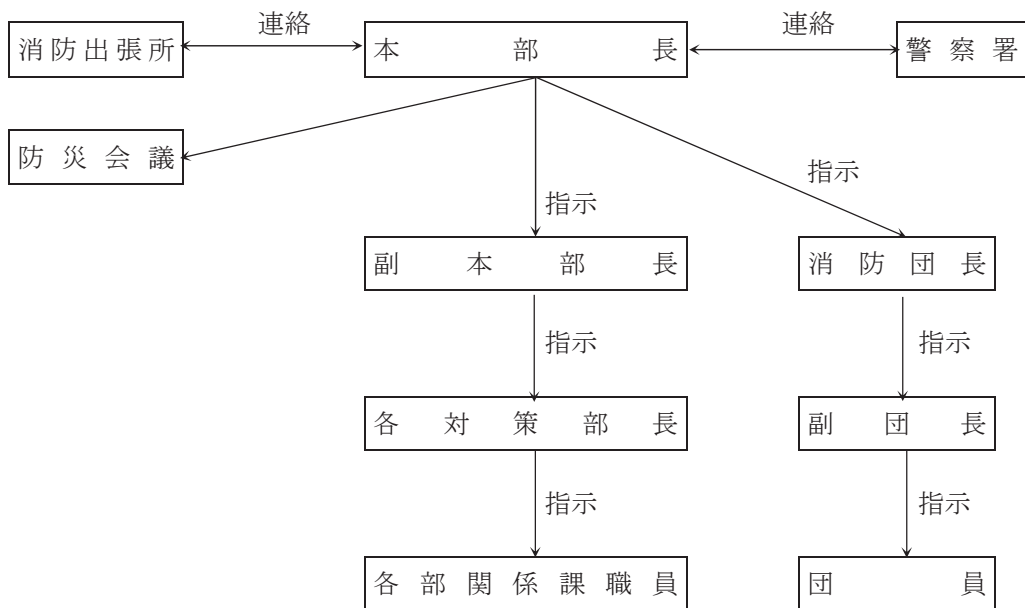
第一次体制の発令にあつて当該体制に応じて勤務すべき本部職員は定められた職務に従事し、また第二次体制に応じて勤務すべき本部職員は自宅その他の場所に所在連絡方法を明らかにして待機するものとする。

（勤務時間内、勤務時間外）

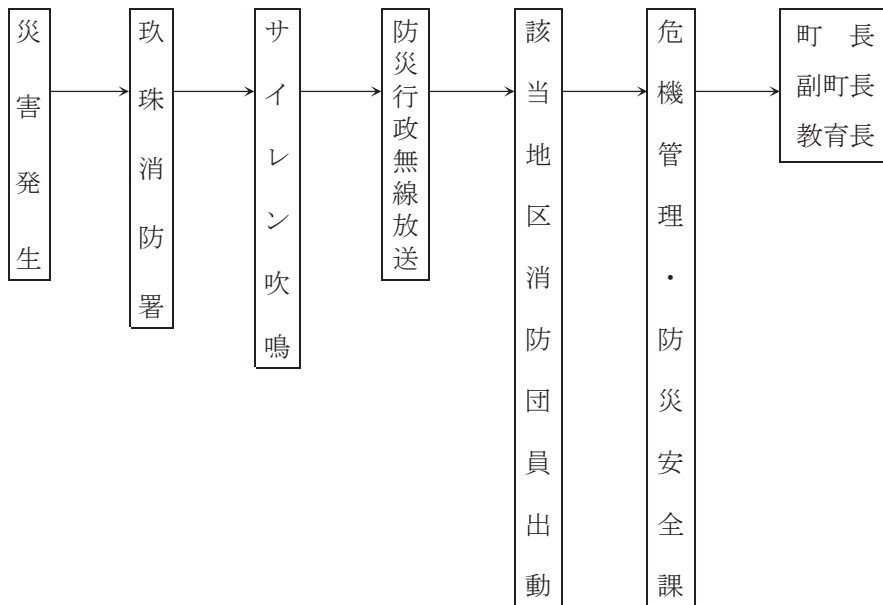


イ 第二次体制（警戒体制）

（通常の勤務時間内 動員系統）



(主として突発的な非常災害が発生した場合)



## 6 配備体系

### (1) 配備職員の処置

勤務時間外における緊急配備の処置としては、次のような事項があげられる。

#### ア 集中管理車両による配備の処置

夜間及び早朝等において警戒体制をとる場合、特に緊急な配備を必要とするときは、関係課長は、危機管理・防災安全課長に対して、課の配備職員を当該職員の所在場所から配備場所まで自動車により移送することを依頼できるものとする。

#### イ 資料の提出

関係課長は、(1)の処置をとる上に必要な資料（配備職員の職氏名、住所、役場からの経路見取図）を作成して、あらかじめ総務課長へ提出しておくものとする。

#### ウ 配備職員の非常参集の心得

配備職員は、休日、勤務時間外及び出張中において、災害が発生し又は発生するおそれのあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオに留意するとともに、すすんで関係方面に連絡をとり、又は所定の配備に付かなければならない。

#### エ 配備の報告、連絡

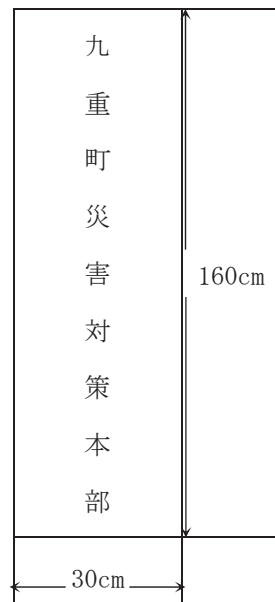
配備職員は、勤務時間外において配備について（第1番目に登庁したとき）は、所属課長に報告するとともに、速やかに危機管理・防災安全課に連絡するものとする。また、危機管理・防災安全課長は、庁内の配備状況を総務課長に連絡しておくものとする。

### (2) 一般職員の処置

一般職員についても緊急出動要請又は連絡を受けたときは、直ちに登庁しなければならない。

### (3) 表示板

対策本部の表示板は、次のとおりとする。



(4) 身分証書

ア 対策本部の職員の身分証明は、職員が常に所持する身分証明書によるものとする。

イ 災害対策基本法第83条第2項に規定する町職員の身分を示す証票は、別に定めのあるもののほか、九重町職員証をもって兼ねるものとする。

(5) 応援隊連絡班の設置

他の市町村等から応援を受けたとき、又は自衛隊の災害派遣を受けたときは、対策本部に応援隊連絡調整班を設置して、応援業務の円滑な実施を図るものとする。

(6) 対策本部の縮小の場合の処置

災害状況の推移に応じて、各班の配備を縮小し、又は一部の配備を解く場合は、当該部長は、その旨を必ず総務班に連絡するものとし、その後の非常連絡の処置を定めておくこと。

**第3節 通信連絡手段の確保**

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 町の通信連絡手段の確立措置

町における通信連絡手段の確立措置は、九重町地域防災計画に定めるところによる。特に、町内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう、関係機関の協力も得ながら、次の方法により

〔九重防災〕

確立するものとする。

- (1) 町防災行政無線による通信連絡
- (2) 防災相互通信用無線局による通信連絡
- (3) ケーブルテレビによる通信連絡

### 3 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線局を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線を利用して通信の確保を図る。

### 4 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県防災対策室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

#### (1) 通信の内容

- ア 人命救助に関すること
- イ 被災地への救援に関すること
- ウ 交通通信の確保に関すること
- エ 秩序の維持に関すること
- オ その他緊急な事項

#### (2) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

- ア 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。
- イ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。
- ウ 通報内容は、簡素で要領よく記載する（200字程度）。  
その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載する。  
なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記する。

#### (3) 非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどとして、受領に遺漏のないようにすることが必要である。

ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

**第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等**

本節は、以下の情報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。なお、水防警報の伝達については、第3章第3節に定める。

1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集・伝達

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき大分地方気象台や県防災対策企画課より防災気象情報を入手するほか、テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて入手するものとする。町及び各防災関係機関においては、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、町民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

○特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称「日田玖珠（日田市、玖珠町、九重町）」を用いる場合がある。

(1) 町に関係のある特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 町に関係のある特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切

〔九重防災〕

特別警報		迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起ころおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起ころおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起ころおそれがあるときに発表される。	

〔九重防災〕

○キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分 布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県西部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って「顕著な大雨に関する気象情報」として発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。

○土砂災害警戒情報

大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

町長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難指示等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

# 大分県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分

大分県 大分地方気象台 共同発表

## 【警戒対象地域】

大分市\* 臼杵市\* 津久見市\* 竹田市\* 佐伯市\* 豊後大野市\*

## 【警戒解除地域】

由布市 中津市 日田市 九重町 玖珠町

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

## 【警戒文】

<概況>



問い合わせ先

097-506-4637 (大分県土木建築部砂防課)

097-532-2247 (大分地方気象台)

## ○記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

## ○竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県西部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県西部など）で発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

## ○火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて各市町村や消防本部等に伝達される。

## ○気象支援資料

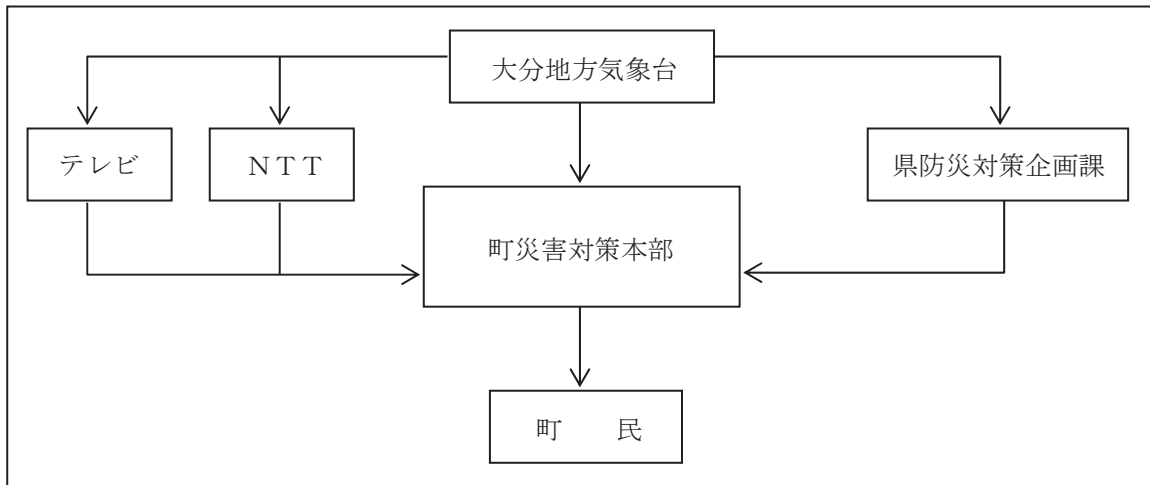
大分地方気象台は、災害時の応援活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

## ○気象予警報、火災気象通報の伝達

気象状況及び雨量、河川の水位等を常時観測し、注意報、警報及び水防警報、消防法に基づく火災警報等の通報伝達システムを整備し、情報の的確な把握によって災害を未然に防止する体制を整える。

- 1 気象予警報の伝達組織及び周知方法等については、次に定めるとおりとする。

(1) 伝達組織



○町長が発する水防警報、火災警報等

1 発令基準の設定（消防法第22条、基本法第56条）

町長が発する水防警報、火災警報等については、具体的な発令基準を設定し、常に検討を加え、適時に適切な警報を発するよう合理化に努める。

2 発令基準の留意事項

発令基準に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 警報等の発令が機を失しないよう発令期を十分に考慮した基準にすること。
- (2) 発令基準に用いる気象等のデータについては、出所を明らかにしておくこと。

3 発令の方法

町長は、県から消防法に規定する火災気象通報及び基本法に規定する火災予防上危険な気象予警報が気象官署から発令されたことの通報を受けたとき、又は自ら地域的気象状況の判断によって火災警報を発表し、又は解除したときは、町防災行政無線、サイレン吹鳴、その他の方法により周知を図るものとする。

4 火災上危険な予警報等の取扱い

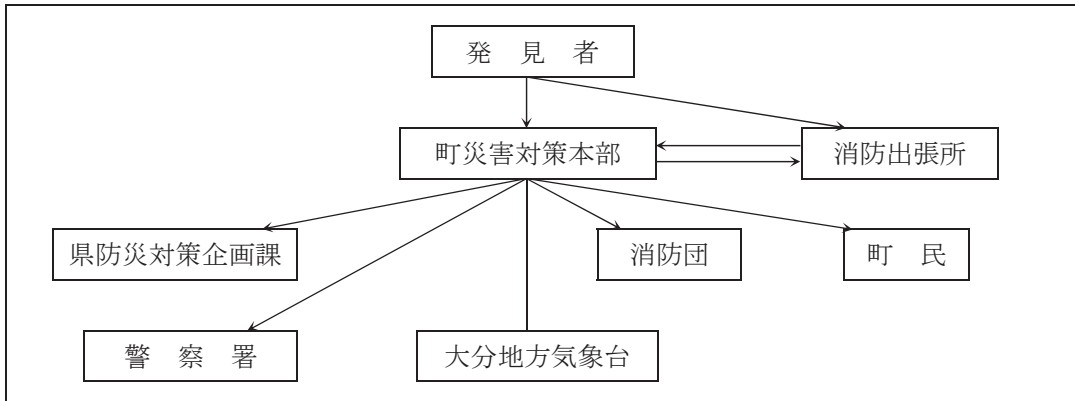
予警報等の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 平常の執務時間中においては、危機管理・防災安全課においてこれを受理し、速やかに上司に報告すること。
- (2) 執務時間外及び休日においては、宿日直者が受理し、動員計画に定めるところにより処理すること。
- (3) 非常体制を設けている場合においては、対策本部の総務班において受理すること。

○異常現象発見時の処置（基本法第54条）

異常な気象現象を発見した者は、町役場又は消防出張所へ通報しなければならない。町長は通報を受けた場合は速やかにその概況を把握確認の上被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに次による関係機関に通報するものとする。

(1) 異常な気象現象の通報方法（伝達組織）

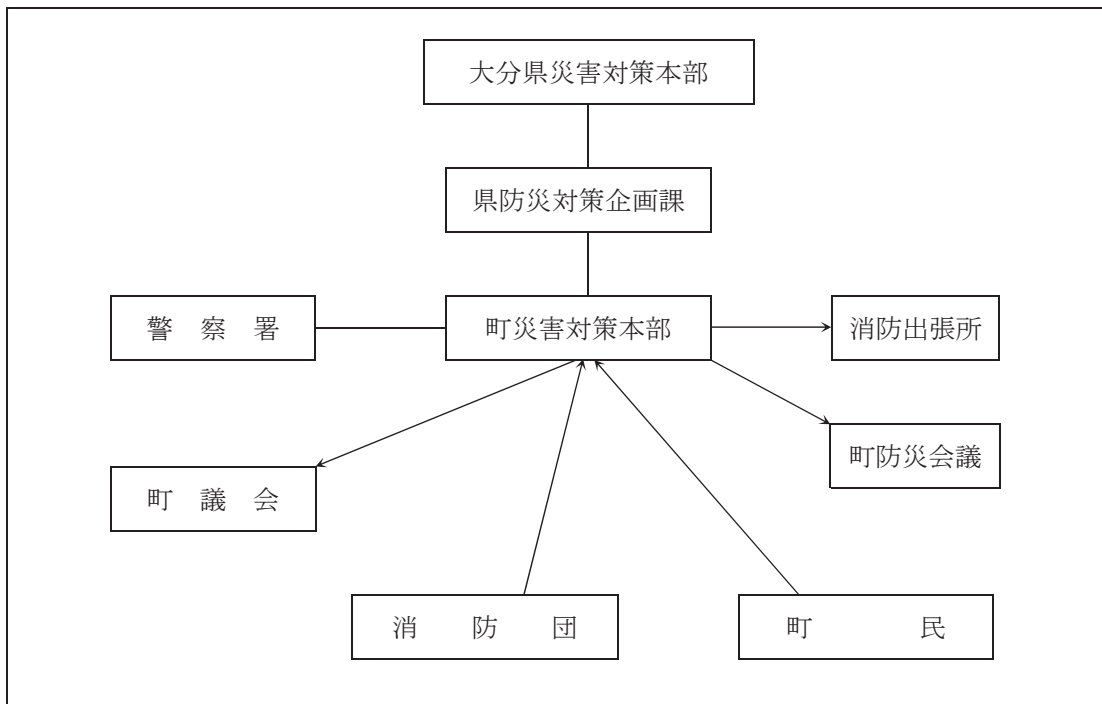


第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節に定めるところにより収集・伝達する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、町は、災害対応支援システムを活用する。

災害情報の収集、報告系統図



〔九重防災〕

○被害状況の調査体制

動員計画の動員順序に従って現地調査を実施し、現地調査員は迅速、的確に災害情報の収集を行うものとする。

○被害状況の報告

県及び関係機関に対する被害状況報告及び公表、県災害対策本部及び関係機関に対する報告、公表は、町災害対策本部で取りまとめるが行うが、県の関係課に対する報告は災害対策本部と連携の上、それぞれ町関係課長から報告する。

○総括状況報告（基本法第53条、同法施行令第21条、同法施行規則第1条別表第1）

ここでは、災害応急処置を迅速に実施するために必要な総合的な報告の処理について定めるものとする。

1 報告の要領は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 被害報告については、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県における対策に支障を来すので、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった処置の概要を速報するものとする。特に死傷者、住家被害を優先的に取り扱うものとする。

(2) 報告は、原則として災害対応支援システムによる。これにより難しいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話の使用により行うものとする。

2 報告の種別及び時期

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて報告するものとし、発生速報と被害状況報告とに区分する。

3 発生速報

様式(1)の発生速報により、個々の被害について、発生の都度、発生直後、直ちにその概要を報告するものとする。

4 被害状況報告

様式(2)の被害状況報告により、原則として、当該災害に対する応急処置を完了した後、20日以内に文書をもって報告する。ただし、大規模災害の場合は、被害状況の進展に伴い防災行政無線をもって大分県防災対策企画課より伝達があった場合に限り、同様式をもって、中間報告を行うものとする。

5 発生速報を必要とする被害の範囲

災害により発生速報を必要とする被害の範囲は、次のとおりとする。

(1) 人的被害が発生した場合

死者、行方不明者、重傷者、軽傷者

(2) 家屋被害が発生した場合

住家の全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、広範囲な床下浸水

非住家の全壊、半壊

り災者

(3) その他重要被害が発生した場合

ため池、河川、がけ崩れ等の公共施設関連の重要被害  
 広範囲な停電、断水等による生活影響被害

(4) 避難指示をした場合

町長が立ち退きを指示した場合及び警察官、水防管理者等が避難処置を行ったことの通知を受けた場合

広範囲な避難を必要とする事態が急迫した場合

6 被害程度の確認基準

被害程度の確認基準は、次によるものとする。

(1) 人的被害

次の区分によるものとし、重軽傷者の別が把握できない場合は、取りあえず負傷者として報告すること。

ア 死者

災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

イ 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者をいう。

ウ 負傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受けた者又は受ける必要のある者をいうが、そのうち、重傷者とは、1箇月以上の治療を要する見込みの者とし、軽傷者とは、1箇月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家の被害

ア 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。  
 なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。

イ 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

ウ 全壊

住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

エ 半壊

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものをいう。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

オ 一部損壊

損壊の程度が半壊に至らないものをいう。ただし、窓ガラスが2、3枚割れた程度のもの

は除く。

カ 床上浸水

その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないものをいう。

キ 床下浸水

床上浸水に至らない程度に浸水したもの

(3) 非住家の被害

非住家の被害の区別は、住家に対する全壊、半壊程度の被害により区別すること。

ア 非住家

住家以外の建築物をいう。

官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等、土蔵、倉庫、車庫、納屋等住家以外の建築物をいう。

(4) 田畑の損害

ア 流失、埋没

耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものをいう。

イ 冠水

植付作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったものをいう。

(5) その他の被害

ア 道路決壊

国道、県道及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。

イ 橋りょう流失

町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。

ウ 堤防決壊

河川法にいう1級河川及び2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防あるいはため池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

エ がけ崩れ

がけ崩れ、地滑りにより、人命、住家及び公共建物等に被害があったものをいう。

オ 土石流

土砂及び土石の流失等いわゆる山津波により人命、住家及び公共建物等に被害があったものをいう。

カ 通信被害

通信、電話が故障し、通話不能になった回線数をいう。

キ その他の被害

農業用施設、林業用施設、砂防施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするものをいう。

(6) り災者

## ア リ災世帯

災害により全壊、半壊、床上浸水等の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった世帯をいう。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に常時宿泊するものについては、当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。

## イ リ災者

リ災世帯の構成員をいう。

## (7) 被害額

物的被害の概算額を（千円）単位で総額を計上する。

## (8) その他

消防機関の活動状況の報告は、被害の発生に伴い防災活動に従事した者で、待機は含まない。  
なお、正確な員数を早急に把握することが困難な場合は、当初は概数で差し支えない。

## 7 町民からの通報、問い合わせへの対応

町は、専用電話により町民からの通報や問い合わせに応じる。重要事項については、関係対策部等へ伝達する。

**第6節 災害救助法の適用及び運用**

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

## 1 災害救助法適用に関する町の活動

町内で風水害等による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、町は以下により、災害救助法に関連した手続を行う。

## (1) 県知事への第一報

町長は、町内の被害が適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告するものとする。

## (2) 実施状況及び被害報告

ア 救助が緊急を要し、県知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、救助の実施に関する職権の一部を町長に委任される。この場合町長は、実施の状況を県知事に報告しなければならない。

イ 県知事が、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに町長及び関係機関に指示が行われる。

ウ 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連において救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。

## (3) 被害の内容

り災総数、人的被害、住家の被害及び非住家の被害

2 災害救助法適用基準

(1) 第5節で収集した被害が町の区域単位に次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、町長は県知事から指示を受け、災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

ア 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ、次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分		5,000人以上	15,000人以上	30,000人以上	50,000人以上	100,000人以上	300,000人以上	備考
	5,000人未満	15,000人未満	30,000人未満	50,000人未満	100,000人未満	300,000人未満		
滅失した世帯（生活を1にした実際の生活の単位の数）	30	40	50	60	80	100	150	

(注) 被害の認定基準

(ア) 被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。

(イ) 「住家」とは、現実とその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して1戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。

(ウ) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取り扱う。

(エ) 「全壊（焼）」、「流出」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度もの又は住家の主要な構成要素（住宅の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度ものをいう。

(オ) 「半壊（焼）」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、す

なわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものをいう。

- (カ) 「床上浸水」とは、(エ) 及び (オ) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度もの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- (キ) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のをいう。
- (ク) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のをいう。
- (ケ) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- (コ) 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものをいう。
- (サ) 「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。
- (シ) 「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

イ 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ、住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上	15,000人以上	30,000人以上	50,000人以上	100,000人以上	300,000人以上	備考
		15,000人未満	30,000人未満	50,000人未満	100,000人未満	300,000人未満		
滅失した世帯（生活を1にした実際の生活の単位の数）	15	20	25	30	40	50	75	

ウ 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(内閣府令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

(ア) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品

等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

(イ) 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(内閣府令で定める基準)

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

(ア) 交通事故により多数の者が死傷した場合。

(イ) 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合。

(ウ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合。

(エ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。

(オ) 爆発事故のため多数の者が死傷した場合。

(カ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合。

(キ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

### 3 応急救助の実施基準

#### (1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3 輸送費は別途計上

応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1戸当たりの平均の面積、額が基準以内であればよい。</li> <li>2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。</li> <li>3 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</li> <li>4 供与期間 最高2年以内</li> <li>5 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</li> </ol>
炊き出しその他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所に収容された者</li> <li>2 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事できない者</li> </ol>	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</li> <li>2 現物給付に限ること。</li> </ol>
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上

災害にかかった者の救出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</li> <li>2 生死不明な状態にある者</li> </ol>	災害発生の日から3日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。</li> <li>2 輸送費、人件費は別途計上</li> </ol>
災害にかかった住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者</li> <li>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</li> <li>3 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</li> </ol>	災害発生の日から3か月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷	災害の発生の日から（教科書）1か月以内（文具及び通学用品）15日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄物資は評価額</li> <li>2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。</li> </ol>
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送費、人件費は別途計上</li> <li>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</li> </ol>
遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検案は原則として救護班</li> <li>2 輸送費、人件費は別途計上</li> <li>3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</li> </ol>

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者及び避難者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の取扱い 7 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、町長は県知事を通じて、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

ア 町長は、県知事が必要とした場合は、救助の実施に関する事務の一部を行う。

イ 情報提供

町が救助の実施に関する事務の一部を委任されている場合においては、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を、町災害対策本部救助対策部部長に提出するとともに1部は自己の控えとして保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によっては交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数

災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

ウ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

町は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

### 第7節 広域的な応援要請

町内において大規模災害が発生し、町単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。

#### 1 町における広域応援要請の実施

##### (1) 組織体制

ア 町が応援要請を行う前に、他の市町村並びに都道府県等から県を通じて応援の申し出を受けた場合、町は、応援の受け入れの可否を検討する。

イ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置がなされた場合は、総務対策部が窓口となって必要な調整を行うものとする。

##### (2) 災害情報・被害情報の収集・分析

ア 町は、収集した以下の情報を入手する。

災害情報・被害情報(第5節)

イ 町は、上記アの情報を分析し、下記の(3)から(4)の広域応援要請の必要性について検討する。

##### (3) 大分県及び他の市町村等への応援要請

ア 「大分県及び市町村相互の災害応援協定」等に基づく応援要請

町単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定等に基づき応援を要請する。

##### (ア) 応援の要請

町は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び応援の内容を明らかにして、大分県及び県下市町村に応援の要請を行う。

この際、人的被害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、町

における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、大分県及び県下市町村や応急対策職員派遣制度によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。

(イ) 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ 物資集積拠点の確保
- ⑦ 災害廃棄物の処理支援
- ⑧ その他応援のため必要な事項

(4) 職員の派遣及び派遣あっせんの要請

県又は市町村の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし総務課が行う。

ア 町内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

## 2 応援の受け入れ

(1) 受け入れ体制の確保

ア 応援要請を行うに当たり、町は、以下の点について検討する。

- (ア) 受入れにあたっての交通ルート（第5節の情報を基に）
- (イ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

イ 町は、関係市町村、県、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

(2) 経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた町の負担とする。

### 第8節 防災ヘリコプターの要請体制の確立

町は、災害が発生し、町民の生命、財産を守るため、必要があると認めるときは、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」の運航を要請するものとする。

#### 1 防災ヘリコプターの活動内容

- (1) 災害応急対策活動………地震、台風等の災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等の伝達及び被災地への緊急物資等の搬送
- (2) 災害予防対策活動………住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等
- (3) 救 急 活 動………救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送
- (4) 救 助 活 動………河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助
- (5) 火 災 防 御 活 動………林野火災等における空中からの消火活動、情報収集
- (6) ヘリTV活動………地震、風水害等の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

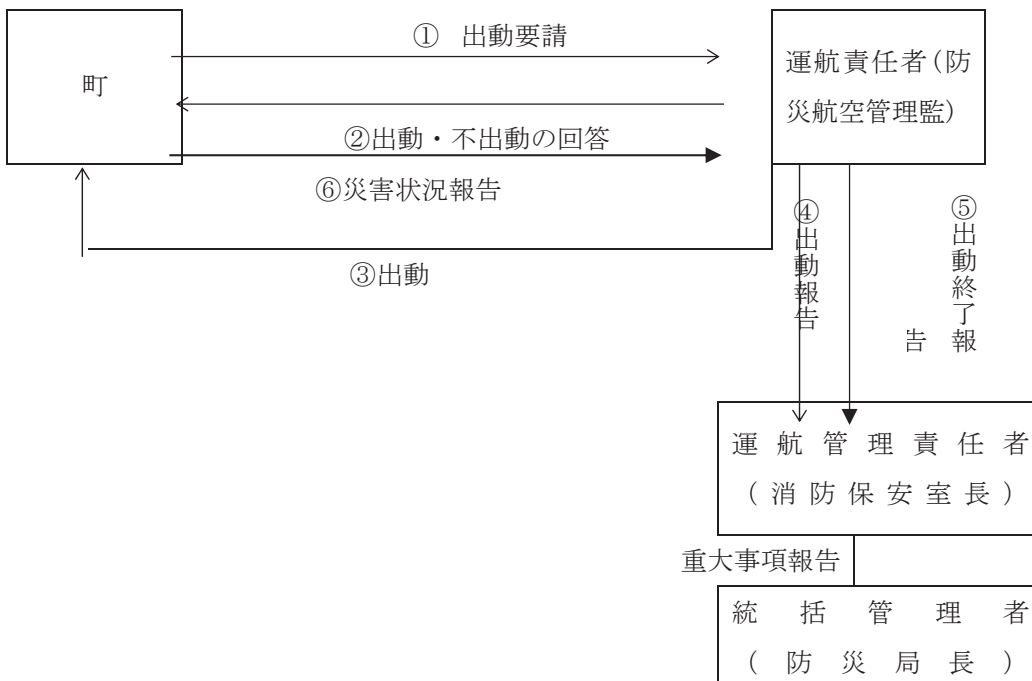
#### 2 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ、「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合に要請できるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替制 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

#### 3 緊急運航要請に係る手続

(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は、次のとおりである。



〔九重防災〕

(2) 緊急運航の要請は、町、消防一部事務組合の長が運航責任者に対し行うものとする。

4 要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町田代2592-2

電 話 0974-34-2192

F A X 0974-34-2195

緊急運航要請専用電話 0974-34-3136

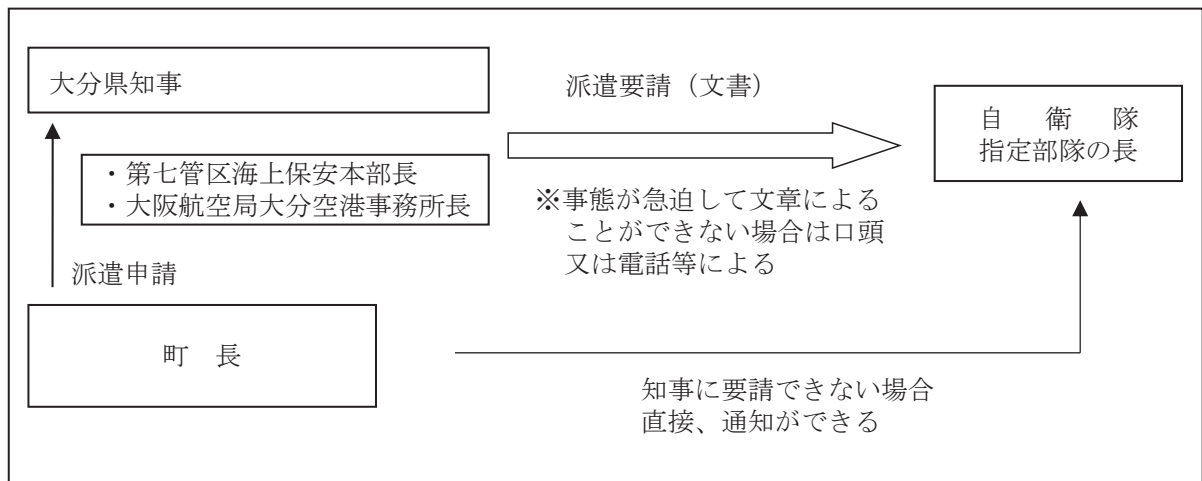
第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

大分県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
陸上自衛隊 西部方面戦車隊 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 0973-72-1116 内線235, 302 FAX 0973-72-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域

〔九重防災〕

	西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (健軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256, 2257	総監	九州・沖縄(大分県含む) 全域
航空 自衛 隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903	司令官	大分県全域を管轄
地 本 等	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡 先

(3) 連絡先及び連絡方法

ア 生活環境部防災局防災対策企画課：大分市大手町3-1-1

電話 097-536-1111 内線3152~3154 FAX 097-533-0930

097-506-3152, 3155 (ダイヤルイン)

097-534-1711 (直通)

防災電話 50-264, 204 FAX 50-387

イ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原大海田

電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

2 自衛隊の災害派遣のための措置

(1) 災害派遣の要請

ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、町長は、その旨及び町に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

イ 町長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び町に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。

ウ 町長は、ア・イの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(2) 派遣要請の方法

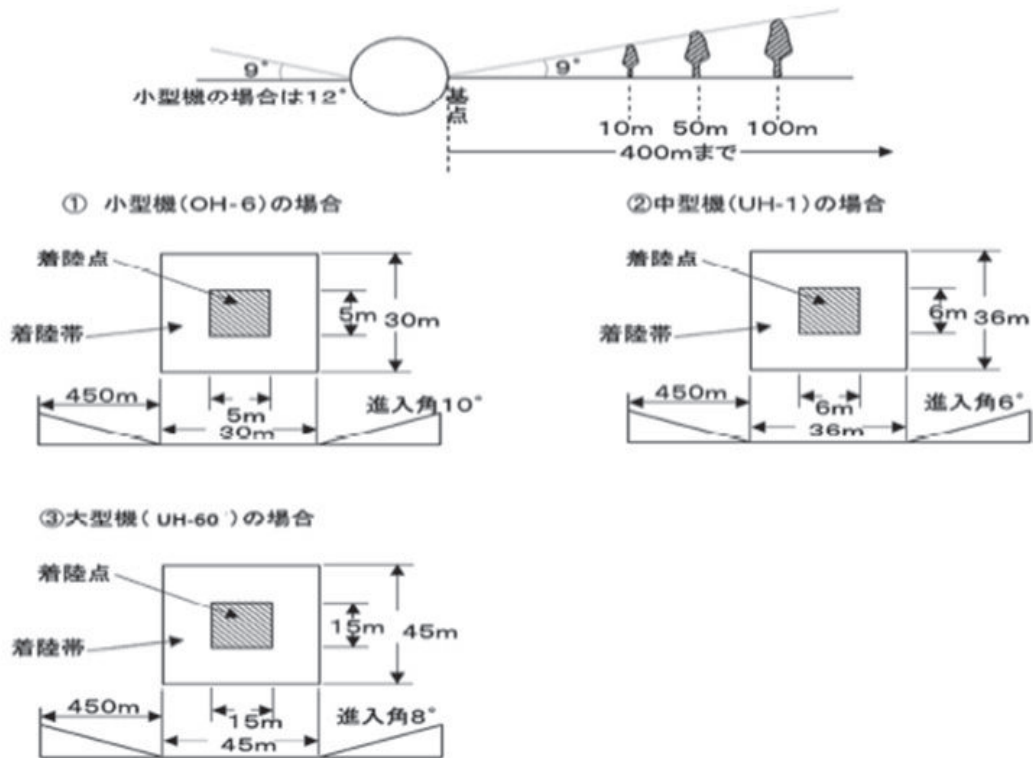
町長が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

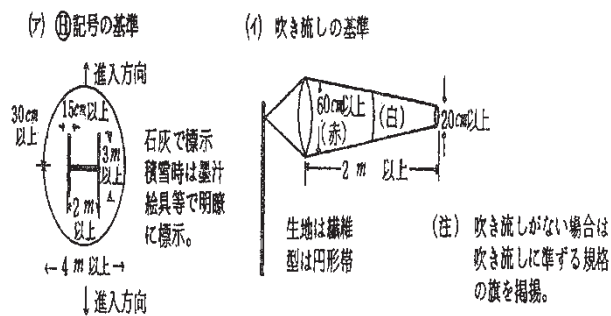
ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

- イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋りょうの決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）
- (3) 町における派遣部隊の受入体制
- 町は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。
- ア 資機材の提供  
派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。
  - イ 連絡調整員の指定  
町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。
  - ウ 宿舎のあっせん  
派遣部隊の宿舎等のあっせんを行うものとする。  
この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。
  - エ 臨時ヘリポートの設定  
(臨時ヘリポートの基準)  
(ア) 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

航空機(回転翼)の着陸地点及び無障害地帯の基準



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



(ウ) 危険予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

〔九重防災〕

## オ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

## カ その他

その他必要な事項は、別に定めるものとする。

**第10節 他機関に対する応援要請**

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、町が他の市町村、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。

- (1) 相互応援協定（玖珠町）
- (2) 相互応援協定（日田市）
- (3) 相互応援協定（由布市）
- (4) 相互応援協定（竹田市）
- (5) 災害時における要援護者等の緊急の受け入れに関する協定（社会福祉法人九重町社会福祉協議会）
- (6) 災害時における要援護者等の緊急の受け入れに関する協定（社会福祉法人大樹会介護保険総合福祉センターメルヘン）
- (7) 災害時における要援護者等の緊急の受け入れに関する協定（医療法人豊山会介護老人保健施設ケアポート溪和）
- (8) 災害応援活動に関する協定（九重町建設業協会）
- (9) 災害時における生活物資の調達に関する協定（九重町商工会）
- (10) 九重町災害復旧に関する覚書（九州電力株式会社日田営業所）
- (11) 九重町における大規模災害時の応援に関する協定（国土交通省九州地方整備局）
- (12) 大分県消防団相互応援協定書（県下18市町村）
- (13) 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定（玖珠地区LPガス協会）
- (14) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（大分県石油商業組合玖珠支部）
- (15) 大規模災害時における情報システム復旧等の協力に関する協定（日本電気株式会社大分支店）
- (16) 災害時における車両の貸与に関する協定（株式会社トヨタレンタリース大分）
- (17) 災害時における物資等の供給及び食事の提供に関する協定（大分県西部地域キッチンカー連絡協議会）

### 第11節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（大分労働局を通じての確保及び法に基づく従事命令による確保）は、この節に定めるところによって行うものとする。

#### 1 技術者、技能者及び労働者の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保は、それぞれの防災関係機関において実施するものとし、町は県総合調整室情報収集班、県地区災害対策本部庶務班へ要請を行う。

#### 2 従事命令及び協力命令

町長等（町長、町長の委任を受けてその職権を行う町職員、町長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

#### 3 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、町が県の担当部局と調整のうえ次の要領でこれを確保するものとする。

ただし、町長に業務が委任された場合は、町長がこれを行う。

##### (1) 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安定地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・県救護班では処置できない重症患者又は県救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・県救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷であるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。</li> <li>・飲料水を浄化するための医薬品等の配布を行うためのもの。</li> </ul>
救助物資の整理、輸送及び配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。</li> <li>・救済用物資を送達するための荷物の積み卸し、上乗り及び運搬に要するもの。</li> <li>・救済用物資の被災者への配布に要するもの。</li> </ul> <p>(注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。</p>
行方不明者の搜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者の搜索行為に必要なもの。</li> <li>・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。</li> </ul>
遺体の取扱い (埋葬を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の洗浄、消毒等の処理をするためのもの。</li> <li>・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。</li> </ul>

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(ア) 「遺体埋葬のための労働者」

(イ) 「炊出しのための労働者」

(ウ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

(2) 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

**第12節 ボランティアとの連携**

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

〔九重防災〕

1 基本方針

大規模災害の発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、町内外

から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、町においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

## 2 町及び町災害ボランティアセンターの体制

災害発生時から復旧期までのボランティア活動が円滑かつ効果的に活動できるための総合調整窓口として、町災害対策本部福祉保健部があたる。福祉保健部は災害発生後直ちに、九重町社会福祉協議会（以下「町社協」という）が「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき設置する町災害ボランティアセンターの設置運営を支援する。

## 3 町及び町災害ボランティアセンターの役割

- (1) 町内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
- (2) 報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
- (3) 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に町災害ボランティアセンター等に提供する。
- (4) ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、町災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。
- (5) 被災地及び被災者のニーズを迅速、効果的に把握するとともに、町災害対策本部との協働により、支援の「もれ・みだ」がないよう確実に対応する。
- (6) 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。

### ○一般ボランティア・NPO活動例

- ・清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・救助物資の搬入、仕分け及び配布
- ・その他被災者の生活支援に関する活動

### ○専門ボランティア・NPO活動例

- ・生活支援ニーズの把握
- ・被災者の健康管理やカウンセリング
- ・災害応急対策物などの資材の輸送
- ・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- ・外国人に対する通訳
- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動

- (7) ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

なお、町社協が大分県社会福祉協議会等に対し広域応援を要請した場合は、当該団体との情

報共有や連携を図るものとする。

### 第13節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

#### 1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や町、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

#### 2 対策の実施

##### (1) 町民、事業所等への情報提供

町及び防災関係機関においては、町民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

##### (2) 代替交通手段の確保

町は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する市町及び交通事業者と調整を図るものとする。

### 第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

#### 1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災機関において調達

供給を実施するものとし、町は防災関係機関からの要請等に応じて、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

## 2 町における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

町による応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保が必要と判断される場合又はその他の防災関係機関から要請があった場合には、次のように対処する。

### (1) 備蓄物資の供給

町は、物資及び資機材の供給を行い、又は、各部局等の主管課は生産、出荷、販売等の業者に対して物資及び資機材の供給を求める。

### (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、なお、町内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては町外業者等から調達供給するものとする。なお、町外業者等から調達供給する場合は、県知事に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

## 第15節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

### 1 町と県等との役割分担

#### (1) 町の役割

ア 町が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として町が行う。

イ 町長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

#### (2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化（総合調整室）し、輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

#### (3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

### 2 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 町内輸送拠点の設置

予め町において選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市町の緊急輸送基地を使用することが効率的、効果的な場合は、県と連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は県が行うが、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により町長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（〃）		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送（資機材人員輸送）		〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ過器等、資機材輸送）		〃 7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食料、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1カ月以内 その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索に必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内

(2)	遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）	〃	10日以内
-----	--------------------	---	-------

輸送に要する経費の基準

町における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 輸送費（運賃）
- イ 借上料
- ウ 燃料費
- エ 消耗品器材
- オ 修繕料

(3) 町長の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 主要道路の被災状況通報連絡及び応急措置の体制

- (1) 災害が発生した場合は、町は速やかに区域内の緊急輸送路線及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。
- (2) 区域内の緊急輸送路線の被災箇所を発見した場合は、町はその状況を速やかに道路管理者、県本部土木建築対策部及び警察署に通報するとともに、所管の地区本部土木建築対策部（土木事務所）に通報し、当該道路管理者と連携して代替道路の確保などその応急措置の実施に努めるものとする。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

6 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア 交通状況の収集・把握

町は、関係機関の協力を得て、常に町内の交通事情を収集、把握し、その状況を一般の公表に付すものとする。

イ 交通規制の実施

(ア) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項

〔九重防災〕

		認めるとき		
	同	上	町内又は隣接市町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両 災害基本法第76条第1項
警察署長		通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者車両等 道路交通法第5条第1項
警察官	同	上	災害発生時において、道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者車両等 道路交通法第6条第4項
道路管理者	同	上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同 上 道路法第46条第1項

(イ) 緊急通行車両以外の交通規制

公安委員会は、本町又はこれに隣接し若しくは近接する市町、県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確、かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

路線	交差点	警察署	規制内容
県道別府一宮線	※長者原	玖珠	◎緊急通行車両以外の通行禁止・制限
大分自動車道	各IC	高速道路交通警察隊	
その他警察署長が必要と認める路線・交差点			◎一般車両の迂回、誘導

\*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

ウ 緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

① 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道

路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

② 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(イ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ウ) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(エ) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行うこととする。

(オ) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

① 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。

② 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。

③ 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

エ 町民への交通規制情報の提供

町は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に町民に対し情報を提供する。

(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 交通施設の被害状況の把握

(ア) 町における措置

① 災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送道路及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

② 区域内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに災害対策本部及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合

においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

イ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(ア) 交通施設の総合的な被災状況の把握

町は、必要に応じ上記（1. 交通施設の被災状況の把握）や第5節（災害情報・被害情報の収集・伝達）により報告を受けた管理者毎の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(イ) 緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

町は、必要に応じ、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案（復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等）し、道路啓開等の計画に基づき、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ウ 交通施設の応急復旧

(ア) 道路啓開及び復旧の体制の把握

町は、必要に応じて九重町建設業協会の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、協会または会員に直接聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制（人員や重機等の量）を把握する。

(イ) 道路啓開の実施

町は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に道路啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

(ウ) 応急対策の実施

町は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(エ) 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性を考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、県に出動要請を依頼する。

(3) 災害時における交通マネジメント

ア 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

イ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

#### (4) 輸送手段等の確保

##### ア 車両の確保・配車

車両（町有車両、町有車両以外）の確保は、総務部が災害対策本部からの要請に応じて配車を行うものとする。

##### イ 自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、県を通じて自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

##### ウ 輸送経路の選定

町は、交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。

特に、災害発生直後等輸送経路の安全確保が確認できない場合、協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

### 第16節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

#### 1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、町民生活の安定のためには、町民のニーズに対応した情報を、町民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。町では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、町ホームページ、ケーブルテレビ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

また、町民からの通報や問い合わせに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だし、それを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 町の広報活動・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、町では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。

ア 報道機関への協力要請

町は、報道機関に対して協力の要請を行う。

イ プレスルーム等の開設

町は、プレスルームを開設し、情報を一元的に発信する。

ウ 庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼動状況の確認

町は、庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼動状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

町は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確・計画的な広報の方針及び手段を検討し、関係者へ伝達する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

ア 各部は、所管する部局において、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

イ 各部は、集約された情報を、(2)に基づき広報する。なお、被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要がある場合においては、(2)の検討において各部が独自に対応することも考慮する。

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるように努める。

広 報 手 段	広 報 先
口頭、文書、町ホームページ	報 道 機 関
電話、庁内放送、各種広報紙、動画、文書、町ホームページ	庁 内 連 絡 地 方 機 関
広報車、防災行政無線、ラジオ、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙、動画、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、町ホームページ、ケーブルテレビ	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙（誌）、動画、文書、町ホームページ、ケーブルテレビ	公 共 的 団 体 等

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

ア 広報上の情報及びその資料の収集

収 集 事 項	収 集 内 容	収 集 方 法
気 象 情 報	1 情報の出所 2 情報発表の日時 3 情報の内容 4 住民の心構え及び対策	気象予報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1 情報の出所 2 情報発生の日時場所 3 被害の対策、範囲、程度 4 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1 情報の出所 2 避難措置の実施者 3 避難した地域、世帯、人員 4 避難先、避難日時 5 理由及び経過	同 上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1 情報の出所 2 出動機関又は出動要請者 3 出動日時、出動対象、目的 4 出動人員、指揮者、携行機械器具 5 経過	同 上
応急対策の情報及びその資料	1 情報の出所 2 応急対策実施日時、場所 3 応急対策の内容 4 実施経過及び効果	同 上
その他、災害に関する各種措置の情報	1 情報の出所 2 措置の実施者 3 措置の内容、対象、実施時間 4 実施理由、経過、効果	同 上

イ 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- (ア) 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- (イ) 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- (ウ) その他

広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ウ 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (ア) 災害の発生場所及び発生原因
- (イ) 災害の種別及び発生日時
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 応急対策の状況
- (カ) 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- (キ) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

エ 職員に対する広報措置

各部が行った広報のうち必要と認められるものについては、情報共有データシステム等の手段を用いて一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

各部は、特に必要がある場合は、町内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(7) 災害記録活動

各部は、現場において可能な限り、災害に関する記録の収集に努める。町は、それらを収集し、記録として残すものとする。

(8) 安否情報の対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(9) 要配慮者への対応

町は、要配慮者への情報提供について各種媒体等により迅速かつ的確に行うものとする。

## 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

### 第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等

本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

#### 1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

##### (1) 基本方針

町内で風水害が発生するおそれがある場合、町は、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

##### (2) 町の措置

町は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合(第2節4参照)、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により町内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、町防災行政無線、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、携帯事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、広報車、インターネット(ホームページ・SNS)、ケーブルテレビ等の多種多様な手段を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(第3節12参照)のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

#### 〔伝達の例〕

- ・こちらは、九重町です。
- ・大雨・洪水警報が発表されました。
- ・河川が氾濫したり、山や崖が崩れたりするおそれがあります。
- ・停電したり、断水したりするおそれがあります。
- ・〇〇地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
- ・断水に備えて、飲料水をためてください。
- ・テレビやラジオの情報に注意してください。

・危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。

(2回以上繰り返す。)

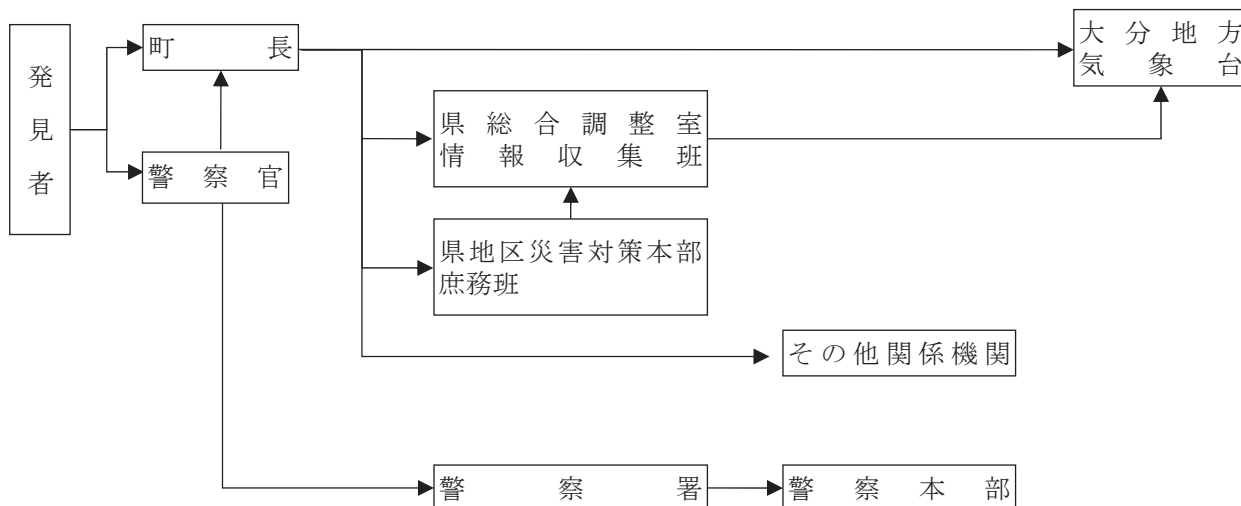
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長(消防機関を含む。)、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する(災害対策基本法第54条)。

(2) 町の措置

発見者、警察官から通報を受けた町長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



**第2節 火災に関する情報の収集・伝達**

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

- 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達
- 被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

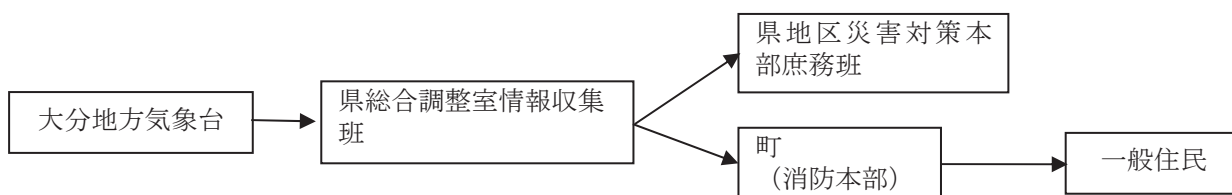
火災による町民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、町は、迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

〔九重防災〕

○火災気象通報：消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。

○火災警報：消防法に基づいて町長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- イ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
- エ 防災行政無線による放送
- オ その他広報車による巡回宣伝
- カ その他必要な事項は、町地域防災計画の定めるところによる。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、町は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 町の措置

町長(市町村の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、町ホームページ、ケーブルテレビ、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

[呼びかけの例]

こちらは九重町です。  
 消防本部からお知らせします。  
 只今、乾燥注意報が発令されています。  
 空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。  
 たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。

〔九重防災〕

お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。  
以上九重町でした。

### 第3節 水防

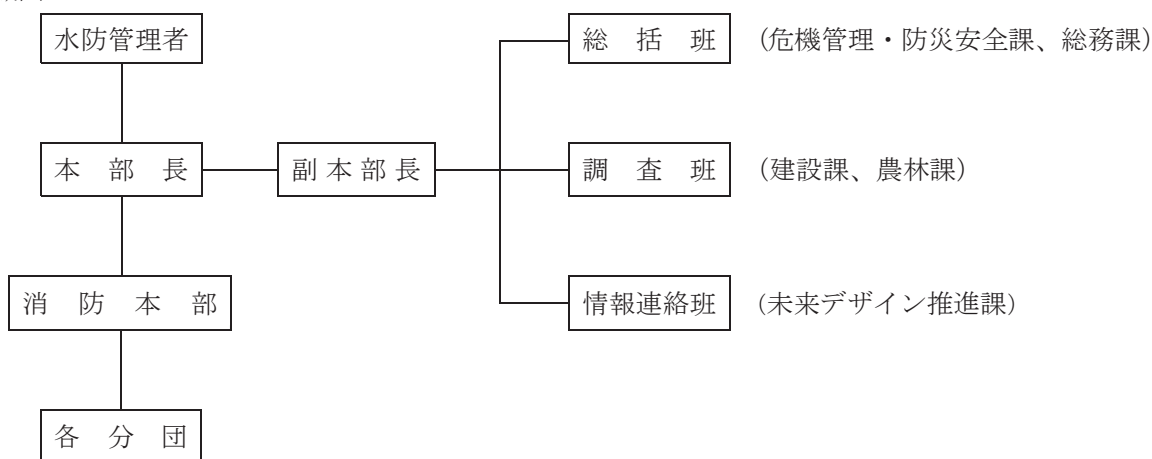
#### 1 目的

水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）に基づき、洪水による水災を警戒防御し、これによる被害を軽減し民生の安定を図ることを目的とする。

#### 2 水防組織

町長は、水防本部（以下「本部」という。）を危機管理・防災安全課に設置する。

組織図



水防管理者	九重町長
本部長	危機管理・防災安全課長
副本部長	建設課長
	未来デザイン推進課長
	消防本部

#### 3 本部の設置と業務分担

##### (1) 設置の時期

大分地方気象台から大雨に関する警報が発表されたときから、危険が解消するまでの間においては、本部を設置し県水防支部長にその旨を通知するものとする。

なお、注意報が発表されたときは、準備体制をとる。

##### (2) 本部の業務分担

本部の業務分担は、次のとおりとする。

ア 総括班（班長 危機管理・防災安全課リーダー）

- ・本部の総括に関すること。
- ・水防警報の伝達に関すること。

- ・ 県水防支部長へ公共土木施設被害及び一般被害状況の報告をすること。
- ・ 県水防支部長へ雨量、水位等気象情報の報告をすること。
- ・ 県水防支部長への通知・報告に関する事。
- ・ 法第29条の規定に基づく避難のための居住者への立ち退きの指示に関する事。
- ・ 水防資材等確保に関する事。

イ 調査班（班長 建設課工務グループリーダー）

- ・ 随時区域内の河川の巡視に関する事。
- ・ 雨量・水位等気象状況の収集とりまとめに関する事。
- ・ 土木建築関係施設の被害状況、一般被害状況の収集とりまとめに関する事。

ウ 情報連絡班（未来デザイン推進課リーダー）

- ・ 各班の連絡調整に関する事。
- ・ 関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ 公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係に関する事。
- ・ 広報に関する事。

エ 消防本部

- ・ 本部及び消防分団との連絡調整に関する事。
- ・ 水防警報の伝達に関する事。

オ 消防分団

- ・ 消防本部との連絡調整に関する事。
- ・ 現地応急対策に関する事。
- ・ 水位の通報に関する事。

4 水防警報

- (1) 本部長は、洪水により被害が生じる恐れのあることを自ら知り、又は県水防支部長から水防警報の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に周知させるとともに、消防機関（水防団）等を準備又は出動させるものとし、必要に応じて関係住民に連絡広報するものとする。
- (2) 県水防支部長が水防警報を行う指定河川区域は表1のとおりとする。
- (3) 水防警報の種類は次のとおりとする。

第1段階 待機

大分地方気象台の雨に関する通報とその時の状況により判断して発表する。

第2段階 準備

水防団待機水位を越え、はん濫注意水位を突破すると思われるとき。

第3段階 出動

はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。

第4段階 解除

はん濫注意水位以下に下がり再び増水する恐れがないと判断されるとき。

警報の種類

種 類	内 容
第1段階（待機）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの</li> <li>・又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの</li> </ul>
第2段階（準備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出勤できるように準備をする旨警告するもの</li> </ul>
第3段階（出動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団員が出動する必要のある旨を警告するもの</li> </ul>
第4段階（解除）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの</li> </ul>

5 重要水防区域等

(1) 重要水防区域

水防警報を行う指定河川海岸区域で水防上特に注意を要する箇所を表2のとおりとする。

(2) 水防区域

前項の区域以外で、水防上注意を要する箇所を表3のとおりとする。

(3) 重要浸水区域

過去10年間のうち1回の洪水により家屋10戸以上が浸水した箇所を表4のとおりとする。

(4) 流木流出による水防区域

流木が橋脚や固定堰等により阻害され、水害が予想される箇所を表5のとおりとする。

6 水防活動

(1) 水防活動には、本部及び消防機関（水防団）等がこれに当たる。

(2) 消防機関（水防団）は、水防に関し法第5条第3項に基づき、水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

(3) 水防管理者は法第30条の2の規定に基づき毎年消防機関等の水防訓練を行わなければならない。

(4) 危険区域の巡視

水防管理者は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川及び堤防等の管理者に連絡して必要な処置を求めなければならない。

(5) 待機

本部長は、県水防支部長により水防警報第1段階の通知を受けたときは、速やかに各班及び消防機関へ待機を命じるものとする。

(6) 準備、出動

ア 本部長は、県水防支部長より水防警報第2段階が発せられたとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関（水防団）に出動の準備を命じ、第3段階が発せられたときは出動を命じるものとする。

イ 次の場合、本部長は直ちに県水防支部長に通知しなければならない。

- (ア) 消防機関（水防団）が出動したとき。
- (イ) 堤防等に異常を発見したとき、又は緊急処置を講じたとき。

7 水位の通報

- (1) 本部長は、洪水の恐れがあることを自ら知り得た場合において、次に該当したときは県支部長に通報しなければならない。
  - ア 水防団待機水位に達したとき。
  - イ はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位に達したとき。
  - ウ 最高と思われる水位に達したとき
  - エ はん濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき。

(2) 水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位は、表6の水位観測所一覧表とする。

8 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

水防管理者は次に該当する場合は、県水防支部長に通知するものとする。

- (1) 消防機関（水防団）等が出動したとき
- (2) 堤防等に異常を発見したとき、または応急処置をしたとき

9 避難のための立ち退き

- (1) 本部長は、避難の必要があると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対して立ち退きの指示をすることができる。  
指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (2) 指示した場合には、直ちに指示内容を県水防支部長に報告するものとする。

10 決壊の通知

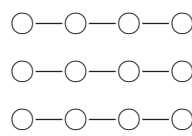
本部長は、堤防等が決壊し、または決壊の恐れがあると認められた場合には、直ちにその旨を氾濫が予想される隣接水防管理者、県水防支部長及び関係機関等に通知するものとする。

11 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、次の表に定める方法に従って発する。

区分 \ 方法	種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信 号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるとき。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 約15秒 約5秒 休止 ○—
第 2 信 号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるとき。	○○—○○○— ○○○○—○○	約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○—

〔九重防災〕

第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるとき。		約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 約5秒 約10秒 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるとき。	乱 打	約1秒 約5秒 約1秒 ○— 休止 ○—

備考

- ・ 信号は適宜の時間継続すること。
- ・ 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- ・ 危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

1.2 公用負担

- (1) 法第28条の規定により水防管理者及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、土地を一時使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- (2) 前項の場合、水防管理者は損失を受けた者に対し補償しなければならない。

1.3 水防活動の報告

本部長は、水防活動を終結したときは、遅滞なく次の「水防実施報告書」により県水防支部長に報告しなければならない。

水防実施報告書

(作成責任者)

㊞

管理団体名	指定、非指定の別													
水防実施時の台風又は豪雨名			報告年月日							平成	年	月	日	
水防実施箇所											人件費	手 当	円	
												そ の 他	円	
日時	自 月 日 時		至 月 日 時								計	円		
出動人員	水防団員	消防団員	その他		計					所要経費	資 材 費	円		
	人	人	人	人							器 具 費	円		
作業の概要及び広報		工 法		ヶ 所		m					燃 料 費	円		
											雑 費	円		
											計	円		
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人					合 計	円	
効果	m	ha	ha	戸	m	m	人					苙・俵・麻袋	俵	
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人						吹	枚
											丸 太	本		
											そ の 他			
他の団体よりの応援の状況、居住者出動状況、警察の援助状況											立退きの状況及びそれを指示した理由、水防功労者の氏名・年齢・所属その功績概要、堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所及び損傷状況			
現場指導官公使氏名											水防活動に関する自己批判			

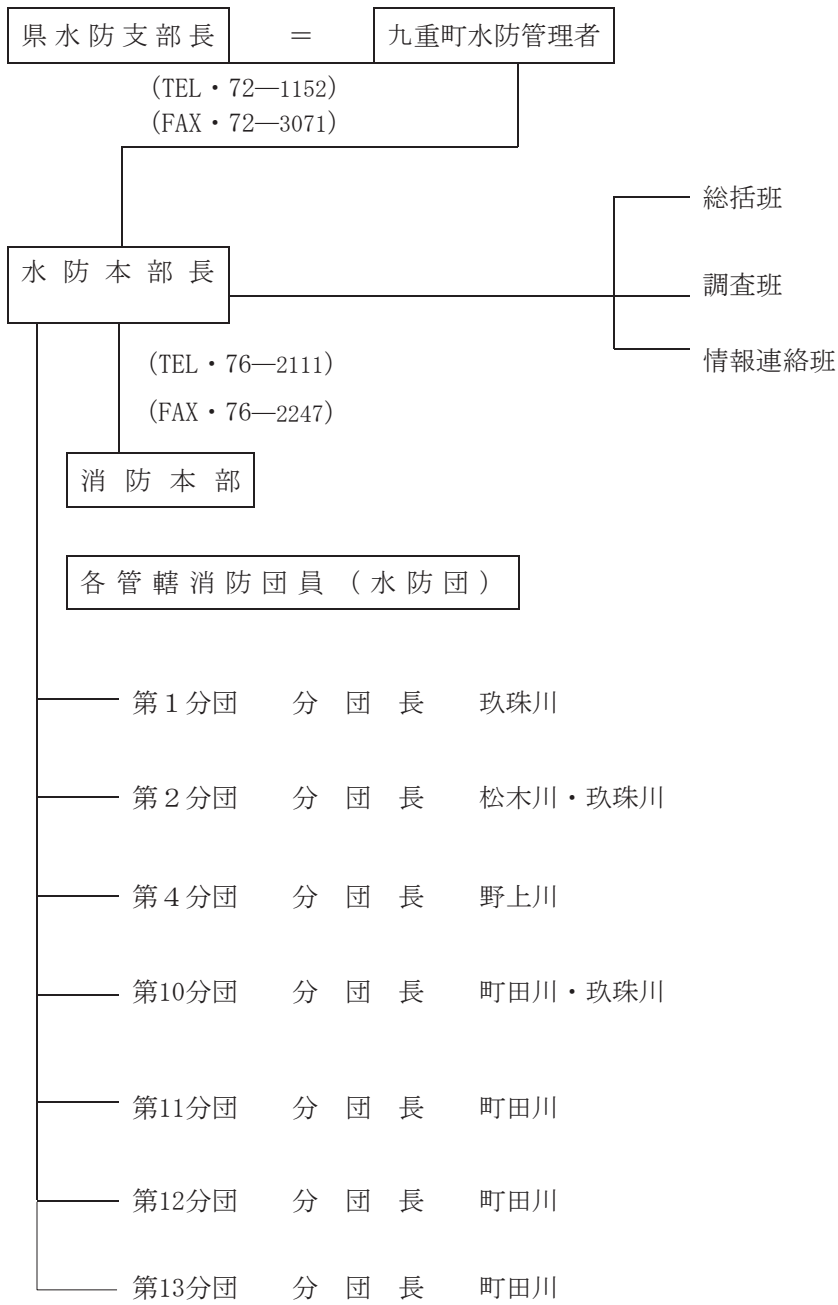
1 4 水防本部解散

本部長は、県水防支部長から水防警報第4段階の通報を受け、自らも洪水等に際しその危険がないと判断したときは、本部を解散し、その旨を県水防支部長及び関係機関等に通知するものとする。

〔九重防災〕

1.5 水防警報伝達系統図

水防警報伝達系統は次のとおりとする。



1.6 町内における水位等各観測局

九重町内の流木監視カメラ設置位置及び九重町消防団警戒出動範囲

番号	河川名	局名	設置元	消防団出動範囲
①	玖珠川	右田流木監視局	大分県	第1分団 第10分団

九重町内の水位観測局及び九重町消防団出動警戒範囲

番号	河川名	局名	設置元	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	消防団出動範囲
①	松木川	竜門橋	大分県	1.20	1.70	2.10	2.40	第2分団
②	野上川	寺田橋	大分県	1.40	2.90	3.20	3.80	第4分団 第5分団
③	町田川	第一桐木橋	大分県	1.10	2.20	3.00	3.50	第11分団 第12分団 第13分団

九重町内の雨量観測局

番号	局名	観測者	消防団出動範囲	警戒基準	避難基準	危険基準
①	硫黄山	大分県	第9分団	202mm	259mm	400mm
②	青野山	大分県	第4分団	202mm	259mm	400mm
③	町田	大分県	第11分団	202mm	259mm	400mm
④	九重町	九重町	第5分団	—	—	—

\* 町内雨量観測局の各局警戒水位を超えた場合は、九重町防災行政無線等の広報活動により住民に周知させるものとする。

〔九重防災〕

九重町管内

表1 水防警報を行う指定河川

水防警報発令者：玖珠土木事務所長

記号	河川名	延長	位置
A-1	玖珠川	両岸 12,000m	九重町大字引治の松平橋から玖珠町大字戸畑の三ヶ月の滝まで
A-3	松木川	両岸 4,700m	九重町大字松木の竜門の滝から大字松木の玖珠川合流点まで
A-4	町田川	両岸 5,500m	九重町大字菅原の菅原橋から大字町田の玖珠川合流点まで
A-5	野上川	両岸 3,500m	九重町大字右田の玖珠川合流点から大字野上の中集川合流点まで

表2 重要水防区域

記号	河川名	位置	延長	被災種別	水防団名	水防団員数及び水防倉庫名	水防工法
B-3	玖珠川	九重町大字引治（ケアポート溪和前）	左岸 200m	決越	九重町	4 0 0 名	積土のう
B-6	松木川	九重町大字松木（川上大橋下流：町道前辻線）	両岸 100m	〃	〃	〃	〃
B-7	町田川	九重町大字町田（生竜橋周辺：町道生竜線）	左岸 200m 右岸 130m	〃	〃	〃	〃
B-8	〃	九重町大字菅原（特別養護老人ホーム亀鶴苑前）	右岸 200m	〃	〃	〃	〃
B-9	〃	九重町大字菅原（川底橋：国道387号から菅原橋：国道387号）	両岸 200m	〃	〃	〃	〃
B-10	野上川	九重町大字野上（寺田橋下流：町道野上中学校線）	右岸 100m	〃 家屋浸水3戸	〃	〃	〃

表3 水防区域

記号	河川名	位置	延長	被災種別	水防団	管理名	水防団員数及び 水防倉庫名	水防工法
C-8	松葉川	九重町大字右田（下団子橋：町道恵良線～団子橋：県道下恵良九重線）	両岸 100m	決壊越水 家屋浸水5戸	九重	町	4 0 0 名	積土のう
C-9	折戸川	九重町大字右田字上且	両岸 50m	越水	〃	〃	〃	〃
C-10	黒猪鹿川	九重町大字町田（旧宮原線鉄橋～柚之木橋上流：町道黒猪鹿線）	両岸 200m	〃	〃	〃	〃	〃
C-11	相狭間川	九重町大字町田（町田川合流点付近）	両岸 150m	〃	〃	〃	〃	〃
C-12	中巢川	九重町大字野上（国道210号上流付近）	両岸 200m	〃	〃	〃	〃	〃
C-13	甘川水川	九重町大字右田字甘川水	両岸 170m	決壊越水	〃	〃	〃	〃
C-14	野上川	九重町大字野上（野矢小学校付近）	右岸 150m	〃	〃	〃	〃	〃
C-15	農業水路	九重町大字田野（須久保地区）	両岸	家屋浸水9戸	〃	〃	〃	〃

〔九重防災〕

〔九〕

表4 重要浸水区域

記号	河川名	延	長	位	置
E-8	松葉川	左岸 右岸	100m 100m	玖珠郡九重町大字右田（下団子橋：町道恵良線～団子橋：町道下恵良九重線迄）	
E-9	折戸川	左岸 右岸	50m 50m	玖珠郡九重町大字右田字上旦	
E-10	黒猪鹿川	左岸 右岸	200m 200m	玖珠郡九重町大字町田（旧宮原線鉄橋～柚之木橋上流：町道黒猪鹿線迄）	
E-11	相狭間川	左岸 右岸	150m 150m	玖珠郡九重町大字町田（町田川合流点付近）	
E-12	中巢川	左岸 右岸	200m 200m	玖珠郡九重町大字野上（国道210号上流付近）	
E-13	甘川水川	左岸 右岸	170m 170m	玖珠郡九重町大字右田字甘川水	
E-14	野上川	右岸	150m	玖珠郡九重町大字野上（野矢小学校付近）	

表5 流木流出による水防区域

記号	河川名	危険箇所		危険を及ぼす 恐れ	測別	水防団名	水防団員数 倉庫名	水防工法
		位置	箇所 構造物					
D-6	玖珠川	九重町大字栗野	国道210号 旧橋牧口橋	落橋・満水	九重	400名	流木除去	
D-9	宝泉寺川	九重町大字町田	町道宝泉寺栗原線 宝泉寺小橋	"	"	"	"	
D-10	"	"	私道橋	"	"	"	"	
D-11	"	"	"	"	"	"	"	
D-12	"	"	"	"	"	"	"	
D-13	入道川	九重町大字菅原	町道蘇野平橋	"	"	"	"	
D-14	野上川	九重町大字野上	町道滝上原橋	"	"	"	"	
D-15	"	"	町道滝上第2線橋	"	"	"	"	

[九重防災]

〔九重防災〕

表6 水位観測所設置箇所

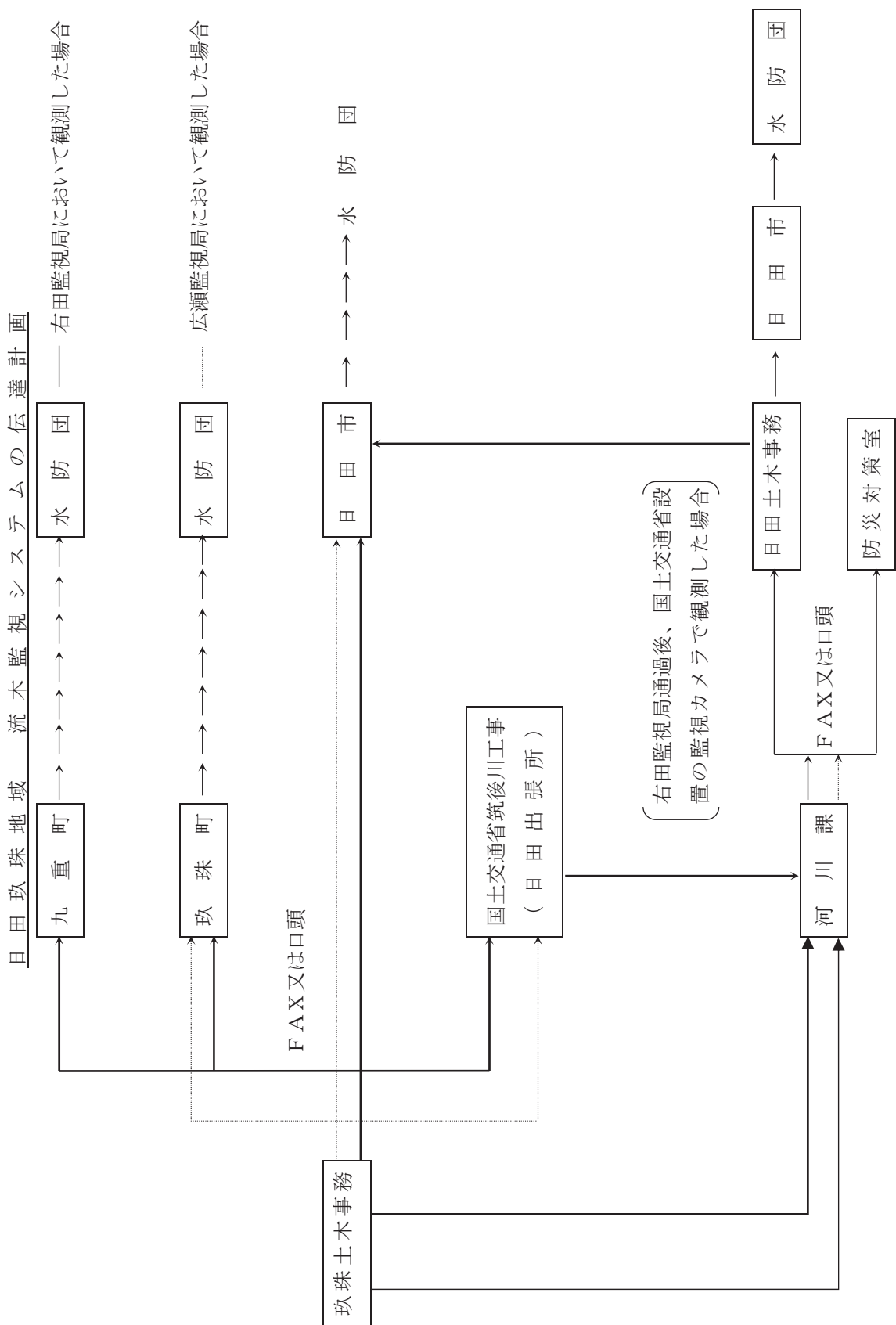
記号	河川名	観測位置			水防団機位 待水位	はん 注水 位	避難 断水 位	はん 危水 位	濫 候 位	零 点 高	観 測 者
		観測所名	町	大字							
X-1	松木川	竜門橋	九重町	松木	1.20	1.70	2.10	2.40	389.377	玖珠土木事務所	
X-2	町田川	第一桐木橋	〃	桐木	1.10	2.20	3.00	3.50	503.872	玖珠土木事務所	
X-3	野上川	寺田橋	〃	右田	1.40	2.90	3.20	3.80	435.028	玖珠土木事務所	

表7 雨量観測所

支 部 名	観測所名	水系名	設置場所			観測者氏名	標高	自 普 通 別	電 話 番 号	摘 要
			郡	町	大字					
玖	青野山	筑後川	玖	九重	右田	玖珠土木事務所職員	603	自記	玖珠 0973 72-1152	玖珠土木事務所
〃	町田	〃	〃	〃	町田	〃	782	〃	〃	〃
〃	硫黄山	〃	〃	〃	田野	〃	1,170	〃	〃	〃

表8 流水観測所

支 部 名	観測所名	水系名	設置場所			観測者氏名	標高	種 別	電 話 番 号	摘 要
			郡	町	大字					
玖	右田監視 カメラ局	筑後川	玖	九重	右田	玖珠土木事務所職員	390		玖珠 0973 72-1152	玖珠土木事務所



〔九重防災〕

## 第4節 避難の指示及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

なお、本節では、避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

### 1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

### 2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に、避難指示等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。

#### (1) 避難措置の区分

##### ア 早期注意情報（警戒レベル1）

災害への心構えを高めることを求める。〈気象庁発表〉

##### イ 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。〈気象庁発表〉

##### ウ 高齢者等避難（警戒レベル3）

暴風雨、洪水、又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。〈市町村発令〉

##### エ 避難指示（警戒レベル4）

暴風雨、洪水、又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。〈市町村発令〉

##### オ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。〈市町村発令〉

カ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難指示等の情報伝達

ア 避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節12参照）により、住民に周知する。

イ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

(3) 避難経路及び誘導方法

ア 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

イ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ウ 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両等により救出する。

エ 避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

オ 避難者の誘導の経路はでき得る限り危険な橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

カ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、ロープ等を使用して安全を期する。

キ 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく行政区単位に行う。

ク 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得る限り軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

ケ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(4) 避難場所の指定

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

ア 避難場所の開設に当たって、町長は、避難場所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

イ 町の区域内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

(5) 避難者に周知すべき事項

避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(6) 自主避難体制の整備

町は、土砂崩れなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報誌を始めとして、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見したり、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあって自主的に避難するよう心がけるものとする。

(7) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

(8) 学校、社会福祉施設等における避難

ア 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

イ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の順位
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の要領及び措置

(9) 車両等の乗客の避難措置

ア 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。

イ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、町長に対し避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 町の実施する避難措置

(1) 町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。

- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県総合調整室情報収集班又は所管の県地区災害対策本部庶務班に報告しなければならない。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (5) 避難措置の実施に関し次の事項を定める。

ア 避難措置に関する関係機関の連絡方法

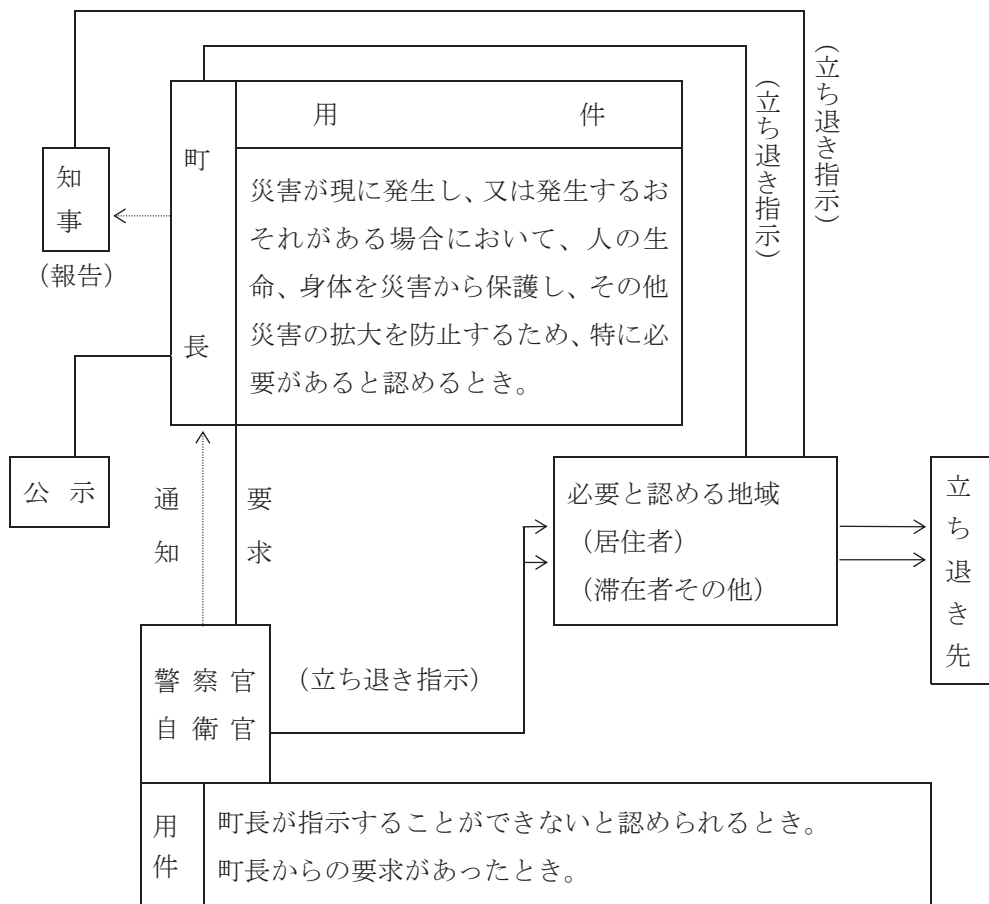
(ア) 実施体制一覧

指示権者	関係法令	対象となる災害	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町長（委任を受けた職員）	基本法第60条第1項	全災害 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	必要と認める地域の居住者滞在者その他の者	立ち退きの指示	知事（窓口は防災危機管理課）に報告
	基本法第63条第1項	人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	警戒区域の居住者滞在者その他の者	退去命令	避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公示し、知事に報告
知事（その命を受けた県職員）	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条	地滑りによる災害 著しい危険が切迫していると認められるとき。	上に同じ	立ち退きの指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事（その命を受けた県職員）又は水防管理者	水防法第29条第1項	洪水による災害 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	上に同じ	上に同じ	上に同じ
警察官	基本法第61条	全災害 基本法第61条による場合	必要と認める地域の居住者滞在者	立ち退きの指示	基本法第61条による場合は町長に通知すること。

〔九重防災〕

	警察官 職務執行法 (昭和23年法律第136号) 第4条	町長が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。  重大な被害が切迫したと認めるとき、又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	その他の者	警告を発すること。  必要な限度で避難の措置(特に急を要する場合)	
自衛隊(災害派遣を命じられた部隊等の自衛官に限る。)	自衛隊法第94条	全災害 災害の危険により避難を要する場合で警察官がその場にいないとき。	上に同じ	立ち退きの指示	警察官職務執行法第4条の規定の準用
消防長 消防署長 消防吏員 消防団員	消防法第23条の2、 第28条	火災が発生し、又は発生するおそれ著しく大きいとき。	警戒区域の居住者滞在者その他の者	退去命令	

(イ) 系統図



イ 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等の氏名）

ウ 避難の伝達方法及び伝達事項

(ア) 伝達の方法

町は、避難の事前準備のための連絡、指示等を発令した場合は直ちにあらかじめ定められた手段により伝達、広報を行うものとする。また、避難の伝達に当たっては、町単独の組織にのみ依存していたのでは、迅速、確実性等に欠けるので関係機関、特に県、警察、消防組合、自衛隊、放送局等に協力要請の連絡を取り、次に掲げるもののうち、それぞれ災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図るものとする。

- ① 信号による伝達 警鐘、サイレン、吹流しなどの利用
- ② 放送、電話による伝達
  - a. ラジオ、テレビ放送の利用 県において統制されており、関係機関に対して協力依頼をするものとする。
  - b. 電話の利用
  - c. 町防災行政無線の活用
- ③ 広報車による伝達

④ 伝達員による直接伝達

(イ) 伝達事項

① 避難場所及び避難経路

② 避難指示の理由

③ 避難に当たっての注意事項

- a. 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- b. 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい物品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- c. 避難者は、携帯品を必要最小限度に制限し、避難秩序を乱すことのないように注意すること。
- d. 避難者は必要に応じ防寒服、雨具等を携帯すること。

エ 地域ごとの避難場所及び避難方法

(ア) 避難場所

① 実施機関

開設の実施機関は町長であり、災害救助法適用時においては、町長が知事の委任を受けて行うものである。

② 避難所の設定

避難場所の選定に当たっては、画一的に公共施設を予定するのではなく、災害危険地域ごとに周囲の地理条件、災害形態別等総合的考慮を払い選定するものとする。

なお、選定に当たっては第2第3の予定場所を定めておき、あらかじめ当該資料を作成して整備しておくものとする。

③ 災害形態別避難予定場所

避難所は、次のように災害形態別に予定場所を定めるものとする。

- a. 洪水の場合 高台の施設利用、経路の考慮が必要
- b. 地震の場合 高台、広場、堅固な建物
- c. 大規模な火事（震火災の場合を含む。）の場合 町の季節による風向きを考慮し、風上の場所（山腹、山頂は適さない。）
- d. 有毒ガス等の流出又は爆発等の突発的事故の場合 風向き、地形を考慮し安全な場所を選定

(イ) 町の避難場所

避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

九重町避難場所等一覧

名 称	T E L	所 在 地	備考
九重町役場	0973-76-2111	九重町大字後野上8番地の1	
九重文化センター	76-3888	九重町大字後野上17番地の4	
九重町保健福祉センター	76-3838	九重町大字後野上17番地の1	
九重町隣保館	76-2468	九重町大字右田3088番地の2	
九重町コミュニティセンター	79-3620	九重町大字田野204番地の1	九重グリーンパーク内
九重町立東飯田小学校	76-2304	九重町大字恵良938番地	
九重町立野上小学校	77-6804	九重町大字野上16番地の1	
九重町立野矢小学校	77-6885	九重町大字野上3460番地の1	
九重町立飯田小学校	79-2253	九重町大字田野1617番地の1	
九重町立南山田小学校	78-8803	九重町大字町田609番地	
九重町立淮園小学校	78-8812	九重町大字菅原1274番地の1	
東飯田地区体育館		九重町大字恵良982番地	
野上地区体育館		九重町大字野上1322番地の1	
飯田地区体育館		九重町大字田野1624番地の60	
南山田地区体育館		九重町大字引治1230番地	
九重町立ここのえ緑陽中学校	73-2661	九重町大字後野上17番地の3	
九重町立ここのえみつばこども園	73-2555	九重町大字引治508番地の1	
九重町立ここのえ飯田こども園	73-3590	九重町大字田野1624番地の9	
東飯田ふれあい交流センター	76-3116	九重町大字恵良945番地の1	
野上ふれあい交流センター	77-6810	九重町大字右田740番地の52	
飯田ふれあい交流センター	79-2251	九重町大字田野1624番地の123	
南山田ふれあい交流センター	78-8801	九重町大字引治1230番地の1	
シルバーランドメルヘン	76-2100	九重町大字右田3156番地の7	福祉避難所
ケアポート溪和	78-8000	九重町大字町田5481番地の3	福祉避難所
九重町社会福祉協議会	76-2500	九重町大字後野上17番地の1	福祉避難所

① 使用方法の協議

避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法について事前に協議しておくものとする。

② 住民等への周知

町長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに知事に報告する。

③ 避難施設の仮設

避難所に適する施設がない地域、あるいは避難場所に収容しきれなくなった場合に、野外に天幕、バラック等を仮設し、これらに収容保護する。

④ 強制使用

避難所として使用しなければならない土地、建物の所有者又は管理者から承諾が得られず、かつ、どうしても土地、建物を使用しなければならないようなときは、公用令書によって、強制的にその建物又は土地を避難所として使用することができる。しかし、このような方法は、できるだけ避け、話し合いによって行うよう努力しなければならない。

⑤ 避難所に収容する被災者

避難所に収容する被災者は、次に掲げるものとする。

- a. 災害によって現に被害を受けた者
- b. 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

避難指示等が発せられた場合又は避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

⑥ 避難所開設の期間

救助法適用の場合は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況によりこれにより難いときは、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

⑦ 避難所の管理

- a. 管理責任者の任命
- b. 連絡員の配置
- c. 避難者名簿の作成

同一地区ごとに作成しておくこと、物資配分等に便利である。

- d. 防疫処置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく各種防疫対策を実施する。

⑧ 避難所設置のための費用

救助法適用の場合の費用の範囲は、次のとおりである。

- a. 賃金職員等雇上費
- b. 消耗機材費
- c. 建物器材費及び使用謝金
- d. 燃料費及び光熱水費
- e. 仮設炊事場及び便所の設置費

⑨ 避難所及び避難の後の警備

消防団による避難所及び避難後の留守宅の治安維持のため避難住民が安心して避難できるよう対策を講じるものとする。

(ウ) 避難実施の方法

町長その他の避難指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

① 避難順位

避難順位は次の順位とする。

- a. 病弱者、高齢者、歩行困難者、傷病者
- b. 幼児、学童
- c. 婦女子
- d. 防災従事者を除くその他の者
- e. 防災従事者

② 未避難者の確認

避難が完了した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認する。

③ 避難者の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合には、町は車両による移送を配慮する。この場合において、災害地が広範囲で大規模な立ち退きを必要とし、町において対処できないときは、町長は、隣接市町に応援を求めるほか、県に移送を要請するものとする。ただし、地震及び火災の場合は、自動車の利用は、ガソリン引火による事故発生のおそれがあり、場合によっては、大変危険なので注意を要する。

④ 避難心得の周知徹底

町長は、避難のための立ち退きの万全を期するため、河川の氾濫、地滑り等の危険の予想される地域内の住民に次に掲げる「避難者心得」についてあらかじめ周知徹底させておくものとする。

- a. ラジオ、テレビ等の気象予警報、災害情報及び町の広報紙等による防災上の注意事項に留意すること。
- b. 洪水等の警報、崖崩れ等による避難指示の伝達経路をよく確認しておくこと。
- c. 停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ等を用意すること。
- d. 災害に備え、携行食料品（インスタント食品、缶詰類）、救急薬品類、マッチ、懐中電灯、乳児用粉ミルク等をまとめた非常用持出袋（避難袋）を日頃から用意しておくこと。
- e. 避難所、避難経路を確認しておくこと。
- f. 隣近所の人との連絡方法を決めておくこと。
- g. 携帯品はできる限り、必要なものだけに制限し、身軽な形で避難すること。
  - ・緊急の場合 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話
  - ・余裕のある場合 上記のほか、若干の食料品、日用の身の回り品等

オ その他の避難措置上必要な事項

4 警察官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官は、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。(災害対策法第61条)

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに町長に指示した日時、居住者等、立ち退き先を通知しなければならない。

- (2) 警察官は、(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

- (3) 警察官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。(災害対策法第63条)

この場合において、警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。(自衛隊法第94条)。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

#### 5 避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

### 第5節 救出救助

山・がけ崩れ及びこれに伴うトンネル崩壊等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

#### 1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、町長、警察官が、関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び町民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。町は、迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて県に応援要請を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合、町は最優先課題としてこれに取り組む。

#### 2 救出の対象者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

#### 3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易

に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

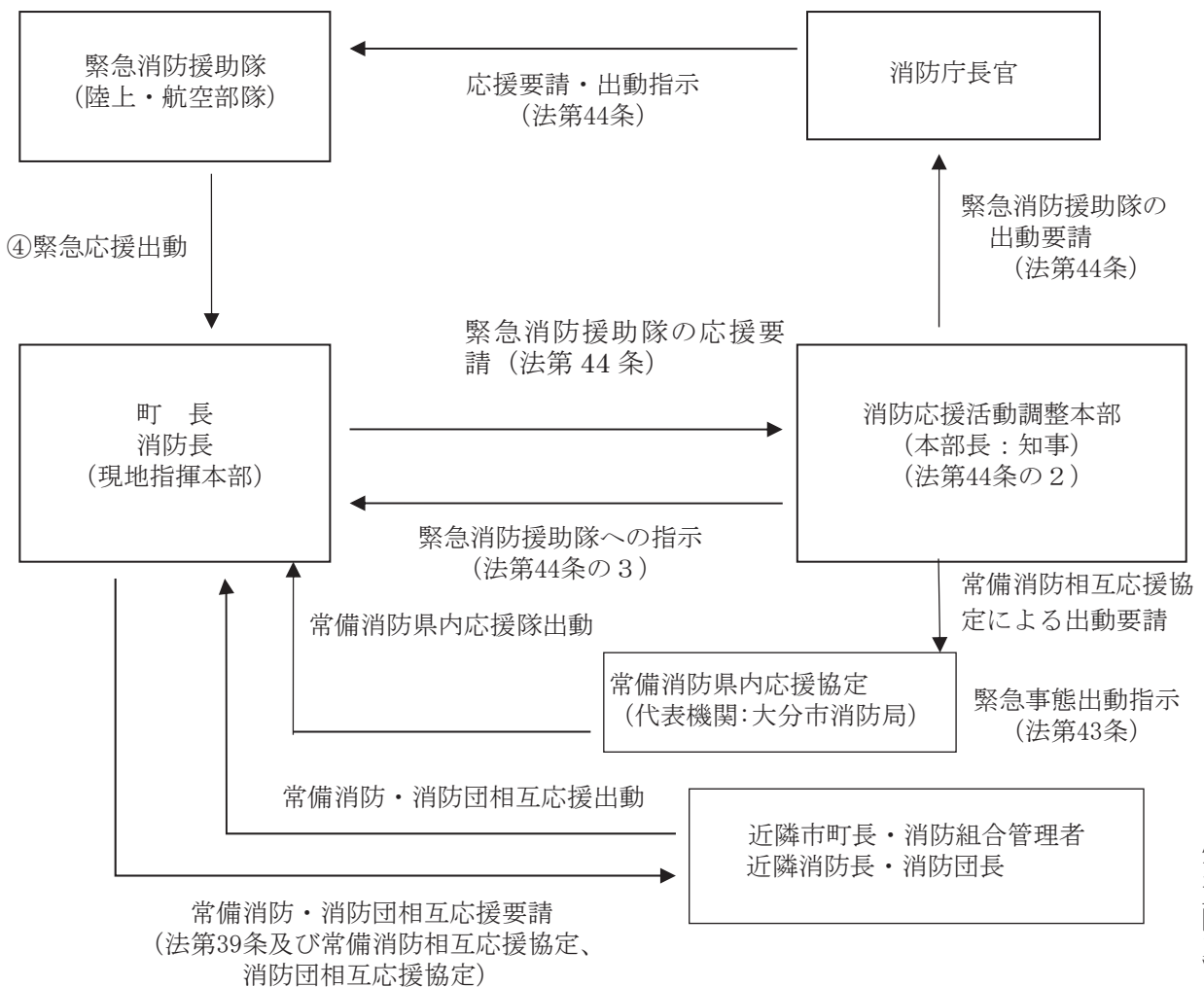
○サインの内容

規格 布 (概ね2m×2m)

① 黄色	避難者がいることを示す	② 赤色	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す
------	-------------	------	-------------------------------------

4 町における救出救助

- (1) 救出救助及び搬送は、町が、消防機関との間で救出班等を編成、警察官と協力し、救出に必要な車両、その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 町は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



注) 法：消防組織法

〔九重防災〕

## 5 災害救助法の適用

町は災害救助法が適用された場合に、県知事の委任に基づき町長が実施する次の範囲内の被災者の救出について県から必要な措置を受けるものとする。

### (1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

### (2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

ア 救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

イ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ウ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

### (3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、通常の実費の範囲内とする。

### (4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 町長は、県知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払証拠書類

## 第6節 救急医療活動

風水害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する（本節では、災害発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第5節に定める。）。

### 1 救急医療活動の基本方針

風水害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」

preventable deathを避ける)ため、県、町、消防機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

## 2 救急医療活動の実施

### (1) 医療救護所の設置

ア 町は、管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

イ 町は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

### (2) 医薬品・医療資器材等の供給

町は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を最寄りの販売業者等から調達する。

### (3) 被災地内における救急医療活動の調整

町は、大分DMAT、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

## 3 地域医療搬送及び広域医療搬送

町は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送ができるよう支援する。

## 第7節 消防活動

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

### 1 消防活動の実施体制

町(消防機関)は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。自主防災組織、事業所及びその他の町民は、自ら可能な限りの消防活動(主として初期消火活動)を行うとともに、町(消防機関)の活動に積極的に協力する。町は、迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて県に応援要請を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、町は最優先課題として取り組む。

### 2 町における消防活動

(1) 消防活動は、町(消防機関)が、本計画及び消防計画の定めるところにより実施する。

(2) 町(消防機関)は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市町村に応援を求める。又は県総合調整室収集班若しくは県地区災害対策本部庶務班を經由して消防保安室に対して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を依頼する。また、要請体系図については、「第3章第5節 救出救助

4町における救出救助（2）」を参照のこと。

## 第8節 二次災害の防止活動

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 二次災害防止活動の実施体制

町、その他の防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。なお、町は、以下に示す県における二次災害防止活動に準じ、必要な措置を講じるものとする。

### 2 町における二次災害防止活動

町においては、次のような二次災害防止活動を行う。

#### (1) 土砂災害等の防止活動

土砂災害等の危険区域等として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

ア 砂防指定地

イ 急傾斜地崩壊危険区域

ウ 地すべり防止区域

エ 土砂災害警戒区域等

オ 保安林及び保安施設地区

カ 山地災害危険地区

キ 落石等危険箇所

ク その他二次災害の危険性があると判断される箇所

#### (2) 建築物・構造物の二次災害防止

二次災害防止のため、町は次の活動を行う。

ア 町有施設の点検及び避難対策・応急対策

町有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

イ 町所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

町所管道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の

措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ウ 危険な一般建築物の応急措置等

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

(3) 二次的な水害の防止活動

重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。また、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

(4) 風倒木による被害の防止活動

風倒木による二次被害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、県と連携して次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総務対策部に報告する。

ア 危険物施設

イ 火薬保管施設

ウ ガス施設

エ 毒劇物施設

オ 放射性物質施設

カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 二次災害防止のための町民への呼びかけ

降雨等による二次災害の危険性について、報道機関へ広報を依頼し、町民に注意を呼びかける。

## 第4章 被災者の保護・救護のための活動

### 第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである（避難指示及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める）。

#### 1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一順位としては町が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。町は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに指定避難所については当該避難場所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

#### 2 避難所の開設

##### (1) 避難所の開設方法

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ本計画に定める施設を主として使用するものである。町は、公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を利用するが、これらの適切な施設が得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合、町の被害が激甚であるため、町で避難所を設置できない場合には、隣接市町に自町民の収容を要請し、又は隣接市町の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

##### (2) 避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって、被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

##### (3) 避難所開設の場合の手続

町において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

#### ア 避難所開設の周知

町は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて県地区災害対策本部の応援を求める。

イ 避難者名簿の作成及び公表

町は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて県地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ウ 避難所開設に関する報告

町は、避難所の開設に関する情報(日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ)を避難所開設後直ちに県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班に報告する。(第2章第5節参照)

また、町は上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班に報告する。

- (ア) 避難所開設の日時及び場所
- (イ) 施設箇所数及び収容人員
- (ウ) 避難者名簿
- (エ) 開設見込期間

エ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物の使用謝金
- (エ) 器物の使用謝金
- (オ) 借上費又は購入費
- (カ) 光熱水費
- (キ) 仮設便所等の設置費

オ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、町はあらかじめその理由を県福祉保健部福祉保健企画課に申し出て承認を受ける。

カ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、町はおおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (ア) 避難者名簿

- (イ) 救助実施記録日計票
- (ウ) 避難所用物資受払簿
- (エ) 避難所設置及び収容状況
- (オ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (カ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

### 3 避難所における感染症対策

避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、県は市町村のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。

#### (1) 住民への周知

県及び町は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

#### (2) 避難先の検討・確保

指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

#### (3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

県は、市町村において必要な物資が確保できない場合には、市町村ごとのニーズを的確に把握し、用品調達先の調整を行う。

#### (4) 避難者の受入れ体制の確立

避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、課を超えた職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

県は、市町村からの要請に応じて、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

#### (5) 避難所内での感染予防

避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

- ア 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。
- イ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
- ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- エ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
- オ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
- カ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
- キ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- ク 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- ケ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

#### (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。

#### (7) 感染症患者に関する情報共有等

行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、県と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

### 4 要配慮者の避難等の措置

町は、避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について町のみでは対応できない場合、県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた総合調整室応急対策班は他の市町村との連絡調整等を行う。

### 5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、町長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、町は、「避難所運営マニュアル」に基づき、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。学校その他が避難所となった場

合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう町に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

町は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（行政区長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理への協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配付等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付

町は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配付にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配付等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

町は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

町は、避難者の健康管理のため、保健師等チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

町は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に加え、トイレカーの導入を検討するなど、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。

特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

- ア 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。
- イ 一人暮らしの女性や高齢者、障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- ウ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- エ 男女別のトイレや更衣(又は化粧)スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- オ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性やこどもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付にも務める。
- カ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- キ 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所での外国人への配慮

町は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

6 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受け入れ先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。
  - ア 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
  - イ 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、町自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 町は、指定避難所及び指定緊急避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (5) 県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

7 広域一時滞在

町が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の

市町村と以下のとおり調整する。

- (1) 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- (2) 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求め、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、町自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (3) 町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

## 第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。（避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。）

### 1 避難所外被災者の状況把握

町は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

### 2 避難所外の要配慮者

町は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

### 3 避難所外被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規則、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

#### 4 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

#### 5 食料・物資の供給

町は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。

#### 6 巡回健康相談の実施

町は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、県と連携して保健師等チームを編成し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

### 第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

#### 1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては町が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく)。

町による食料供給が困難な場合は速やかに県に要請し、県は直接支援を行う。

また、その他の防災関係機関に対しては、町は、協力を要請できるものとする。

#### 2 食料供給活動の流れ

##### (1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

町は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

ア 避難者の状況

イ 医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ 応急対策等への従事者の状況

エ 電気、ガス、水道の状況

##### (2) 町による食料供給の実施

町は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、

県に支援を要請する。

### 3 政府所有米穀の緊急引渡し

#### (1) 町の手続

町長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

#### ア 通常の手続きによる緊急引渡し等

町長は、所管の県地区災害対策本部を經由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

#### イ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、町長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。町長が農産局長に直接要請を行った場合、町長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡する。

### 4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

#### (1) 町の措置

#### ア 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、町長は速やかにその概要を県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

#### イ 帳簿等の備え付け等

町長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 炊出しその他による食品給与物品受払簿

(ウ) 炊出し給与状況

(エ) 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

## 第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

### 1 給水の責任体制

給水は、第一順位としては町が行う（災害救助法適用の場合は県からの委任に基づく。）。町による給水が困難な場合には、速やかに水の確保及び配送を県に要請し、県は直接支援を行う。また、その他の防災関係機関に対しては、町は、協力を要請できるものとする。

## 2 給水活動の流れ

### (1) 被災者に対する給水の必要性の判断

町は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、県地区災害対策本部保健所班に協力を求める。

- ア 被災者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の衛生状況

### (2) 町による給水の実施

町は、(1)で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う（県が実施する場合も同様）。

なお、この節に定める事項のほか必要な給水措置は、本計画の定めるところによる。

- ア 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- イ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ウ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

## 3 給水の方法

### (1) 飲料水

- ア 給水車による給水
- イ ろ水器による給水
- ウ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

### (2) 生活用水

- ア 給水車による給水
- イ 学校プールその他適当な場所への貯水
- ウ 災害時協力井戸による給水
- エ 浄水剤の支給による給水

## 4 災害救助法に基づく措置

### (1) 町の措置

町長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計表

- イ 飲料水の供給簿
- ウ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- エ 飲料水供給のための支払証拠書類

## 第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

- 1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制  
被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては町が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。町による実施が困難な場合には、速やかに県に要請し、県は直接支援を行う。その他の防災関係機関に対しては、町は、協力を要請できるものとする。
- 2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ
  - (1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断  
町は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。
    - ア 被災者の状況
    - イ 医療機関、社会福祉施設の状況
  - (2) 被災者に対する給与又は貸与の実施  
町は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。
- 3 災害救助法が適用された場合の実施体制
  - (1) 災害救助法が適用された場合、町は県地区災害対策本部と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。
  - (2) 県福祉保健部福祉保健企画課は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施するものとする。
- 4 町が実施する救助物資の給与又は貸与  
町が実施する救助物資の給与又は貸与は、本計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、町長は知事の委任に基づき次の活動を行うものとする。
  - (1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与及び貸与すること。
  - (2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

## 第6節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

### 1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、町が実施するものとする。町のみでは対応が困難な場合は、県に要請する。

### 2 保健衛生活動の実施方針

町は、県と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

#### 【把握する保健衛生ニーズ】

- (1) 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- (2) 避難所における医療ニーズ
- (3) 避難所にいる要配慮者の数
- (4) 食料や飲料水の供給状態
- (5) 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- (6) 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- (7) 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- (8) 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- (9) トイレ等の衛生状態

### 3 保健衛生活動の実施

町は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、町のみでは対応が困難と判断した場合、県へ要請する。

#### (1) 要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

#### (2) 健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。

#### (3) 栄養指導対策

避難所等を巡回し、県の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。

#### (4) 健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

#### (5) 家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

### 4 町が実施する防疫及び清掃

町は、本計画の定めるところにより、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。  
特に知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

### 第7節 廃棄物処理

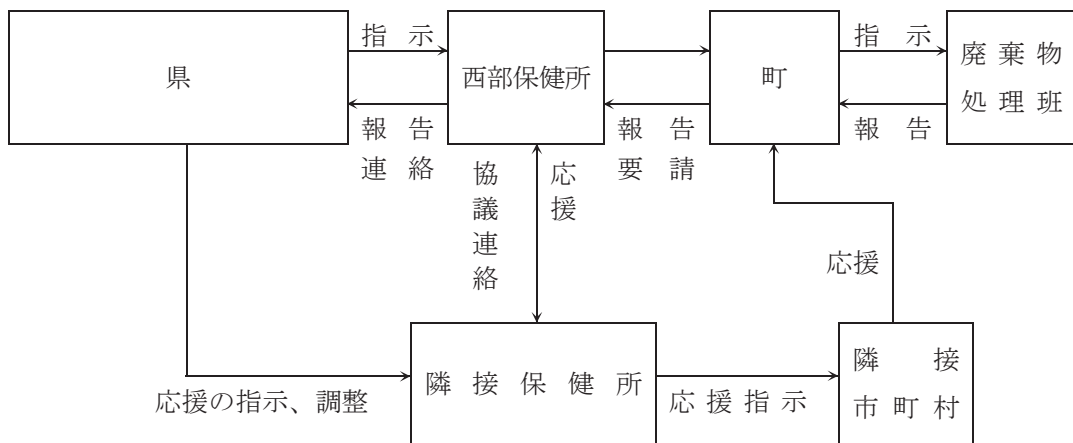
本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

#### 災害廃棄物処理計画

##### 実施機関

- 1 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- 2 廃棄物処理の実施は、九重町災害廃棄物処理計画により、町長が町を管轄する西部保健所の協力を得て実施する。
- 3 被災が甚大で町で実施できないときは、知事に応援を要請する。
- 4 ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 5 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- 6 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。

##### 処理系統



##### 災害廃棄物処理計画の内容

- 1 目的  
本計画は、大分県が策定した「市町村災害廃棄物等処理計画」のモデル計画を踏まえ、地域の状況や地域防災計画に基づき、実情に応じた処理計画を策定することとする。
- 2 総論

(1) 計画策定の趣旨

本町においては、別府万年山断層の野稻岳万年山断層帯や崩平山亀石山断層帯などが原因の大規模な地震が指摘されており、その発生に伴う建物等の被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿問題などに対し、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、阪神・淡路大震災における災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、本町の地域防災計画を補完し、そこで想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、町民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するため、厚生省が平成10年10月に示した「震災廃棄物対策指針」に基づき策定する。

(2) 計画の対象廃棄物

本計画の対象は、本町が国庫補助を受けて行う地震により崩壊、焼失等した家屋等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物である「災害廃棄物」と地震発生時におけるごみ及びし尿とする。

また、「災害廃棄物」と地震発生時におけるごみ及びし尿を併せて、「災害廃棄物等」とする。

(3) 想定する地震とその被害の概要

地震の震源及び地震の規模は以下のとおりである。また、本町全域における被害想定を概要を表一1に示す。

震 源：

地震の規模：

表一1 被害想定概要（ から）

項 目	数 量	項 目	数 量
死 者	人	木造大破	棟
負傷者（重傷者）	人	鉄筋コンクリート造大破	棟
断水人口	人	鉄骨造・その他大破	棟
避難所避難住民数	人	焼失棟数	棟

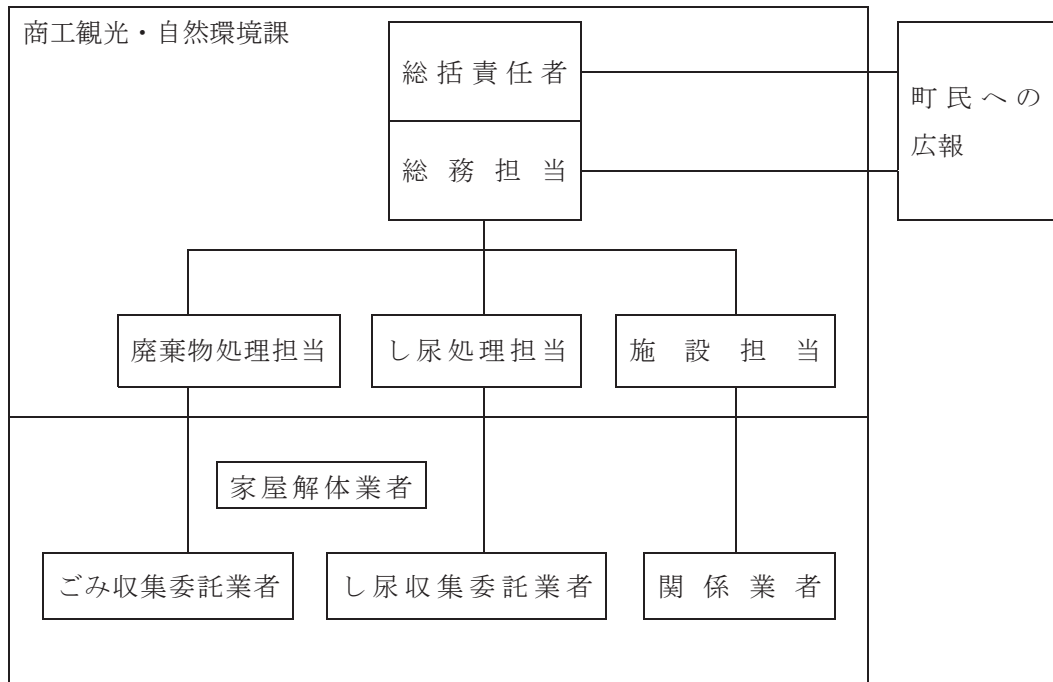
3 災害廃棄物等処理に係る組織体制

(1) 災害廃棄物等対策組織

地震発生時の災害廃棄物等対策組織として、図一1に示すように、商工観光・自然環境課に担当を設置する。災害廃棄物処理は地震発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織する。

なお、全体の統括は商工観光・自然環境課長が行う。各担当の分担業務の概要を表一2に示す。

図一 1 災害廃棄物等対策組織



表一2 災害廃棄物等対策組織の各担当の分担業務の概要

	項 目	分 担 業 務
総務	連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整</li> <li>・職員の参集状況の確認、人員配置</li> <li>・災害対策本部との連絡調整</li> <li>・県及び他市町村との連絡</li> <li>・支援の要請</li> <li>・住民への広報と相談</li> </ul>
し尿処理	し尿処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集対象発生量の推計</li> <li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画</li> <li>・し尿処理計画の作成</li> <li>・し尿収集管理業務</li> </ul>
	し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレや一般家庭から収集されたし尿の処理</li> </ul>
廃棄物処理	災害廃棄物処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の発生量推計</li> <li>・災害廃棄物処理計画の策定</li> </ul>
	家屋解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の解体撤去に関する申請受付、業者への発注</li> </ul>
	災害廃棄物委託処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の民間業者等に対する委託調整</li> </ul>
	ごみ処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ発生量の推計</li> <li>・ごみ処理計画の策定</li> </ul>
	ごみ収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所及び一般家庭から収集されたごみの収集</li> </ul>
	ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所及び一般家庭から収集されたごみの処理</li> </ul>
施設	災害廃棄物仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の開設準備、運用委託</li> </ul>
	災害廃棄物のリサイクル処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の再利用・再資源化・中間処理・最終処分</li> </ul>
	一般廃棄物処理施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧計画の策定、稼動再開</li> </ul>

注：必要に応じて臨時編成体制により業務に当たる。

(2) 地震発生時の情報収集及び連絡方法

ア 災害被害の情報収集

災害廃棄物等の処理に関する基本情報は、各担当者が関係課等と連絡をとって収集を行い、総務担当者が各分野の情報の取りまとめを行う。(表一3を参照)

なお、後日、国庫補助金の申請を考慮し、写真等の被害状況の証拠及びデータを把握しておく。必要に応じて被災現場へ行き、確認を行う。

イ 県との連絡

総務担当者は、県への被害状況の報告等を行う。

ウ 近隣市町村との連絡

総務担当は、近隣の市町村の清掃関連部署の連絡担当と連絡をとり、情報交換等を行う。

表一3 災害廃棄物等処理について関係する連絡調整担当

関係課等	連絡調整を行う内容	担当
商工観光・自然環境課	・仮設トイレの配置、その他災害対策に関すること。	し尿
建設課 危機管理・防災安全課	・家屋の解体撤去申請に伴う家屋調査	廃棄物
税務課	・罹災証明に関すること。	総務
情報デジタル推進課	・町民への広報に関すること。	総務
建設課	・道路の被災状況の把握	総務

(3) 支援の要請と受入方法

- ア 総務担当はごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理の各担当者から支援の必要性を把握し、支援要請内容をまとめる。
- イ 支援の要請は、総務担当が窓口となって支援協定を結んでいる県、他市町村、業界団体に対して行う。
- ウ 他市町村から支援の申し出を受けた場合は、総務担当が窓口となって支援要請内容の調整を行うとともに、その状況を県に報告する。
- エ ボランティアからの支援の申し出を受けた場合は、総務担当が窓口となって必要性を判断し、受け入れる場合は、原則としてボランティアの方々のボランティア期間の生活環境は、自己の責任で行うよう依頼する。

(4) 住民等への広報

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、住民の協力が大切であり、そのため、以下の内容の広報等を行い、周知に努める。なお、広報媒体としては防災行政無線施設を通じて行うほか、広報紙、広報車も同時に利用して周知を図る。

- ア ごみ関係
  - (ア) 通常の収集ごみの排出方法
  - (イ) 収集場所
- イ がれき関係
  - (ア) がれきの処理方法
  - (イ) 倒壊家屋の撤去方針及び申請方法
- ウ し尿関係
  - (ア) 仮設トイレの設置場所
  - (イ) 仮設トイレの使用上の注意及び維持管理等

4 仮設トイレ等の設置

(1) 基本方針

- ア 仮設トイレの設置計画は、し尿の収集計画を踏まえ、し尿処理計画担当が計画する。
- イ 総務担当は関係課等と緊密な連絡を取り、仮設トイレの調達を行うとともに、その設置のための応援などを他市町村あるいは関係団体に要請する。

ウ 広域避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている仮設トイレの設置は、町が業者等に依頼して設置する。

エ 災害救助法が適用できる場合、仮設トイレの設置に関して関係課等を通じて災害救助法の適用を要請する。

オ 仮設トイレの設置、維持管理に関する町民からの苦情等はし尿処理担当で受け付け、対応策を講じる。

(2) 仮設トイレの必要数

仮設トイレ必要人数を仮設トイレ設置目安で除した式で計算した式に基づき算出する。仮設トイレ目安は、1基当たり80人とする。

上記計算式で求めた必要数を下記に記入する。

表一4 仮設トイレの必要数

仮設トイレの必要数	
避難所	避難所以外

(3) 仮設トイレの備蓄場所及び備蓄数の状況

表一5 仮設トイレの備蓄場所と備蓄基数（ 年 月 日現在）

備蓄場所	基数	備蓄場所	基数	備蓄場所	基数

(4) 災害時の配置計画

避難所への設置は、地震発生時に避難所として使用される場所の避難者数を考慮して、次の表一6を利用して設置する。また、断水世帯を対象とした仮設トイレの設置は、断水地域内の避難所への設置基数を補充するとともに、断水地域内の適当な場所に数基ずつ設置する。

表一6 仮設トイレの配置計画

避難所等	避難者数	設置基数	避難所等	避難者数	設置基数

(5) 不足分と対応

仮設トイレが不足する場合は、県、他市町村に支援を要請するとともに、災害救助法が適用できる場合は、関係課等と協議し、追加調達を行う。

(6) 仮設トイレの設置に関する配慮事項

- ア 仮設トイレの設置は、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮して設置場所を選定する。収集車の出入りのための通路を確保できる場所を選定する。
- イ 高齢者や障害者の利用に配慮した形式の仮設トイレを調達し、必要性の高い避難所や地域に設置する。
- ウ 仮設トイレの仮設に当たって、迅速に設置する必要があることから、避難所等の仮設トイレ設置場所へのルートを選定し、場合によっては、緊急輸送道路を通行できるよう所轄警察署と協議する。

(7) 仮設トイレの維持管理体制

ア 仮設トイレし尿の収集体制

- (ア) 広域避難所等に設置された仮設トイレからのし尿収集は、それぞれ通常時の地域分担に基づき、当該地域を担当する委託業者に収集を委託する。
- (イ) 仮設トイレの設置が一部の地域に集中し、収集車の配置が適正に行えない場合は、協議のうえ一時的に分担地域を変更して、円滑な収集体制の確保を図る。
- (ウ) し尿収集対象世帯からの収集は、通常時の頻度を継続する。
- (エ) 仮設トイレからの収集頻度は、仮設トイレ一基当たりの利用可能日数や衛生保持等を考慮して設定する。

イ 仮設トイレの維持管理業務の分担体制

- (ア) 仮設トイレの衛生の維持管理は、し尿処理担当が統括し、維持管理方法を計画するとともに、巡回調査等により仮設トイレの衛生状態を把握する。
- (イ) 消毒剤の散布などの仮設トイレの衛生維持管理業務は、業者に委託して実施する。なお、必要に応じて、所轄の保健所に公衆衛生上の助言及び指導を要請する。
- (ウ) 仮設トイレの利用や維持管理の方法に関する広報を行う。

(8) し尿処理体制の復旧

- ア 上水道の復旧や避難住民の帰宅の状況に基づき、仮設トイレの必要性を把握し、計画的に撤去を行う。
- イ 一箇所の広域避難所に仮設トイレが複数設置されている場合は、必要性の低下に応じて追加的に調達したものから撤去する。
- ウ 撤去した仮設トイレは、洗浄した後、調達先に返却する。

5 し尿の収集

(1) 基本方針

- ア 仮設トイレの設置による収集業務の増大に対しては、他市町村や関係団体への応援要請による対応を検討する。
- イ 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集を行い、玖珠環境衛生センターにて処理する。
- ウ 災害対策として設置した仮設トイレからのし尿収集・処理は、委託業者が収集し、玖珠環

境衛生センターにて処理を行う。

エ 仮設トイレの設置による収集業務の増大に対しては、他市町村や関係団体への応援要請による対応を検討する。

オ 通常時にし尿収集を行っている一般家庭・事業所及び公衆便所からのし尿収集・処理も通常時と同様、委託業者が収集し、玖珠環境衛生センターにて処理を行う。

カ 通常時に浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所からの浄化槽汚泥収集・処理も通常時と同様とする。ただし、災害時の業務量の増大により、通常時の収集頻度が困難な場合は、一時的な変更について検討する。

キ 地震により玖珠環境衛生センターの処理能力に支障が生じた場合は、他市町村でのし尿処理施設での処理を要請する。

(2) し尿の発生量の推計

ア 推計に当たっての基礎数値

表一 7

避難者数※	水洗化人口	総人口	上水道支障率※	し尿収集対象人口

※災害時の数値を記入

イ し尿収集対象発生量の推計方法

※災害時のし尿発生量は、次の式に基づき推計する。

し尿発生量＝①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿発生量

①＝発生源単位×当該期間の避難住民数

②＝発生源単位×当該期間の水洗化地域の在宅住民数×当該期間の水道支障率×1/2 当該期間の水洗化地域の在宅住民数＝通常時の水洗化地域人口－{当該期間の避難住民数×(通常時の水洗化地域人口÷総人口)} }

③＝発生源単位×当該期間に通常時にし尿収集を行っている世帯に在宅する住民数 当該期間に通常時にし尿収集を行っている世帯に在宅する住民数＝通常時のし尿収集対象人口－{当該期間の避難住民数×(通常時のし尿収集対象人口÷総人口)} }

(注1) 避難所は一時に多くの人数を収容することから、既存のトイレでは処理しきれないことや断水のおそれがあることを考慮して、避難住民全員が仮設トイレを利用すると仮定する。

(注2) 断水により水洗便所が使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを使用すると仮定する。断水により仮設トイレを利用する住民は、水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は、給水や井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレ

〔九重防災〕

を使用すると仮定する。

(注3) 発生源単位 = 1人1日平均排出量

ウ し尿発生量

上記方法に基づき計算した災害時に発生するし尿の発生量を下記の表に記入する。

表一八

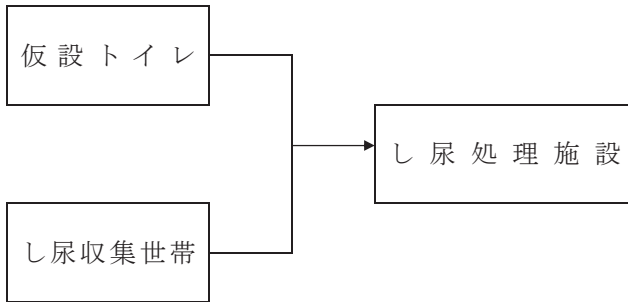
し尿発生量 (k l / 日)		
避難所	断水により水洗便所が使用できない世帯	通常時のし尿収集世帯

(3) し尿収集計画

ア 処理フロー

仮設トイレから収集するし尿と通常時からし尿収集を行っている世帯からのし尿の合計量は、最大時で約〇〇k l と見込まれ、現在のし尿処理施設の能力で十分に処理できる量である。よって、収集したし尿は全てし尿処理施設に搬入し、同施設で処理する。

図一 二 し尿処理のフロー



イ し尿処理施設の現在の能力

し尿処理施設の能力は、以下のとおり

玖珠環境衛生センター

処理方法 通常処理

処理能力 20kl / 日 (し尿)

ウ し尿収集車両の台数

町が委託する業者が所有し、通常時にし尿収集作業を行っている車両数は、表一九に示すとおりである。委託業者が通常時の契約分以外に所有する車両台数及びこの委託業者と緊急相互応援協定を締結している会社の所有する車両台数を併せて表一九に示す。

表一九 し尿収集車両の通常時稼働台数と緊急時の調達可能台数

車種	積載量	委託業者通常時台数	相互協定締結会社保有台数
バキュームローリー車	6.4kl	1	
	3.5kl	2	
	2.7kl	3	
	1.8kl	1	
小型トラック			

軽トラック			
合計		7	

エ 必要数及び不足分の対応

地震発生後は、仮設トイレの設置により収集すべきし尿の量が通常時より大幅に増加することから委託業者及び関係団体に支援を要請し、し尿収集車を最大限に調達する。

オ 避難所までの収集ルートの確保

地震発生後は、道路の不通や渋滞により収集に困難をきたすことが予想されることから、収集ルートについても仮設トイレの設置の際のルートと同様に緊急輸送道路を使用できるよう所轄警察署と協議を行う。

6 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

ア 対象となる廃棄物

(ア) 国庫補助を受けて、町の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小事業者の事業所に限る。ただし、地震発生後、国において国庫補助の対象内容が変更された場合は、それによる。

(イ) 道路上のがれき等については、消防・救助活動などに支障をきたすことから、その災害廃棄物を優先的に処理する。ただし、国庫補助対象外となる廃棄物は、建設課と協議し、別途に処理を行う。

イ 解体方法

国庫補助を受けて、町の事業として行う解体撤去は、所有者からの申請に基づき、町が民間業者にその解体撤去と仮保管場所への運搬を発注する。発注は、町と業者との間の直接契約とする。

ウ がれきの分別

がれきの処理の効率化、リサイクルのため、以下のように分別する。

(ア) 木くず（柱、板等）

(イ) 金属くず（鉄筋、鉄骨、サッシ等）

(ウ) コンクリート塊

(エ) その他可燃物（紙、畳、布団等）

(オ) その他不燃物（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト等）

(カ) 以上を最大限分別した後の混合廃棄物

エ 仮置場の設置

災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための仮置場を確保し、運用する。

オ 最終処分量の削減

災害廃棄物の再利用・再資源化を可能な限り推進し、最終処分量の削減を図る。

カ 木くずの再利用・再資源化対策

木くずは、チップ化による再利用・再資源化を基本として、再資源化業者の確保を図る。  
再資源化業者の確保が困難な場合は次善の方法として、次項に示すように焼却による中間処理を行う。

キ 木くず及びその他可燃物の処理対策

その他可燃物は、全量を焼却し、減量化を図る。木くずも再資源化が困難な場合は、焼却による減量化を図る。

ク コンクリート塊の再利用・再資源化対策

コンクリート塊は、民間業者に十分な破砕能力があると見込まれるが、災害の規模が大きく、事業者の災害廃棄物及び他市町村から発生するコンクリート塊の処理を受け入れる場合は、コンクリート塊の破砕能力の強化を必要とする。

ケ 金属くずの再利用・再資源化対策

金属くずは、金属再資源化業者に引き取り依頼を原則として、依頼先業者の確保を図る。

コ その他不燃物の処理対策

その他不燃物は、陶磁器くず、ガラスくず、瓦くずなどの混合物であり、再資源化が困難であるため、破砕により減容後、処分場で埋立処分を行う。臨時のコンクリート破砕機を導入した場合は、これを利用して、その他不燃物の破砕を行う。

サ 混合廃棄物の処理対策

混合廃棄物は、民間の選別業者が確保できる場合は、業者に処理を委託する。業者が確保できない場合は、処分場で埋立処分を行う。

シ 家電リサイクル法の対象物

家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については、災害時には他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき、製造者事業者等に引き渡してリサイクルする。

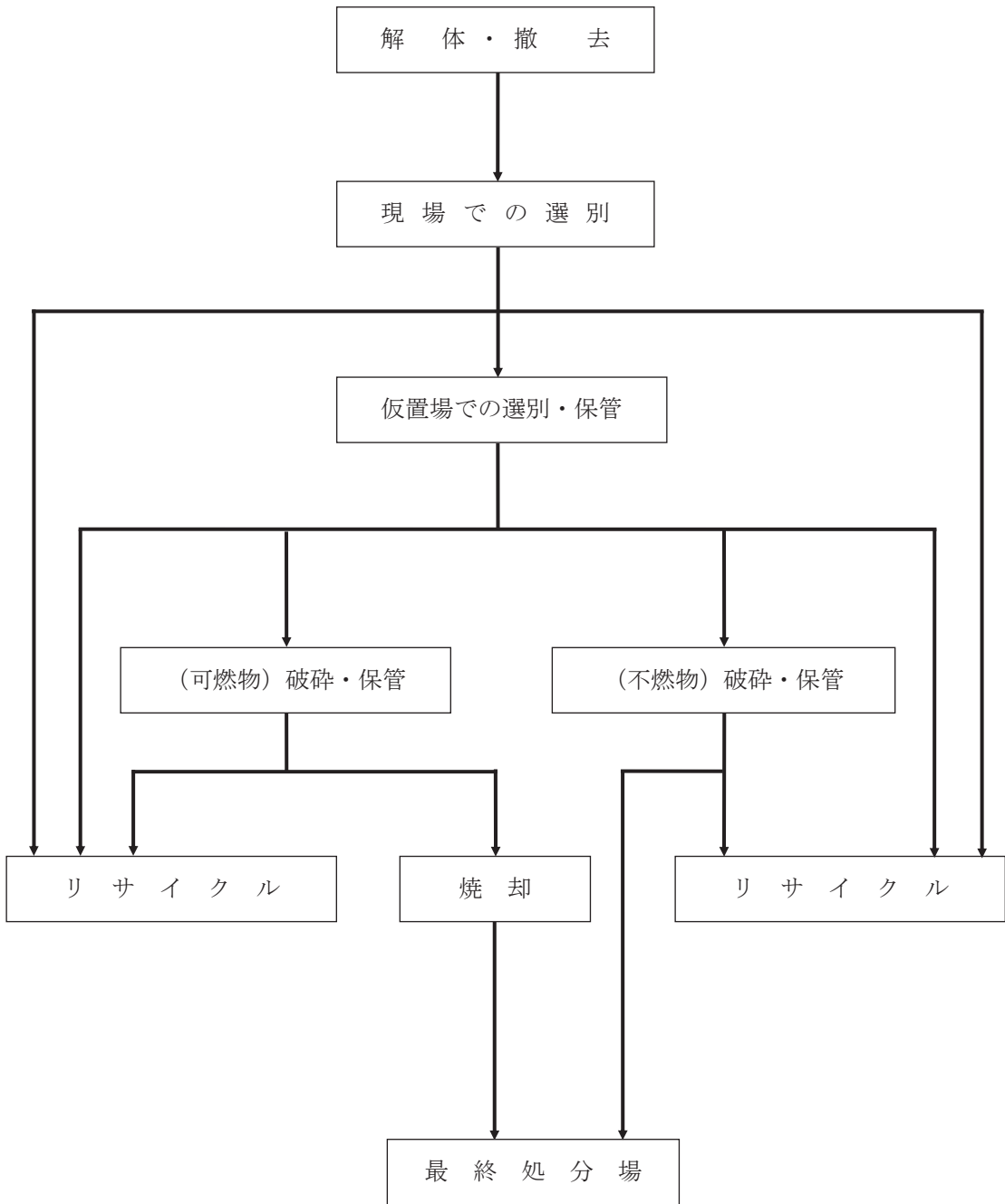
ス 周辺環境対策

仮保管場所に臨時に焼却炉を設置する場合は、排出される煙等による周辺環境への影響に配慮する。

仮保管場所に移動式、あるいは臨時のコンクリート破砕機を設置する場合は、騒音、振動等による周辺環境への影響に配慮する。

【処理フロー】

- ① 災害廃棄物の発生量の推計
- ② 仮置場の配置
- ③ 一般廃棄物処理施設の被害状況確認・復旧
- ④ 解体・処分の業者委託



(2) 災害廃棄物の発生量

○発生量の推計方法

災害廃棄物の発生量は、次の式に基づき推計する。

$$\begin{aligned} \text{発生量} &= \text{①解体棟数} \times \text{②平均延床面積} \times \text{③がれきの発生源単位} \\ &= \text{建物の（全壊・半壊・焼失）棟数} \times \text{1棟当たり平均延床面積} \times \text{がれきの発生源単位} \end{aligned}$$

表—10 本町において想定される建物の大破、中破及び焼失棟数

構 造	大 破	中 破	焼 失	合 計
木 造 建 物				
鉄 筋 系 建 物				
鉄 骨 系 建 物				
合 計				

表—11 発生量に用いた1棟当たりの平均延べ床面積とがれきの発生源単位

構 造	平均延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	がれきの発生源単位		がれきの発生量	
		可燃物系 (t)	不燃物系 (t)	可燃物系 (t)	不燃物系 (t)
木 造	大破				
	中破				
	焼失				
コンクリート	大破				
	中破				
	焼失				
鉄 骨	大破				
	中破				
	焼失				

注1 平均延べ床面積 : 固定資産台帳により設定

注2 がれきの発生源単位 : 兵庫県（阪神・淡路大震災結果）の数値を基に設定

表—12 本町における想定地震の場合の災害廃棄物の推計発生量

区 分	発 生 量
可 燃 物 系	千トン
不 燃 物 系	千トン
合 計	千トン

(3) 仮置場の配置計画

ア 仮置場の必要面積

必要面積は、次の式に基づき推計し、表一13の様式に記載する。

$$\text{仮置場の必要面積} = \text{仮置量} / \text{見かけ比重} / \text{積上げ高さ} (1 + \text{作業スペース割合})$$

仮置量 = がれきの発生量 - 年間処理量

年間処理量 = がれきの発生量 / 処理期間 (3年)

見かけ比重 = 可燃物 0.4 (t/m<sup>3</sup>) 不燃物 1.1 (t/m<sup>3</sup>)

積上げ高さ = 5 m

作業スペース割合 = 100%

(注1) 災害時に発生したがいれきは全て仮置場に搬入し、一時的に保管することとする。

(注2) 仮置場の面積を算出する際に、粗大ごみの量は加えないこととする。

(注3) 解体撤去期間は、阪神・淡路大震災を例に1年間とする。

(注4) 処理期間は、がれきのリサイクルを最大限重視し、阪神・淡路大震災で最も処理期間を要した神戸市の実績から3年とする。

表一13 本町における仮置場の必要面積

区分	発生量 (t)	年間処理量 (t)	仮置量 (t)	見かけ 比重	容 量	高さ (m)	面積 (m <sup>2</sup> )
可燃物系							
不燃物系							
計							

イ 仮置場の所在地

現在想定されている災害廃棄物の仮置場の場所は、以下の○箇所である。

表一14 現在選定されている災害廃棄物の仮置場

NO	名 称	住 所	対 象 地 区	面 積
1				
2				
3				
4				

ウ 仮置場の配置計画

(ア) 上記の仮置場の必要面積を考慮して、下記の様式に仮置場を設置する。

(イ) 仮置場が不足する場合は、追加的な仮置場を確保する必要があるため、未利用地を利用した仮置場の確保を進める。また、近隣市町村の協力を求められる場合は、その用地も仮置場として使用する。

表一15 仮置場の配置計画表

NO	名 称	住 所	対 象 地 区	面 積
1				
2				
3				
4				

【候補地の選定基準】

- (ア) 2次災害のおそれのない場所
- (イ) 廃棄物の発生場所、処理・処分施設等との位置関係
- (ウ) 効率的な搬入ルートの有無
- (エ) 搬入路の幅員が確保できる場所
- (オ) 交通・作業に伴う騒音等、周辺住民や周辺環境への影響・保全
- (カ) 仮置場の用途にあったスペースの確保の有無

エ 仮置場までの搬入ルートの確保

災害が発生した場合の解体現場から仮置場までのルートを選定する。ルートの選定に当たっては、緊急輸送道路を利用できるように所轄警察署と協議する。

(4) 仮置場の運用計画

ア 運営管理の委託

仮置場の運営は、建設の技術を有する業者に基本的に委託し、業者の方でバックホウ、スケルトン等の重機のほか、受入に当たって出入口に計量機を設置する。

イ 仮置場への受入条件

- (ア) 仮置場に受け入れる廃棄物は、町の事業として解体撤去した家屋から発生する災害廃棄物に限る。ただし、道路上のがれき等については、これらの廃棄物と区分のうえ、一定の区域を設け、受け入れるよう配慮する。
- (イ) 仮置場入口で町の発行する搬入許可書の提示を求め、町の発注により解体撤去した物であることを確認した上で搬入を認める。搬入許可書の提示がないなど、発生現場が不明確な場合は、搬入を認めない。
- (ウ) 分別されない、あるいは分別が不十分な場合は、基本的には搬入を認めない。分別が不十分な廃棄物は、再度分別を要請する。
- (エ) 分別不可能な混合廃棄物は、検査の上、最小限の量を受け入れる。

ウ 仮置場での分別保管

仮置場内に分別区分ごとの受入区域を設定し、分別区分ごとに受け入れる。

エ 仮置場での安全保管対策

- (ア) 仮置場での災害廃棄物の積上げ高さは5 m以下とする。積上げる際は、重機を用いて廃棄物を安定させ、崩落を防ぐ。

(イ) 木くず及びその他の可燃物の仮置場には、消火器等を設置し、火災に備える。

オ 搬入の際の車両の誘導

(ア) 仮置場の入口及び場内に場内ルートを示す地図を掲示したり、地図を配布することにより、搬入車両の円滑な動きを誘導する。

(イ) 場内ルートを整備し、標識を設置して交通事故の防止を図る。

カ 周辺環境対策

(ア) 災害廃棄物の積み下ろし及び積上げの際に粉塵の発生が著しい場合は、散水により粉塵の飛散を抑制する。

(イ) 振動、騒音による周辺への影響を考慮して、深夜、早朝の作業は極力控える。

キ 再利用・再資源化施設、処理施設、処分場への輸送手段

各仮置場から再利用・再資源化施設への災害廃棄物の輸送は、基本的にはリサイクル業者の車両が行う。廃棄物処理場施設へは委託業者の所有する車両により輸送する。その場合、緊急輸送道路を利用するなど便宜を図るよう所轄警察署と協議する。

(5) 処理施設の能力

ア 廃棄物処理施設の現況

ごみ処理施設（玖珠清掃センター）の能力は、以下に示すとおりである。

表—17

施設の種類	処理能力等
可燃性粗大ごみ破碎施設	〇〇 t / 日
不燃物処理施設 ①粗大ごみ処理設備 ②びん・缶選別設備	〇〇 t / 日 びん類 〇〇 t / 日 缶類 〇〇 t / 日
焼却施設	〇〇 t / 日
埋立処分場	埋立対象物 一般廃棄物の焼却残渣及び不燃物 総面積 〇〇、〇〇〇 m <sup>2</sup> 埋立容量 〇〇、〇〇〇 m <sup>3</sup> 残余容量 〇〇、〇〇〇 m <sup>3</sup> (平成 年 月 日現在) 埋立開始年月

イ 災害時の施設の対応能力

(ア) コンクリート塊の発生量を推計し、これを上記の民間破碎施設で処理した場合の日数を計算する。

(イ) 木くずは、チップ化など再利用・再資源化を推進するために、民間再資源化業者の確

保を図る必要がある。

- (ウ) 木くずの焼却は、民間焼却施設を積極的に活用するとともに、珍珠清掃センターでは、対応が困難な場合は、複数の臨時焼却場の設置を検討する必要がある。

(6) 国庫補助を受けて解体撤去を行う場合の実施体制

ア 解体撤去の実施手順

家屋の解体撤去は、以下の手順に従って行う。

- (ア) 家屋の所有者から解体撤去申請の受付  
(イ) 罹災証明及び固定資産台帳による家屋の面積の確認  
(ウ) 必要に応じて家屋の被災程度などに関する現地調査  
(エ) 危険性、公益性から解体撤去の優先度の設定  
(オ) 解体業者への発注  
(カ) 解体撤去作業の完了確認  
(キ) 解体業者への支払

イ 担当係の設置と分担業務

解体撤去に関する事務を行うため、廃棄物担当に以下の係を設置し、業務を分担する。

- (ア) 申請受付係：申請書類の準備、申請の受付  
(イ) 調査係：家屋の被災程度の確認など現地調査  
(ウ) 工務係：解体業者への発注仕様書の作成、発注  
(エ) 経理係：解体業者への支払事務

ウ 解体撤去の指針

解体撤去作業の進め方

解体業者は、町が定めた解体順序に従って解体作業を行う。解体撤去に当たっては、所有者の立会いを原則とする。

エ 解体撤去時の分別

がれきの処理の効率化、リサイクルの向上を図るため、解体撤去時は、原則として次のとおり分別し、搬出車両で搬出する。

- (ア) 木くず  
(イ) 金属くず  
(ウ) コンクリート塊  
(エ) その他可燃物  
(オ) その他不燃物  
(カ) 以上を最大限分別した後の混合廃棄物

オ 解体撤去時の周辺環境対策

解体撤去時は、周辺環境に及ぼす影響を最小限とするよう、以下の点について配慮し、対策を講じる。

- (ア) 解体時の騒音、振動の抑制に配慮する。

- (イ) 解体時の粉塵の発生を最小限に抑える。
- (ウ) アスベストを使用した建築物の解体撤去の際は、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」（建設省住宅局建築指導課、建設大臣官房官庁営繕課監修、昭和63年日本建築センター発行）に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じる。

カ 搬出・運搬の指針

- (ア) 搬出・運搬時の分別の保持
 

解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出し、分別区分ごとに定められた仮置場に搬入する。分別が不十分なものは、仮置場への搬入を認めないので、分別区分に従って積載する。
- (イ) 指定運搬ルートへの遵守
 

町が解体家屋の存在する地区ごとに仮置場までの運搬ルートを定め、これを遵守して運搬する。場合によっては、緊急輸送道路を利用できるよう所轄警察署と協議する。
- (ウ) 搬出・運搬時の災害廃棄物の飛散、落下の防止
 

運搬中に災害廃棄物が落下、飛散しないように配慮して積載する。必要に応じて荷台に幌・シートをかぶせ、運搬中の飛散、落下を防止する。
- (エ) 搬出・運搬時の周辺環境対策
 

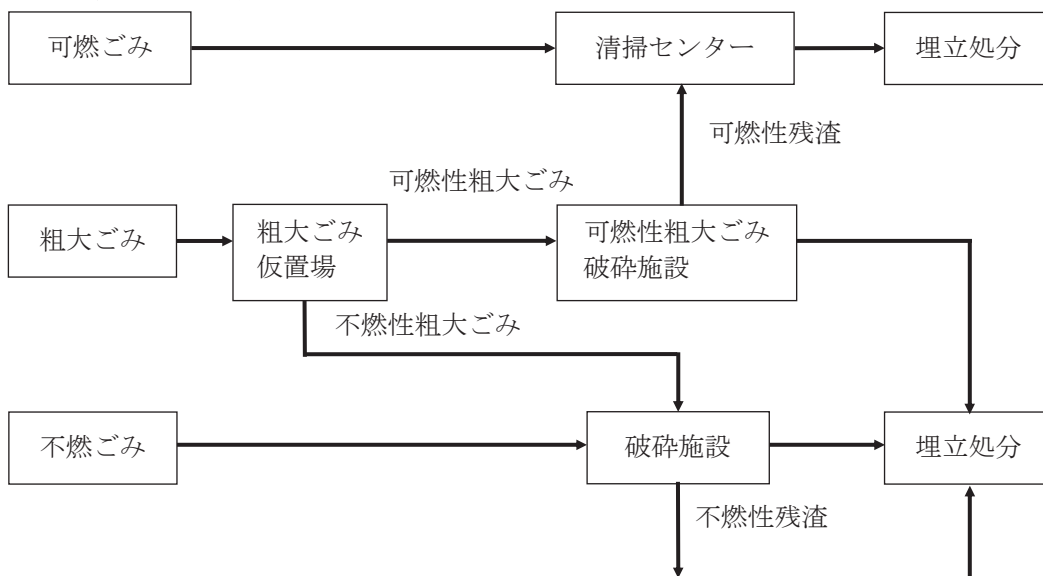
アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修、昭和63年）に従って、密閉、飛散防止措置を講じ、適正な搬出・運搬を行う。

7 生活ごみ、粗大ごみの処理

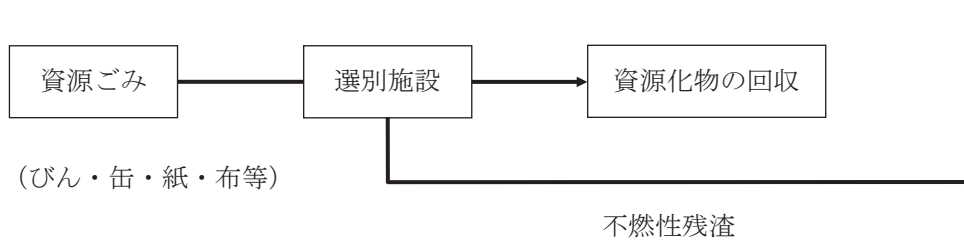
(1) 処理フロー

ア ごみ処理のフローは、図一3に示すように、基本的には通常時と同様とする。

図一3 ごみ処理フロー



〔九重防災〕



(2) 基本方針

- ア ごみの分別は通常どおり、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの3分別とする。収集した可燃ごみは全て玖珠清掃センターに運搬する。不燃ごみも全て玖珠清掃センターに搬入し、選別及び圧縮処理を行う。
- イ 通常時の収集・処理体制を基本として、町とその委託収集業者が収集を行い、次の方法で処理する。
- ウ ごみは、玖珠清掃センター、その他施設において処理・処分を行うことを原則とする。原則的に以下の方法で処理・処分を行う。
  - (ア) 可燃ごみ：玖珠清掃センターで焼却の後、残渣を処分場で埋立処分をする。
  - (イ) 不燃ごみ：埋立処分場に搬入し、埋立処分する。
  - (ウ) 粗大ごみ：大型の可燃ごみは、破砕機により破砕後焼却する。大型の不燃ごみは、圧縮した後、埋立処分する。
- エ 施設損壊や停電等の場合は、一時保管あるいは近隣市町村への応援要請などの対策を検討する。
  - (ア) 道路の不通等により収集効率が低下する場合は、優先的に焼却処理する必要がある生ごみ等の可燃以外の不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、町の処理方針に応じて排出するよう、町民に協力を呼びかける。
  - (イ) 粗大ごみは、一時的に増加するため、期限を切って一時的に収集方法を変更し、申込制による個別収集ではなく、集積所から収集する。このため、粗大ごみであることが分かるよう貼紙をして排出するよう町民に広報する。
  - (ウ) 地震発生後も、びん、缶類等を分別収集し再資源化を行う。避難所からのごみ排出も同様にびん、缶類等の分別収集を行う。
  - (エ) 粗大ごみの破砕により生じる木くず等は選別が容易でないこと、発生量としては家屋解体からの木くずが多量に発生することから、家屋解体から発生する木くずの再利用・再資源化を優先的に行う。
  - (オ) 紙、布類の集団回収は、地震発生後は一時的に休止することもやむを得ないが、事態の復旧に伴いできるだけ早期に再開できるよう調整する。
  - (カ) 粗大ごみは、仮置場に一時保管場所を設け、一時的に保管した後、不燃物圧縮施設で順次処理する。
  - (キ) 可燃ごみは生ごみを含むため、貯留せず収集後直ちに焼却する。更に、可燃性粗大ごみの破砕物を焼却する。焼却炉の運転は24時間運転し、生ごみを含む可燃ごみの焼却を優先

的に行い、余力に応じて可燃性粗大ごみの破砕物を受入れる。

(3) 生活ごみの発生量

生活ごみの発生量は、平常時と同等とし、1日〇〇トンと推計した。

しかし、災害時の生活ごみは、プラスチック包装材やPETボトルなどの成分が増加されることが予想される。

(4) 粗大ごみ発生量の推計方法

災害時のごみ発生量は、次の式に基づき推計する。

$$\begin{aligned} \text{粗大ごみの発生量} &= \text{被害棟数} \times \text{粗大ごみ発生源単位} \\ &= \{ \text{全壊棟数} \times (\text{半壊棟数} \times 0.6) \} \times \text{粗大ごみ発生源単位 (t/棟)} \end{aligned}$$

(注1) 粗大ごみ発生源単位は、阪神・淡路大震災の際の神戸市の粗大ごみの排出状況から増加総量/被害棟数により算出された1.03t/棟数を用いる。

(注2) 被害棟数は、大破棟数+中破棟数×0.6と設定し、この場合の1棟当たりの発生量を単位として用いる。

表—18 粗大ごみ発生量

地震による粗大ごみの発生量	t
通常時の粗大ごみの発生量	t
粗大ごみの推計発生総量	t

(5) 収集車両の調達可能台数

ア 本町の保有するごみ収集車両

町が保有するごみ収集車両及び町の委託業者が所有し、通常時のごみ収集作業を行っている車両数は、表—19に示すとおりである。委託業者が通常時の契約分以外に所有する車両数及びこの業者と緊急相互応援協定を締結している会社の所有する車両台数を併せて表—19に示す。

イ 不足分の対応

地震発生後は、家庭ごみ（粗大ごみを除く。）のごみ量自体の大幅な増加はないが、道路の不通により収集効率が通常時の数分の一に低下することから、委託業者及び関係団体に支援を要請し、機関車の調達を図る。

粗大ごみは、地震発生後に単位期間当たりの発生量として大幅に増加すると予想され、収集車両の大幅な確保が必要となる。

表—19 ごみ収集車両の通常時稼働台数と緊急時の調達可能台数

車種	積載量 (トン)	町所有 台数	委託業者 通常時 契約台数	委託業者 緊急時調達 可能台数	相互協定 締結会社 保有台数
機 械 車					

クレーン付ダンプ車					
ダンプ車					
小型ダンプ車					
パワーシャベル					
ブルドーザー					
トラック					
連絡車					
合計					

(6) ごみ収集・運搬体制

- ア 地震発生時は、避難所が開設され、これら避難所に避難する人の生活から排出されるごみを収集する必要がある。避難所で発生するごみの収集は、平常時のごみの収集ルートに避難所を組み込んで行う。
- イ 収集ルートは、通常時のルートを基本とするが、道路の不通などにより通常時より収集効率が低下することを考慮して、緊急輸送道路を使用できるよう所轄警察署と協議を行う。

8 適正処理が困難な廃棄物等処理

(1) 適正処理が困難な廃棄物等の範囲

本計画にいう適正処理が困難な廃棄物等とは、地震災害時に発生する災害廃棄物及び一般家庭から排出される廃棄物のうち、玖珠清掃センターでは適正処理が困難なものをさす。

現在、玖珠清掃センターで搬入受付をしていないものは、以下のとおりである。

- (ア) ピアノ、オルガン、エレクトーン
- (イ) 50cc以上のバイク（オートバイ）
- (ウ) 消火器
- (エ) バッテリー
- (オ) ボンベ類（プロパン、酸素、その他）
- (カ) 大型農機具
- (キ) 温水器、ソーラー
- (ク) コンクリート塊、土砂
- (ケ) 液体（オイル、シンナー、農薬）
- (コ) 汚泥、グリストラップ油脂
- (サ) 発砲スチロール

(シ) 廃酸、廃アルカリ

(ス) 産業廃棄物、医療系廃棄物

(2) 適正処理が困難な廃棄物等の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、通常時と同様に事業者の責任において処理する。

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、総務担当に相談窓口を設け、通常時の対応と同様に業者への引き取り依頼など適切な方法を示す。地震発生時は、適正処理が困難な物の排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を町民に広報する。

(3) 適正処理が困難な廃棄物等の処理

地震発生時に排出される可能性がある適正処理が困難な廃棄物等は、以下の対策を講じる。

●アスベスト

解体撤去の対象家屋にアスベストが使用されている場合は、担当する解体業者は解体作業の着手前に町に報告する。町は現地調査によりアスベストの使用を確認、その発生量を見積もり、その処理方法について業者に指示を与える。町の確認後、解体業者は適正な方法により解体撤去し、アスベストの固化施設に搬入して適正処理を行う。

●PCBを含む家電製品

一般家庭から粗大ごみとして排出される家電製品に含まれるものは、特別管理一般廃棄物として業者に回収を依頼する。

●感染性廃棄物

通常時と同様に、全て発生者の責任において処理する。地震発生に伴い設置される救護所で発生するものは、救護所を担当する医師と協議し、適正な処理方法を確保する。

●トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤

産業廃棄物として、事業者の責任により処理する。家屋の倒壊により搬出が困難なものは、家屋の解体撤去時に搬出、処理するよう指導する。

●ピアノ、オートバイなどの大型の適正処理困難物

町民からの相談に対しては、専門の引き取り業者に依頼するよう指導する。

●消火器

町民からの相談に対しては、専門の引き取り業者に依頼するよう指導する。使用済みの消火器で容器だけのものが排出された場合は、不燃ごみとして処理する。

●カセットコンロのボンベ

地震災害時に多く使用されると予想される。使いきってから排出するよう広報する。

●プロパンガスのボンベ

購入先の販売店への返却を指導する。

●その他廃棄物

適正処理が困難で専門の引き取り業者がない場合は、セメント工場で溶解するなど、民間の会社に委託する。

## 第8節 行方不明者の捜索、遺体の取り扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

### 1 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬については、町、警察機関、県及びその他の防災関係機関が相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

### 2 行方不明者の捜索

#### (1) 行方不明者の届出の受理及び町等への通報

警察官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、町及び関係機関への通報連絡にあたる。

#### (2) 行方不明者の捜索

町、消防本部、警察機関は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。

### 3 遺体の取扱い

#### (1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、町が警察官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

#### (2) 遺体の検視及び検案

ア 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官の検視に付す。

イ 県医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

ウ 町は、遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

#### (3) 遺体の安置（検視後）

ア 町は、遺体の安置所を設置する。

イ 町は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ウ 町は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

エ 町は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

### 4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は、町が実施する。町のみで対応が困難な場合は、県地区災害対策本部保健所班に通報し協力を求める。

### 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

#### (1) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応

を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

#### 6 災害救助法適用に関する事項

町において、県知事の委任に基づき町長が遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体の搜索状況記録簿
- ウ 搜索機械器具燃料受払簿
- エ 埋葬台帳
- オ 死体処理台帳
- カ 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

### 第9節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

#### 1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、第一順位としては町がこれを実施する。

#### 2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅(以下「災害公営住宅」という。)の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が運流入したため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

#### 3 町が実施する住宅の供給及び確保措置

町において、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 障害物除去の状況
- (3) 障害物除去費支出関係証拠書類

#### 4 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、町は必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、他の市町村が被災したときに応援を行うための体制を整えておく必要がある。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

### 第10節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

#### 1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長等が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として町立の学校にあつては町教育委員会が、これにあたるものとする。

また、町長は、教育委員会の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。

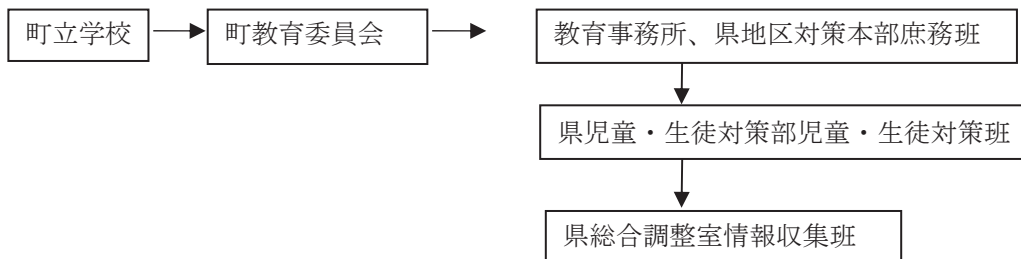
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、町教育委員会と県児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

#### 2 応急措置の実施基準

##### (1) 被災状況等の把握

町は、町内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

<被災状況等の連絡経路図>



(2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

- ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。
- ウ 必要に応じて2部授業を実施する。
- エ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。
- オ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 応急授業等の実施

- ア 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- イ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。
- ウ 町教育委員会、県児童・生徒対策部児童・生徒対策班は、応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、町長は県知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

ア 給与の基準

(ア) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対し行う。

(イ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

① 教科書及び教材

a. 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b. 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

- ② 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）
- ③ 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ウ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、 内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

(エ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

イ その他必要な措置

町長が県知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 学用品の給与状況
- (ウ) 学用品購入関係支払証拠書類
- (エ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

ア 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、町教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

イ 各学校等は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、町教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

ア 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等

の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

- イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じて医療機関に要請し、安全を図る。
- ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。
- エ 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。

- ア 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- イ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ウ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- エ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

3 その他の応急措置

(1) 町内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、町内の教育施設がほとんど被災し、使用困難な場合、次の措置をとる。

- ア 児童・生徒の集団的な移動教育
- イ 応急仮設校舎の設置

4 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- (1) 在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について町と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう町、町教育委員会、県教育委員会、県被災者救援部避難所対策班、県児童・生徒対策部児童・生徒対策班等との間で必要な協議を行う。

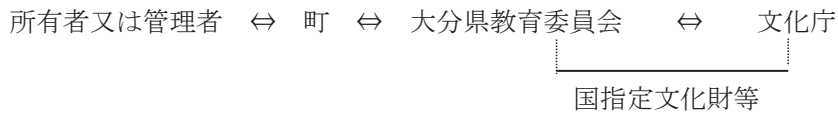
5 町が実施する文教対策

町が実施する災害時の教育対策は、本計画の定めるところにより実施するが、この節の定めるところに準じ必要な事項を処理する。

6 文化財の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

- (1) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。



(2) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

町・町教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

### 第11節 義援物資の取り扱い

本節は、災害後に町に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

#### 1 町に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

町は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 町は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。

- (2) 町は、義援物資の受入れ、仕分け等に関して、主に町社会福祉協議会及びボランティアを活用し、その他防災関係機関へも協力を要請する。

#### 2 町に送付される義援物資の取扱い

- (1) 義援物資の取扱いに関する広報

ア 受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

町は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、目標量、送付場所を決定する。

イ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の広報

町は、アで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

- (2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、「第4章 第5節 被服寝具その他生活必需品給与計画」での取扱いと同様に実施する。

### 第12節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、町は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県地区対策本部保健所班、獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

町は、県と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 町内の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他の自治体との連絡調整及び要請

4 応急仮設住宅等での対応

町及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

## 第5章 社会基盤の応急対策

### 第1節 電気、ガス、水道、通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

#### 1 応急対策の基本方針

電気、ガス、水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。町その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

#### 2 災害発生時の連絡体制の確立

- (1) 九州電力(株)大分支店、NTT西日本(株)大分支店及び被災地の応急対策に関与するガス、水道事業者は、県及び町が災害対策本部を設置した場合には、県及び町との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。
- (2) 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、県のほか、町、警察機関、消防機関に迅速に通報する。

#### 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて町民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

#### 4 応急対策にあたっての町の支援

町は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、町民向けの広報を行おうとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。また、以下の事項について各事業者から要請を受けた場合、可能な範囲で協力する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災無線等による停電、復旧状況の広報

### 第2節 道路、河川、公園、鉄道の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、公園、鉄道の応急対策について定

めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、公園、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。町その他の防災関係機関は、管理者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関・チラシ等を用いて町民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての町の支援

町は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、町民向けの広報を行おうとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

**第3節 農林水産業に関する応急対策**

災害による農林水産物等の防護と被害の軽減は、この節の定めるところによって実施する。

1 農作物応急対策

災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風水害	水 稲	移植直後の流失	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。
		本田の流失埋没	代作への転換を指導する。
		病害虫の発生	「主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」（以下「防除指針」という）に基づき発生状況に応じた防除を速やかに行う。
		用水対応	発災当初から町や土地改良区とともに水路の通水確認を行い、被災箇所においては、土砂撤去や仮設水路、仮設ポンプの設置等の応急工事に取り組み、用水確保を図る。
	その他	技術指導 被害発生に即応し、予め編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。	
	麦 類 その他	病害虫の防除	長雨による病害の激発等が考えられるので、「防除指針」に基づき発生状況に応じた防除を速やかに行う。

風			<p>技術指導</p> <p>対象作物の種類、発生時期により発生の様相は著しく異なるので、事態に即応した技術指導をその都度編成して行う。</p>
	全般	農地への油流出	<p>水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い分解を促進させる。</p>
水害	果樹	<p>応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病害虫の防除に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候回復とともに速やかに行う。</li> <li>・薬剤の種類、使用量等はその都度示す。</li> </ul> </li> <li>2. 施肥を合理的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害程度に応じて施肥量を削減するか、分施を行う。</li> <li>・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。</li> </ul> </li> <li>3. 土壌管理に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平坦地は排水を図る。</li> <li>・傾斜地においては、排水するとともに地表浸透を図り、土壌の流出防止に努める。</li> </ul> </li> <li>4. 柑橘の摘果にあたっては、生理落果をよく観察し、時期をややおくらせて実施する。</li> <li>5. 落葉果樹の整枝・剪定・誘引に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・なしの棚ゆれ防止を行う。</li> <li>・ぶどうは7月以降の摘心はかえって晩伸びの原因となるので摘心しない。</li> </ul> </li> <li>6. 倒伏樹木は土壌が湿潤の間におこし、支柱等で結束する。</li> </ol>	
	野菜 (いも類含む) 花き	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病害虫の防除に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候の回復とともに速やかに行う。</li> <li>・薬剤の種類、使用量は「防除指針」を参考にする。</li> </ul> </li> <li>2. 施肥は合理的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・回復用として速効性のものを適量施用する。</li> </ul> </li> <li>3. 適切な排水を行う。</li> <li>4. 降灰等の場合は速やかに付着物を洗い落とす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫時期になっているものは早めに収穫する。</li> </ul> </li> <li>5. 被害が甚だしく、その代作のための種子が確保できない場合は、国の災害備蓄の種子の払下げについて町を経由して県に手続きする。</li> </ol>	

〔九重防災〕

	茶	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 排水に努める。</li> <li>2. 病虫害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。</li> <li>3. 茎葉の被害が大きい茶園では樹勢回復のため施肥する。</li> </ol>			
	飼料作物 及び牧草	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 倒伏、折損の状況を見て、早めに収穫、貯蔵する。</li> <li>2. 調整にあたっては稲わら等の水分調節材料もしくは乳酸菌などの添加剤を加え、品質向上に努める。</li> <li>3. 収量の大幅な減少が予想される圃場では状況に応じて再度播種する。</li> <li>4. 被害程度の軽微な圃場では、今後とも排水・施肥等の肥培管理を継続し、増収に努める。</li> <li>5. 牧草地への土砂等の流入に対しては、早期に排除し、牧草の枯死面積を最小限に抑える。</li> <li>6. 牧草地の流亡箇所は、状況に応じて客土も行き追播を行う。</li> </ol>			
雪 ・	果 樹	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 枝さけ、枝折れの結束をする。</li> <li>2. 施肥の場合は、少量ずつ分施する。</li> <li>3. 病虫害の防除に努める。</li> <li>4. 葉数に応じた摘果を行う。</li> <li>5. 積雪の場合は早朝に除雪する。</li> <li>6. 晩霜の場合は重油燃焼又はスプリンクラー散水する。</li> <li>7. 施設の補修を早急に行う。</li> </ol>			
	凍 霜 害	<table border="1"> <tr> <td>茶</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防霜施設、資材の設置を事前に行う。</li> <li>2. 枯込部を剪枝する。</li> <li>3. 病虫害の防除と速効性肥料を施肥する。</li> <li>4. 排水に努める。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>施設の 果 樹 野 菜 花 き</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の補修・補強を早急に行う。</li> <li>2. 除雪や加温等による融雪対策を行う。</li> <li>3. 折損した茎葉の整枝誘引を早めに実施する。</li> </ol> </td> </tr> </table>	茶	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防霜施設、資材の設置を事前に行う。</li> <li>2. 枯込部を剪枝する。</li> <li>3. 病虫害の防除と速効性肥料を施肥する。</li> <li>4. 排水に努める。</li> </ol>	施設の 果 樹 野 菜 花 き
茶	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防霜施設、資材の設置を事前に行う。</li> <li>2. 枯込部を剪枝する。</li> <li>3. 病虫害の防除と速効性肥料を施肥する。</li> <li>4. 排水に努める。</li> </ol>				
施設の 果 樹 野 菜 花 き	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の補修・補強を早急に行う。</li> <li>2. 除雪や加温等による融雪対策を行う。</li> <li>3. 折損した茎葉の整枝誘引を早めに実施する。</li> </ol>				
干 ば つ	水 稻	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. あらかじめ節水栽培に努める。</li> <li>2. 畦畔からの漏水防止に努める。</li> <li>3. 畦畔の雑草を刈取って敷草したり、敷わらをして乾燥防止に努める。</li> </ol>			
	大 豆	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. かん水が可能な場合は莢実の肥大期に1～2回夜間、畦間かん水する。</li> <li>2. ダニの防除に努める。</li> </ol>			
	野 菜 (いも類含む) 花 き	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷草、敷わらをして3～5cm覆土する。</li> <li>2. 灌水できるところは、夕方充分散布する。</li> <li>3. 畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。</li> <li>4. ダニ、アブラムシの防除に努める。</li> </ol>			

干ばつ	果 樹	1. 敷草、敷わらをする。 2. 草生園では草が伸びない内に刈る。 3. 落葉した場合は樹勢を調整するため着果制限を行う。 4. 灌水できるところは、夕方地中灌水する。
	茶	1. 敷草・敷わらをする。 2. 灌水できるところは、夕方散水する。

\*詳細は「気象災害の防止技術」(平成6年5月策定)による。

## 2 畜産関係応急対策

### (1) 家畜の避難

ア 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生した時には、町は振興局から連絡を受け、あるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

イ 町はあらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所などの適当な場所を選定しておくものとする。なお、災害が発生した場合は、町はその他の機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に収容し、県家畜診療班による応急診療を実施するとともに、管理人の選定、飼料の確保供給につとめるものとする。

### (2) 飼料等の確保

被災家畜飼育者、又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、町は振興局に確保あっ旋についての要請をするものとする。

### (3) 畜産物の搬出対策

被災地域内において、農家が生産した畜産物が災害に伴う交通と絶等により搬出ができないときは、町は、県農林水産部畜産振興課にこれら搬出についての協力を要請するものとする。

## 3 林産物応急対策

### (1) 苗畑対策

〔干害〕

ア 適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。

イ 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分の蒸発防止をする。

ウ 苗間にわらなどを敷き土壌の蒸散を防止する。

エ は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。

オ 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時にはしないか、又は、実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。

カ 地温が30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をする。

キ 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

### (2) 造林木対策

〔干害〕

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈作業を避け、造林地の水分の蒸発を

抑制する。

〔風害〕

- ア 日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。
- イ 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地については倒伏木を整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- ウ II齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起こし等を実施し回復に務める。

(3) たけのこ専用林対策

〔風害〕

- ア 林縁に防風帯を設ける。
- イ うら止めを行う。

〔水害〕

土壌流出を防ぐため、竹幹等を用いて土留を行う。

〔干害〕

- ア 夏から初秋の除草を控えるか、又は、取り草や落葉等のより林地の被覆を行う。
- イ 可能な所では散水施設を設置する。

(4) しいたけ対策

〔干害〕

- ア 伏込みほだ木の笠木を十分にし、直射日光を避ける。
- イ 伏込み場の下草を刈りすぎないようにする。
- ウ ほだ木を低く組んだり、倒すなどして、水分調整を行う。
- エ 可能な所では散水施設を設置する。

〔火山噴火災害〕

- ア 降灰防止と雨水調節を兼ねてビニールシートで覆いをする。
- イ 芽切りから採取までの期間を短くするためどんこ採りをする。
- ウ 人工ほだ場や簡易ビニールハウス等の施設栽培を導入する。



## 第4部 災害復旧・復興





## 第4部 災害復旧・復興

### 第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い町土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 1 町民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 2 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 3 復興後の町土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 4 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、町は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、町では町民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の町土の姿を明確にして、計画的な災害につよい町土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、町単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、大分県等の協力を得ながら、地方自治法に基づく職員派遣を要求するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

## 第2章 公共土木施設等の災害復旧

本章は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものとする。

### 1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

### 2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

### 3 国土交通省等の権限代行制度

(1) 県は、町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。

(2) 町は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

(3) 県又は町は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

### 4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3か年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

### 5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

### 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

#### 1 町民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、町では、必要に応じて「町民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整等運用にあたって柔軟に対応する。

##### (1) 各種手続の総合窓口

ア 見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

イ 中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

##### (2) 各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

##### (3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

##### (4) 情報の提供

自立を図る上でさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

#### 2 被災者の生活再建支援等

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

##### (1) 被災者台帳の整備

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

##### (2) 情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

#### 3 災害義援金の配分

##### (1) 配分組織の確立

災害義援金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて町に義援金配分委員会を設置する。

ア 配分委員会の構成組織は、次のとおりとする。

- (ア) 九重町
- (イ) 九重町社会福祉協議会
- (ウ) その他の関係機関

イ 配分委員会の組織

(ア) 委員の任命

町長は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

(イ) 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

(ウ) 役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(エ) 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長の委員会の招集を請求することができる。

(オ) 配分資料の整備、保管

会長は義援金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明発行や義援金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間がかかった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの運用をはかる。

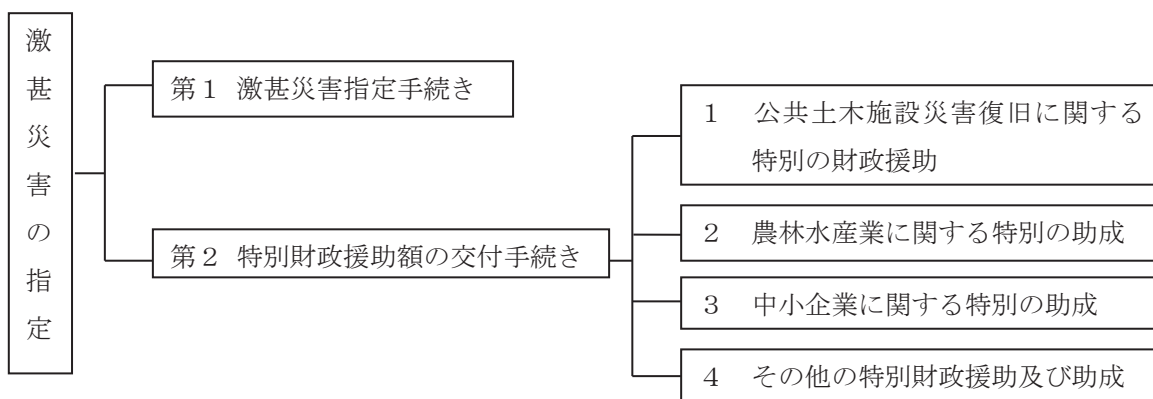
## 第4章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定をうけるため、災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

### 関係法令

- ・ 災害対策基本法第97条～第98条
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

### 対策体系



### 第1節 激甚災害指定の手続き

- 1 町長は、町内において大規模な災害が発生した場合、直ちに県知事へ報告するものとする。
- 2 町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

### 第2節 特別財政援助

町長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

〔九重防災〕







## 第5部 火山災害対策

### 第1章 火山災害予防

本計画では、九重山のうち硫黄山及び大船山並びに阿蘇中岳で想定されている噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガスの滞留などによる多数の遭難者、行方不明者死傷者等の発生といった火山災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧・復興の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、風水害対策編の各部によるものとする。

また、地域住民や登山者等の避難に関しては、九重山火山避難計画によるものとする。

#### 火山防災体制の整備等の取り組み

##### (1) 火山防災協議会での検討事項

県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平時から共同で検討するため、平成28年9月に設置した九重山火山防災協議会において、住民等（住民（住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）及び、登山者等（登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）を指す。以下同じ。）の避難に関する次の事項について共同検討を行い、具体的な避難計画の検討、防災訓練や住民説明会の実施等を関係機関と共同で推進する。

- ア 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- イ 大分県防災会議が活動火山対策特別措置法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ウ 町の防災会議が活動火山対策特別措置法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- エ これらのほか、火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項（避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町への助言に関することを含む。）

また、発災後に関係者を迅速に招集し、救助部隊の活動基準を検討するため連絡体制の整備を行うものとする。

町は、県の取組みに応じて火山防災対策を構築する。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

大分地方气象台、県、市町村及び公共機関等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

火山防災協議会は、観光施設などの事業所の職員、登山ガイド、関係機関等（環境省くじゅう管理官事務所、林野庁大分森林管理署及び大分西部森林管理署等）に協力を依頼（必要に応じて協定等を締結）し、「火山情報連絡員」の登録を促進するとともに、火山防災協議会ごとに必要な研修等を実施する。また、火山情報連絡員等からの異変情報を迅速に气象台（福岡管区・大分地方）へ伝達する流れ（連絡網）を整備する。

(3) 防災知識の普及・啓発、訓練

町は、大分地方气象台が、県、他市町村及び公共機関等の防災関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、住民等に対して火山防災に関する知識の普及・啓発を図る。

町及び県は、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮し、噴火警報等の解説など防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を活用し、研修を実施するなど防災知識の普及・啓発に努める。

町及び県は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう住民の地震保険・共済への促進に努める。

町及び県は、住民等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加を推進するよう努める。訓練により明らかになった課題等は町地域防災計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

(4) 住民等の避難誘導體制

町及び県は、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び住民への周知徹底に努める。

1) 町が定める避難場所、避難経路

(ア) 避難場所、避難所

町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所、避難所を指定するとともにその整備に努める。この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所、避難所の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

県は、必要に応じて関係機関等と連携し、町が行う避難場所、避難所の指定及び整備について、技術的な助言をするなど支援に努める。避難場所、避難所は、避難場所・避難所の指定条件（第2部 第3章 第1節7 避難所等整備計画）に準じて指定するほか、以下の事項に留意する。

a. 火山災害に対する避難場所は、火山現象（降灰を除く。）の影響を受けない所で、かつ、住

民等が短時間で避難が可能な場所とする。

- b. 大量の降灰を想定して堅固建物の確保に努める。
- c. 予想される噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガス等の火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所、避難所を指定する。
- d. 資料編「九重山火山避難計画」に、火山災害時の対象避難場所を示す。

#### (イ) 避難経路

町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに住民等の安全を考慮した避難経路を指定するとともに整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難経路の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

県は、必要に応じて関係機関等と連携し、町が行う避難経路の指定及び整備について、技術的な助言をするなど支援に努める。

- ・町長は、住民等が速やかかつ安全に避難できるように、原則として避難経路が相互に交差しないこと、車両の使用による渋滞予測など避難手段ごとの避難に要する時間、噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガス等の火山現象の危険性を考慮して、できる限り火山災害の影響を受ける部分を通過しない道路を避難経路としてあらかじめ指定する。
- ・また、通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路、道路付近に危険物施設がない道路を指定する。
- ・町長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

#### 2) 登山者等への配慮

登山者等（以下「登山者等」という。）の避難に関しては以下に配慮するものとする。なお、登山者等の安全対策については、避難計画に基づいて実施するものとする。

##### (ア) 登山者等への普及啓発

町、県及び関係機関は、自ら、もしくは観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。

また、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに登山者等向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

さらに、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

町及び消防機関は、登山者等がホテル、旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

##### (イ) 登山届提出の周知

町及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火

山地域での登山を計画する者に対し、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発を図るものとする。

町は次の取り組みを進める。

- a. ホームページやリーフレットによる啓発の強化
- b. 登山届の届出ポストを各記帳台に設置
- c. 行政の登山イベントや学校行事等における登山届提出の徹底を依頼

（ウ）入山規制の事前対策

町は、登山者等の立入りが多い火山において、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

（エ）情報伝達手段の整備

町及び関係機関は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、民間施設の管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

また、県、町及び関係機関は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

町は次の取り組みを進める。

- a. ヘリコプターによる重点呼びかけエリアの設定等を検討
- b. 登山口等へ、安心・安全メール登録のためのQRコード掲示板設置を検討
- c. 山小屋や観光施設等との情報提供に関する協力体制を構築

（オ）その他警戒避難に関する事項

町及び関係機関は、登山者等の安全確保を図るため、次の対策を事前に実施する

- a. 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。
- b. 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット等）の配備に努める。
- c. 避難施設の整備等に係る検討などについて情報共有を図る。

3) 避難確保計画の作成

火山の爆発その他の火山現象により著しい影響を受ける地域であって、不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設（避難促進施設）の所有者または管理者は、避難確保計画の作成・公表をするものとする。町は、避難促進施設の選定にあたっては、火山防災協議会の意見を踏まえる必要がある。

また、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、町長に報告するものとする。

町は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めるものとする。

避難確保計画の作成にあたっては、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」（平成28年3月、内閣府（防災担当））を参照することとし、主に次のことを定めるもの

とする。

- a. 火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制・情報伝達に関する事項
- b. 火山現象の発生時における避難促進施設利用者の避難誘導に関する事項
- c. 火山現象の発生を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- d. その他、避難者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置（必要な資器材の配備、意識啓発など）

#### 4) 広域避難

町は、火山災害の影響範囲を考慮し、必要に応じて近隣市町村と避難者の受入れに係る協定を予め締結するなどにより、避難所の確保を図る。

県は市町村の区域を越えた避難に関して、受入可能市町村の避難所数及び避難所の収容人数、他市町村への避難者の移動手手段の調整等の市町村間の調整といった必要な支援を事前に行うものとする。なお、他市町村に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。

広域避難者は同一県内の他市町村で受け入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、隣接県への避難が必要となった場合には、県が広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により隣接県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

## 第2章 火山災害応急対策

### 1 組織計画

#### (1) 基本方針

火山災害に備え、町は、迅速・的確に対処するための防災活動組織を整備する。

#### (2) 町の組織

##### ア 火山災害の配備体制

火山災害に関する配備時期の基準及び内容は、次のとおりである。

種別	体制の時期の基準	体制の内容
第一次体制	<p>火山情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制</p> <p>a. 福岡管区気象台が、九重山について火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表したとき。</p> <p>b. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生する恐れがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。</p>	<p>特に関係のある本庁の課職員のみで配備し、防災関係機関と連絡をとり気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。また、気象状況等により第二次体制に切り替える指示を行う。</p>
第二次体制	<p>比較的軽微な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となったときの配備体制</p> <p>a. 福岡管区気象台が九重山に係る火口周辺警戒（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき。</p> <p>b. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあり特に災害応急対策を実施する必要があるとき。</p>	<p>総務班体制に加え、関係職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として状況により第三次体制に移行することができる体制とする。</p>

第三次体制	救助体制	相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大する恐れがあるときの配備体制 救助法適用事態にある場合を含む。 a. 福岡管区気象台が、九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）を発表したとき。 b. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替えることができる体制とする。
第四次体制	非常体制	町全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大なときの非常体制（災害対策本部設置基準） 大規模な災害の発生が免れないと予想されるとき	

イ 災害対策連絡室体制

災害対策連絡室体制の組織・運営（分掌事務）は第「3部 第2章 第1節 組織」に準ずる。

ウ 災害警戒本部体制

災害警戒本部体制の組織・運営（分掌事務）は第「3部 第2章 第1節 組織」に準ずる。

エ 災害対策本部体制

九重町災害対策本部設置基準に達したと町長が認めた場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織・運営（分掌事務）は第「3部 第2章 第1節 組織」に準ずる。

(3) 関係機関の活動調整のための組織

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき設置し、硫黄山火山爆発に際し、登山者及び地域住民等の生命、身体、財産の保護に関する防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、法第45条に基づく必要な要請又は指示等を行うことを目的にくじゅう山系（硫黄山）火山防災協議会を設置する。

2 動員配備

町における動員配備は、次のとおりとする。

体制	対策の別	配備課の一般的基準
第一次体制（連絡室体制）	火山災害対策	危機管理・防災安全課 総務課
第二次体制（警戒体制）	火山災害対策	危機管理・防災安全課 総務課 建設課

〔九重防災〕

		未来デザイン推進課 農林課・農業委員会 観光・地域振興課 教育振興課
第三次体制（救助体制）	火山災害対策	危機管理・防災安全課 総務課 建設課 未来デザイン推進課 農林課・農業委員会 観光・地域振興課 教育振興課
	大規模な火山災害又は 爆発その他の重大な事 故	全職員
第四次体制（非常体制）	災害対策本部設置基準による。	

（注） 配備職員 各課（局・室）長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

### 3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達

#### (1) 基本方針

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・情報センターは、噴火警報・予報等の火山に関する情報の提供を行う。火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは、その旨を警告する噴火警報を発表し、町は、噴火警報・予報等の火山に関する情報について、防災情報提供システム（専用線及びインターネット回線）を通じて入手する、関係機関、及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。

#### (2) 噴火警報・予防等の発表基準

噴火警報・予報は、全国111の活火山を対象として発表しており、大分県では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山が対象となる。

噴火速報は、活火山が対象で平成27年8月から運用を開始している。

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・情報センターが、噴火に伴い生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警

〔九重防災〕

戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

#### イ 噴火予報

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・情報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

#### ウ 火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

#### エ 灰予報

噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。

##### (ア) 降灰予報(定時)

噴火警報発表中の火山で、噴火の発生にかかわらず活動の状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。18時間先までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

##### (イ) 降灰予報(速報)

降灰予報(定時)を発表中の火山では「やや多量」以上が予測された場合、降灰予報(定時)を未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

##### (ウ) 降灰予報(詳細)

噴火の観測情報を用いて、より精度の高い降灰予測を発表。降灰予報(定時)を発表中の火山では「やや多量」以上が予測された場合、降灰予報(定時)を未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表。噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

#### オ 山ガス予報

住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

#### カ 山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（福岡管区气象台）が発表する。

(ア) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(イ) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(ウ) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

全国版及び各地方版が公表される（大分県は「九州地方の火山」）。

(エ) 地震・火山月報（防災編）

月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をとりまとめたもので、全国版が公表される。

(オ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と発表される。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。各火山の火山防災協議会における発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、噴火警戒レベルは運用される。大分県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況、及び噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧、並びに九重山（平成19年12月運用開始）の噴火警戒レベルを次に示す。

噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧  
（噴火警戒レベルが運用されている火山の場合）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることを留意)

九重山の噴火警戒レベル(平成19年12月1日運用開始〔令和3年12月改定〕)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 1600年前：黒岳で噴火、火砕流が火口から約2km以上溶岩流が火口から約1km以上流下
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。	●噴火活動の活性化がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や膨張を示す地殻変動、火山ガス(二酸化硫黄)の放出量の顕著な増加など、マグマ上昇を示す現象が発生。

〔九重防災〕

警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。	●想定火口域中心から概ね2km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。小規模火砕流の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	●想定火口域中心から概ね1.5km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

各レベルにおける具体的な規制範囲については、地域防災計画等で定められているので、詳細については、地元自治体（九重町、竹田市、由布市）に確認のこと。

(4) 噴火警報・予報等の伝達

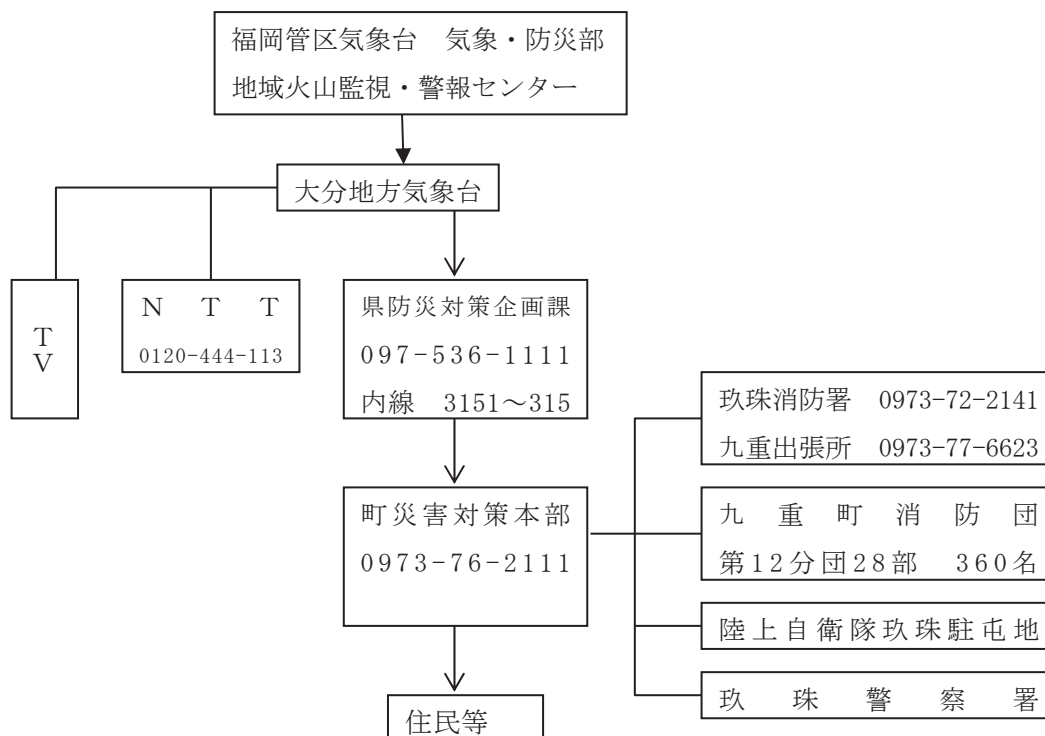
大分地方気象台は、気象業務法第11条及び活動火山対策特別措置法第12条の規定に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する鶴見岳・伽藍岳、由布岳、及び九重山、並びに阿蘇山に関する噴火警報・予報等を大分県知事へ通報及び防災関係機関へ伝達する。

大分地方気象台とオンラインで繋がっている機関は、防災情報提供システム（専用線及びインターネット回線）により、その他の機関においては、テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて直接入手するものとする。各防災関係機関においては、日頃から噴火警報・予報等の内容に十分留意し、町民の生命、身体及び財産への被害を最小限とする体制を整える。

県は、防災情報システム、FAX等により、町に伝達する。

町及び県は、必要に応じて、おおいた防災アプリ、県民安全・安心メール、防災ヘリ及び防災行政

無線等多様な手段により、住民等への周知を行う。



4 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条）

(1) 基本方針

- ア 噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は遅滞なく、その旨を町長（消防機関を含む。）、警察官に通報しなければならない。
- イ 前項の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- ウ 前2項の通報を受けた町長は、その旨を大分地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、県その他関係機関と連携して迅速・的確な防災体制の確立を図る。

\*異常な現象の例

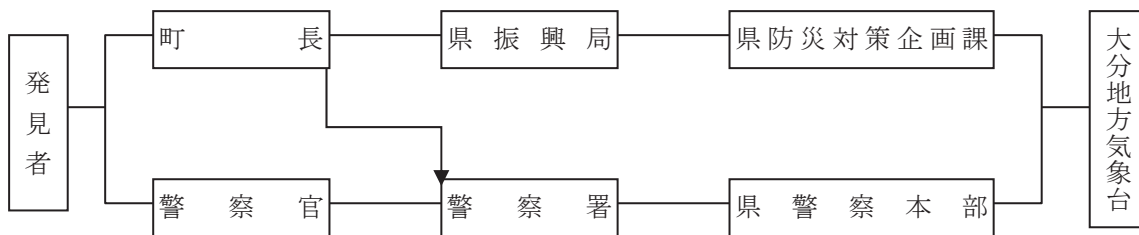
現象の区分	現象の例
噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれらに伴う降灰砂等。

〔九重防災〕

噴火以外の火山性異常現象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 火山地域での地震の多発。</li> <li>② 火山地域での鳴動の発生。</li> <li>③ 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ。</li> <li>④ 噴気・噴煙の顕著な異常変化、噴気孔・火口の新生・拡大・移動、噴気、噴煙の量・色・臭・温度、昇華物等の異常変化。</li> <li>⑤ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化。 湧泉の新生・枯渇、量・味・臭・色・濁度・温度の異常変化等。</li> <li>⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大・移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ。</li> <li>⑦ 火山附近の湖沼・河川の水の顕著な異常変化。 (量・濁度・臭・色の変化、軽石・死魚の浮上、発泡、温度の上昇等)</li> </ul>
--------------	---

(2) 町の措置

発見者、警察官から通報を受けた町長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次の関係機関に通報し必要な措置を求める。



5 災害情報・被害情報の収集・伝達

噴火が発生した際の災害情報及び被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」による。

6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合等の避難対応

(1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	必要な防災対応
特別警報	噴火警報 (居住地 域) 又は 噴火警報	居住地 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	危険な居住地からの避難
			レベル4 (高齢者等避難)	警戒が必要な居住地での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備
警報	噴火警報 (火口周 辺) 又は火口 周辺警報	火口から 居住地 近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から居住地近くまで立入禁止。(規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km) (規制範囲2km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは避難 ・県道11号別府一の宮線 (やまなみハイウェイ) は長者原から牧ノ戸間は通行止め ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置 (規制範囲1.5km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは注意喚起 ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	想定火口域中心から概ね1km以内の立入禁止 ・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	状況に応じて想定火口域内の立入規制等 ※想定火口域は、硫黄山噴気地帯を囲む半径500mの範囲内

### 7 突発的な噴火発生時の避難対応

観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、それでも噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、さらには明瞭な前兆が予測されないままに噴火に至る場合（以下「突発的な噴火」という。）もある。特に水蒸気噴火は、マグマが直接関与しない噴火であるため、2014（平成26）年9月27日に発生した御嶽山噴火のように、先行現象の規模は小さく、現象がみられる場所も火口付近など比較的狭い領域に限られる場合が多い。そのため、現在の火山に関する知見、火山噴火予知の科学的水準では、水蒸気噴火の発生を予測することは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火に比べ困難である。

このことを踏まえ、噴火警戒レベル引上げに至る前の段階で突発的な噴火が発生した場合の防災

機関や危険な範囲内にいる登山者等がとるべき防災対応を以下のとおり定める。

(1) 町の組織体制

町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、災害対策本部体制をとり、県と連携し、避難誘導等の防災対応にあたる。

噴火が発災した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

(2) 情報の収集・伝達

突発的な噴火発生した場合の情報収集・伝達は以下のとおり実施するものとする。

- ・町は、まず「火山が噴火した」、「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規模などを伝達する。
- ・噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、火山防災協議会の構成機関と情報共有を図る。
- ・県は、町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、火山防災協議会の構成機関と情報共有を図る。
- ・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定の見直しに努める。
- ・気象庁は、噴火発生の事実を確認した場合は、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。
- ・警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合は、町、県、協議会等の関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制を図る。

(3) 火口周辺規制

突発的に噴火した直後は、噴火警戒レベル3（入山規制）と同様の防災対応を図る。

(4) 登山者等の避難誘導

- ・町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、火山防災協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、町がその確保に努める。
- ・登山者等が町からの避難の呼びかけを待つことなく、近くの火山現象から身を守れる避難場所等へ自主的に緊急退避するよう、日頃からその周知・啓発に努める。
- ・火山防災協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議す

る。

- ・火山防災協議会の構成機関は、町が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。
- ・気象庁、火山専門家等は、火山活動の推移予測等から、緊急退避後の避難誘導の実施時期について助言を行う。
- ・警察、消防、自衛隊は、町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。
- ・観光関係団体・事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

#### (5) 登山者等自身による身を守る行動

登山者等は、突発的な噴火が発生した場合、噴石の飛散や火山灰の堆積、火山ガスの滞留などから身の安全を守りつつ、速やかに避難する必要がある。各種火山現象時にとるべき防災対応について以下に示す。

##### ① 噴石から身を守る

爆発的な噴火によって、火口から飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。

##### ア 大きな噴石

大きな噴石は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間に落下し、場合によっては鉄筋コンクリートの建物の屋根を打ち破るほどの破壊力がある。そのため、噴火前に危険な範囲から離れる必要がある。噴火に遭遇してしまった場合の対応は厳しいが、登山者等は、速やかに避難小屋や大きな岩陰等に身を隠すことなど、少しでも被害を軽減できる可能性のある行動をとり、噴火が落ちていたら速やかに下山（避難）すること。

##### イ 小さな噴石

小さな噴石は風の影響を受けて風下へ流れるため、遠方まで飛散するが、丈夫な建物の屋内などに退避することで被害を防ぐことができる。そのため、登山者等は屋内などに退避する。登山中に噴火に遭遇し、付近に避難小屋などの身を隠す場所がない場合、噴石から頭を守ることが大切であるため、ヘルメットを装着し、身を隠すことができる場所まで移動すること。ヘルメットを持たない場合でも、リュックサックなどの荷物や腕で頭部を覆うなど、その場でできる対応で頭部を守ること。

##### ② 火山灰から身を守る

火山灰は、目のかゆみ、痛みや充血を引き起こし、体内に吸い込むと咳や呼吸困難など呼吸器に影響を与える。登山者等は、マスクやゴーグルを装着し、火山灰が体内に入らないようにすること。

##### ③ 火山ガスから身を守る

火口や噴気孔から放出される火山ガスには、硫化水素や二酸化硫黄などの有毒な成分が含まれており、呼吸器や心臓に疾患がある人には、発作を引き起こされる危険がある。また、火山

ガスの濃度によっては、健康な人も生命に危険が及ぶ可能性がある。

火山ガスは、空気より重いいため、火山地域の窪地や谷などに留まっていることがある。そのため、風のほとんどない日は要注意となる。

特に、息が苦しくなるなど異常を感じた場合は、速やかに窪地や谷から離れること。なお、火山ガスは、水に吸収されやすい性質があるため、濡れタオルなどを口に当てることも有効である。

#### ④降雨後の土石流から身を守る

火山噴火により排出された岩石や火山灰が堆積すると、降雨による土石流、泥流が発生する可能性が高まる。土石流では、河川周辺、特に下流域において大きな被害をもたらす危険がある。

土石流は高速で斜面を流れ下るため、土砂の流れる方向に対して直角に避難すること。

#### ⑤その他想定される火山現象から身を守る

噴石、火山灰、火山ガス、土石流以外のその他想定される火山現象（溶岩流、火砕流等）から身を守るため、各種火山現象の特徴を理解するとともに、いち早く状況を把握できるよう留意しながら登山することが必要である。特に、火砕流（火砕サージ）は、流下速度が時速数十kmから百数十kmに達することから、発生してから回避することは不可能であるため、噴火前に避難する必要がある。

しかしながら、噴石が飛散している中での下山（危険な範囲からの避難）は危険であるため、避難する際には、まず身の安全を確保し、噴火が収まった後で直ちに下山し、危険な範囲から避難すること。なお、下山（避難）にあたっては、当初の登山計画に捉われず、噴火口から離れる方向の登山口等へ避難すること。

### 8 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

#### (1) 基本方針

町内で火山災害が発生するおそれのある場合、町は、住民等に対して危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

#### (2) 町の措置

町は、県等から噴火警報・予報等の伝達を受けた場合及びその後の噴火警報等により町内で火山災害のおそれがあると判断した場合、町防災行政無線、防災情報提供メール（おおいた防災アプリ及び県民安全・安心メールを含む）、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、町ホームページ、ケーブルテレビ等を用いて住民、登山者、観光客等に対して危険箇所からの避難などを呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人等の要配慮者にも的確に呼びかけができるように配慮する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を呼びかける。

特に、特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。

また、町長は、警戒区域を設定した場合においても、上記に示した多様な手段により速や

かに住民等に周知する。

#### 9 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）

町は、当該地域に流言飛語をはじめとする各種の混乱が発生し、又は発生のおそれがあるときは、消防団及び区長会と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

#### 10 避難対策

火山防災協議会は、町が行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

また、町は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険がある場合には、平時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・情報センターが発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応し、次の取り組みを実施する。

##### (1) 町長の避難の指示

ア 町長は、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。

イ 警察官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他のものに対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに町長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

ウ 警察官は、イの避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

エ 町長は避難の指示をしたときには、直ちに避難の指示が出された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、消防団等の協力を得て周知徹底に努める。

オ 町長は、避難の指示をしたときには、速やかにその旨を知事（県生活環境部防災局防災対策企画課）に報告する。

##### (2) 警戒区域の設定

ア 町長は、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域に設定する。

イ 警察官は、火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認める場合で、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、警戒区域を設定する。

ウ 町長、警察官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

エ 町長は、警戒区域を設定したときは、速やかにその旨を知事（県生活環境部防災局防災対策企画課）に報告する。

オ 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を、災害対策基本法第73条に基づいて実施し、その旨を公示する。

(3) 要配慮者

町長は、警察署、消防団等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

(4) 住民等による自主避難

特定の地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、住民等は、町長等の避難の指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。

(5) 登山者等への配慮

ア 入山規制・緩和の実施

火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、火山災害から登山者等の安全を確保する必要がある場合には、隣接市町村と連携し、入山規制又は災害対策基本法第60条の規定による避難の指示等、もしくは災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定（以下「入山規制等」という。）を行い、危険な区域への登山者等の立入りを制限する。

入山規制等を行った場合には、広報、立札等により、その旨を登山者等に周知させる。

イ 登山者等への情報伝達

町は、噴火警報・予報（噴火警戒レベル）が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者等の早期下山を呼び掛ける。

町は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。

県は、噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛を呼び掛け、登山者等の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した呼びかけを行う。

県、町及び関係機関等は、登山者等の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

(6) 広域避難

町は、町内で避難者の受入が困難と認められるときは、県に対して他市町村への避難者の受入れを要請するものとする。

県は、被災市町村から避難者の受入れの要請があった場合、市町村と連携して予め定めた方法により、避難者の受入れを支援するものとする。

広域避難を必要とする要配慮者に対しては、要配慮者の避難等の措置（第3部第4章第1節3

要配慮者の避難等の措置)に準じた措置を実施する。

#### 11 交通の制限

町長は、火山活動等により交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は負傷者の救助活動に支障がある場合は、通行車両の安全の確保、かつ、危険区域内での災害応急活動の円滑化を図るため、警察官及び道路管理者に対し、国道、県道の交通規制を求めるものとする。

##### (1) 公安委員会

災害の危険が切迫した場合には、通行車両の安全を確保し、かつ、危険区域内での災害応急活動の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の流入を極力、禁止又は制限する。

公安委員会は、緊急輸送路を確保するため、災害が発生している当該地域での一般車両の走行及び当該地域への流入を原則として禁止する。

公安委員会は、交通規制を実施した場合、県、市町村、警察庁、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容を広く周知徹底させる。

##### (2) 町

町は、交通規制に関する情報を入手した場合、町民に広く周知徹底する。

#### 12 広域的な調整

##### (1) 被災者情報の収集・集約

基本的な被災者情報の収集・集約は、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

町は、県が行う山頂付近の被災者の情報収集について協力する。

##### (2) 救助部隊の活動基準の策定とその運用

基本的な救助・救急の体制は、「第3部第2章第6節 災害救助法の適用及び運用」によるものとする。

さらに、甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第3部第2章第7節 広域的な応援要請」によるものとする。自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3部第2章第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」によるものとする。

救助部隊の活動基準及び運用については、予め定めた連絡体制により速やかに招集された県、火山防災協議会の構成市町村、国土交通省、自衛隊、警察、消防、火山専門家などにより、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成する。そのうえで、救助部隊間で基準を共有することとする。

なお、救助部隊の活動基準の検討に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

### 第3章 火山災害復旧・復興

火山による災害の復旧・復興については、「第4部 災害復旧・復興」により実施するものとする。